

計画策定の趣旨と位置付け

第1章

川崎市における高齢者の状況

第2章

地域包括ケアシステム構築に向けた取組

第3章

第8期計画期間における施策の方向性

第4章

川崎らしい都市型の
地域居住の実現

第5章

介護保険サービスの見込量と保険料

第6章

資料編



取組Ⅰ いきがい・介護予防施策等の推進



i) 主体的な健康づくり・介護予防に向けた取組

P74~

- (1) 高齢者の健康づくり・介護予防の普及啓発
 - ① 生活の質の維持・向上
 - ➡ 健康づくり事業
 - ➡ 食育推進事業
 - ② セルフケア意識の醸成と健康づくり・介護予防
 - ➡ 介護予防普及啓発事業
 - ➡ 啓発イベント等の実施 等
 - ③ 社会参加の促進とフレイル予防
- (2) 多様な主体による生活ニーズへの対応

ii) 身近で多様な通いの場の充実

P82

- 住民主体の通いの場の活動支援
 - ➡ 地域介護予防活動支援事業 等

iii) いきがいづくり・社会参加の促進

P83~

- (1) 市民活動
 - ➡ シニアパワーアップ推進事業
- (2) いきがいづくり支援
 - ➡ 老人クラブ育成事業
 - ➡ 全国健康福祉祭（愛称「ねんりんピック」） 等
- (3) 就労支援
 - ➡ 高齢者就労支援事業（シルバー人材センター）
- (4) 活動支援
 - ① 活動情報の提供
 - ➡ 「情報」による活動支援（シニア向け情報誌） 等
 - ② 活動場所の提供
 - ➡ 「場」による活動支援（いきいの家の運営） 等
 - ③ 活動資金の提供
 - ➡ 「資金」による活動支援（ふれあい活動支援事業） 等

iv) 早期発見及び予防的介入の強化

P94

- (1) 生活習慣病予防のための取組
 - ➡ 生活習慣病重症化予防事業
- (2) 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施の取組
- (3) 認知症予防の取組

v) 外出支援施策の推進

P95~

- 外出支援
 - ➡ 高齢者外出支援乗車事業

これまでの主な取組

- 介護予防の普及啓発を図るため、「介護♥予防いきいき大作戦」を地域全体で進めるとともに、各いこいの家で専門職による体操や介護予防に関する講話等を行いました。また、各区地域みまもり支援センター等では、町内会・自治会等と連携して講演会・相談会を行ったことなどにより、自助・互助の意識向上につなげました。

(高齢者実態調査)	平成 28 (2016) 年度	令和元 (2019) 年度
介護予防の認知度	51.7%	49.8%

- 各区地域みまもり支援センターでは、ボランティア講座等を開催し、健康づくりや介護予防に資する人材の育成を行いました。また、地域づくりの取組を通じて、地域の特性を活かした介護予防活動等のグループの立ち上げや活動の支援を行いました。
- 健康づくりの取組として、身体活動や食生活、歯と口の健康、健診受診等に関して、様々な手法を用いて普及啓発を行ったことにより、高齢者等の意識向上やセルフケアに取り組むきっかけづくりにつなげました。
- 高齢者をはじめとする地域住民の社会参加や活動を活性化し、いきがいや介護予防につなげ、住民同士の支え合いやつながりを生み出すことを目的として、各区地域みまもり支援センターに生活支援体制整備事業として「生活支援コーディネーター」を設置しました。さらに、より小さい地域での取組が進むよう、介護事業所へのコーディネーター設置を推進しています。
- いこいの家及びこども文化センターとの多世代交流に係る「連携モデル事業」の取組等を踏まえ、平成 31 (2019) 年 3 月に「いこいの家・老人福祉センター活性化計画 (IRAP)」を策定し、両施設における地域交流や、施設を活性化するための取組を推進しました。
- 社会活動への参加促進を目的とした「高齢者外出支援乗車事業」や、働きたい高齢者に就業機会を提供する「シルバー人材センター」に対する支援等を通じて、いきがいづくりに取り組みました。
- 「いこいの家」や「いきいきセンター」、特別養護老人ホーム等の「地域交流スペース」などを活用し、高齢者に地域活動の場を提供しました。

いこいの家 (市内 48 か所)	平成 30 (2018) 年度	令和元 (2019) 年度
延べ利用者数	611,089 人	557,140 人



第8期計画での主な課題と施策の方向性

課題

- ✓ 早い時期からの介護予防活動への取組促進が必要です。
- ✓ フレイル予防の普及啓発が必要です。
- ✓ 誰もが取り組みやすい健康づくり活動の普及が必要です。
- ✓ 「地域づくり」に資する生活支援の仕組みづくりの促進が必要です。
- ✓ 通いの場の確保と安定的な運営が求められています。
- ✓ 身近なところで活動できる場所の確保が求められています。
- ✓ 就労を継続したい高齢者が増加しています。
- ✓ 外出機会の確保による社会活動への参加促進が必要です。

施策の方向性

i) 主体的な健康づくり・介護予防に向けた取組

- ・介護予防に関する普及啓発を図り、自助・互助の意識の醸成を図ります。
- ・様々な生活ニーズへの対策を講じます。
- ・自立支援・重度化防止の観点から、事業の実績把握、改善、見直しなどを行いながら取り組みます。

ii) 身近で多様な通いの場の充実

- ・様々な住民主体の通いの場づくりを進めます。
- ・継続的な活動を支援します。

iii) いきがいづくり・社会参加の促進

- ・高齢者の多様ないきがいづくり、地域交流などの取組を推進します。
- ・働く意欲のある高齢者の就業機会の確保に取り組みます。

iv) 早期発見及び予防的介入の強化

- ・高齢者の保健事業と介護予防の一体的な取組について検討します。

v) 外出支援施策の推進

- ・高齢者の人口増加やニーズの多様化に伴い、時代に即した持続可能な制度への再構築を検討します。

主な成果指標

指標名	現状	目標	指標の出典等
介護予防の認知度の割合	49.8% (令和元(2019)年度)	57.0%以上 (令和4(2022)年度)	高齢者実態調査
ほぼ毎日外出している高齢者の割合	52.5% (令和元(2019)年度)	53.6%以上 (令和4(2022)年度)	高齢者実態調査

【本市におけるいきがい、健康づくり、介護予防の取組の仕組み】

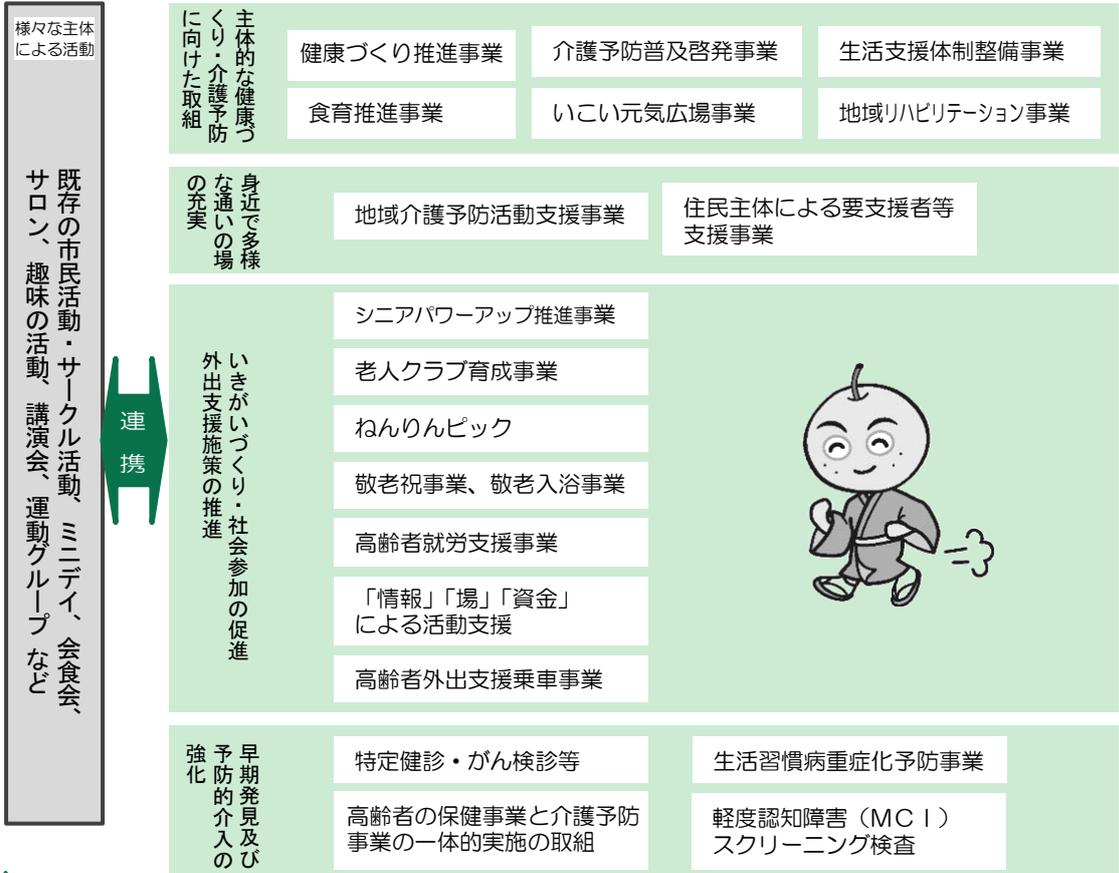
元気高齢者	虚弱高齢者	要支援	要介護
-------	-------	-----	-----

介護保険サービス
(要支援者) (要介護者)

介護予防・日常生活支援総合事業
(一般介護予防事業) (介護予防・生活支援サービス)

健康づくり・いきがいづくり 等

介護♡予防いきいき大作戦



地域包括ケアシステムの推進～自助・互助・共助・公助～

- 自立的に自らの健康状態・生活機能を維持・向上させるセルフケア意識の醸成
- 地域のつながりの中で助け合いを意識し取り組む自主的な活動の取組
- ケアを必要とする人を地域全体で支えていくための仕組みづくり

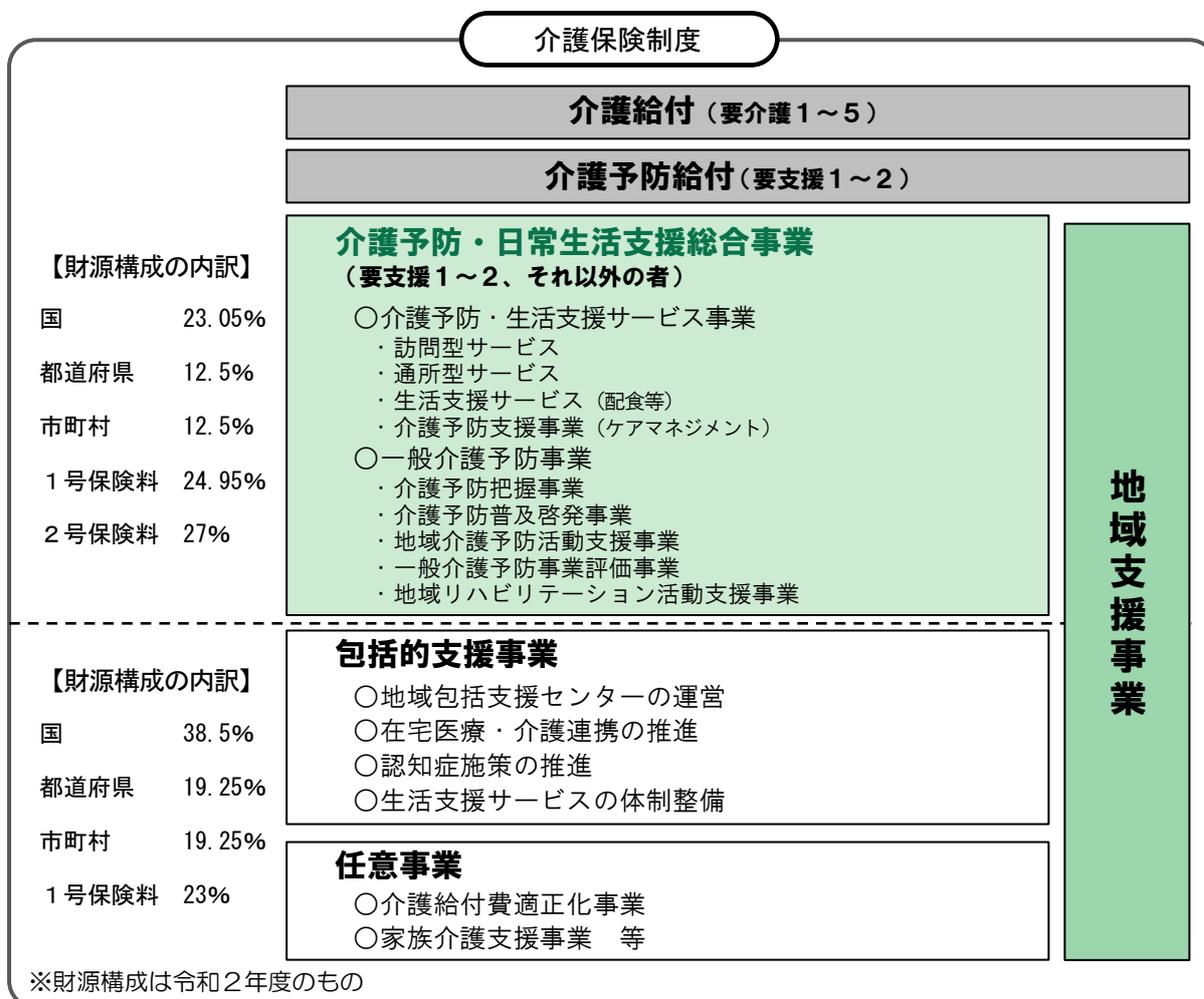
高齢者が有する能力に応じて地域で自立した生活を送るために要介護状態等となることの予防や悪化を防止するための取組を推進します。

第8期においては①主体的な健康づくり・介護予防に向けた取組、②身近で多様な通いの場の充実、③いきがいづくり・社会参加の促進、④早期発見及び予防的介入の強化、⑤外出支援施策の推進を柱とし、様々な主体と連携しながら、いきがいづくり、健康づくり、介護予防の取組を推進します。



本市では、地域包括ケアシステムの構築に向けた取組を推進しており、介護予防においても、地域の実情に応じて、行政、住民、町内会・自治会等の地縁組織、ボランティア団体、子どもや高齢者の施設・事業者等が連携し、「自助」「互助」の取組を推進していくことが求められています。

【介護予防・日常生活支援総合事業（厚生労働省資料から改変）】



また、平成 27（2015）年の介護保険制度の改正で、地域支援事業の中に新たに「介護予防・日常生活支援総合事業（以下「総合事業」といいます。）」が創設されました。これは、専門職によるサービスが必要な方には専門的サービスを確保しつつ、さらに、地域の社会資源等を活用して、民間事業者やNPO、ボランティアなどの多様な主体によるサービスの提供を充実させることで、様々なニーズに対応することを目的としています。

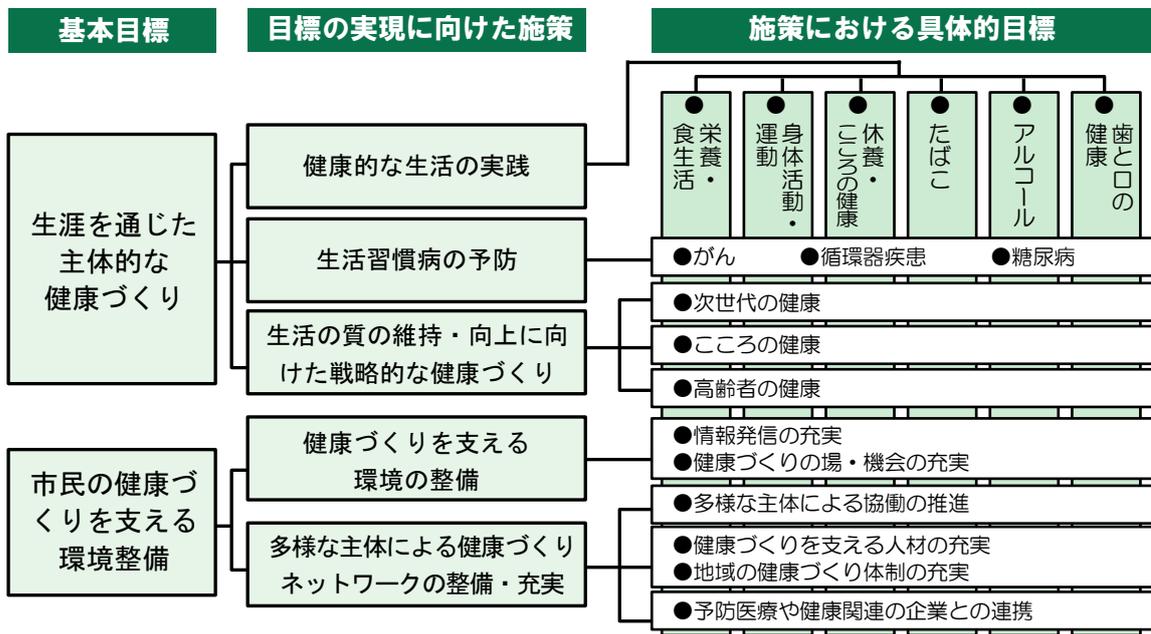
総合事業は、①65歳以上の被保険者に対して、介護予防に関する普及啓発や地域の介護予防活動の支援を行う一般介護予防事業と、②要支援者等に対して必要な支援を行う訪問型・通所型サービス等の介護予防・生活支援サービス事業から構成されています（②の介護予防・生活支援サービス事業の詳細は、本章の取組Ⅲ「利用者本位のサービスの提供」を参照）。

i) 主体的な健康づくり・介護予防に向けた取組

(1) 高齢者の健康づくり・介護予防の普及啓発

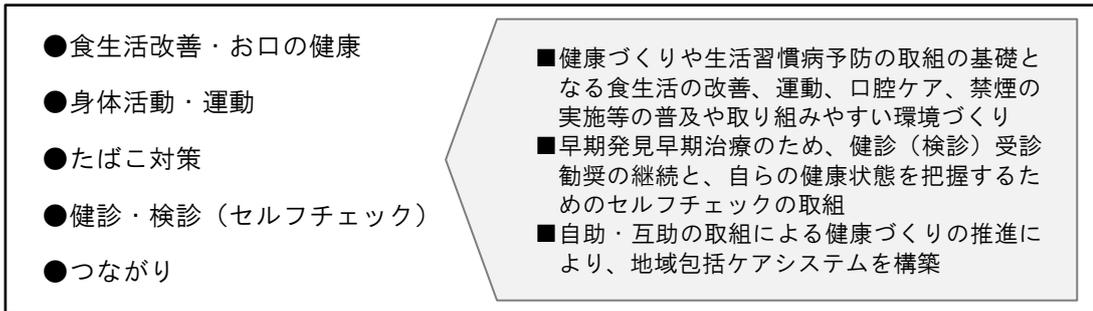
高齢化が進展する中で、介護保険制度の持続可能性を維持するためには、高齢者が有する能力に応じた自立した生活を送るための取組を進める必要があります。高齢期の健康や生活の状態は、それまでの生活習慣などが大きく関わるため、若いときから健康づくりの取組を継続していくこと、また、何歳になっても取組を始めることが大切です。

【川崎市健康増進計画「第2期かわさき健康づくり21」体系図】



本市では、平成25（2013）～令和4（2022）年度までを計画期間とする川崎市健康増進計画「第2期かわさき健康づくり21」を策定しており、平成29(2017)年度に中間評価を行い計画後半の方向性を示し、継続して生涯を通じた市民の健康づくりを推進しています。

【重点的に取り組む項目（第2期かわさき健康づくり21）】





今後予測される急速な高齢化や国の様々な動向を鑑みると、介護予防につながる健康づくりや生活習慣病の予防、重症化の予防の取組は、さらに重要になってきています。健康づくりの取組を効率的に推進するため、第2期計画後半の重点として5項目を定め、引き続き取組を進めます。

① 生活の質の維持・向上

今後、本市の後期高齢者の増加が見込まれる中、生活の質の維持・向上を図り、高齢者自らが健康を守るための取組として、運動機能の低下や認知機能の低下、口腔機能低下、低栄養などの面から予防を行う必要があります。

➡ 健康づくり事業

・ロコモティブシンドローム★の普及・啓発と取組の実践への支援

高齢者がいきいきと健康に暮らすためには、よく歩き、こまめに身体を動かすことやバランスの良い食事をとることが大切です。体を動かすことを日常生活に取り入れるなどの、関節や筋力の維持に向けた活動の必要性や、低栄養予防のためにバランスの良い食事をとる大切さなどについて、具体的な方法を様々な場面で伝え、継続して主体的に取り組むための支援を行います。

・歯科口腔保健に関する啓発

歯と口の健康は、健全な食生活や言語コミュニケーションの維持等の点から重要であり、身体的な健康のみならず、精神的、社会的な健康にも大きな影響を与えることから、80歳になっても自分の歯を20本以上保つことをスローガンとした「8020運動」を推進します。

高齢者に対する、①健全な食生活や言語コミュニケーションの維持、②健全な摂食嚥下を保持し、誤嚥性肺炎の予防や、低栄養による全身の虚弱化の予防のため、口腔機能低下（オーラルフレイル）の予防・軽減を図る取組として、歯と口の健康づくりイベント「お口の健康フェア」や、町内会、地域包括支援センター等の地域活動の場にて歯科口腔保健や口腔機能向上に関する講座を開催します。



ロコモティブシンドローム

別名は運動器症候群といい、体を支える運動器（骨、関節、筋肉など）の衰えにより、日常生活での自立度が低下し、要介護になる可能性の高い状態のことです。ロコモティブシンドロームを予防し、高齢者がいきいきと健康に暮らすためには、こまめに体を動かすこと、関節や筋力の維持のための活動を行うこと、バランス良い食事をとることなどが大切です。

① 食育推進事業

第4期川崎市食育推進計画に基づき、家族や友人等と一緒に食事をするこゝと（共食）により、食事のバランスが良くなったり、健康状態が良いと感じたりする傾向にあることから、低栄養予防の観点からも共食の大切さを市民に広く伝える取組を推進します。

また、食を通じた健康づくりのボランティアとして地域での活動を進める「食生活改善推進員」の養成など、高齢者をはじめとする全市民が健全な食生活を実践できるようライフステージに応じた食育の取組を推進します。

② セルフケア意識の醸成と健康づくり・介護予防

元気で長生きする「健康寿命」を延ばしていくために、何歳からでも、自分で行う継続した健康づくりや介護予防の取組が大切です。また、高齢者にとって、生活のはりがあることは、自分が健康であるという意識を高める要因の一つになっています。そのためには、「居場所」も大切であることから、セルフケアによる健康づくり・介護予防の普及啓発を行うとともに、高齢者の居場所づくりに取り組みます。

🌱【成果指標】

指標名	現状	目標	指標の出典等
健康であると感じている高齢者の増加	70.3% (平成28(2016)年度)	70.3%以上 (令和8(2026)年度)	健康意識実態調査

※第2期かわさき健康づくり21の指標を参照しています。

※次回の健康意識実態調査の実施年度が第8期計画の初年度である令和3(2021)年度であるため、目標値は次々回の調査実施年度である令和8(2026)年度を記載しています。

③ 介護予防普及啓発事業

・各区で実施する事業

各区の実情に応じて区役所や地域包括支援センター等が実施する講座や健康教室などにおいて、介護予防や認知症予防に関する知識や情報の普及啓発を行い、セルフケアや地域で取り組む介護予防活動の実践に向けて意識の醸成を図ります。

・「いこい元気広場」事業

市内48か所のいこいの家で、毎週1回、転ばない体づくりなど介護予防のための体操や、健康づくりに関するミニ講座等を行い、介護予防活動のきっかけの場として充実を図ります。参加者が運動等の健康づくりの習慣を身につけるとともに、終了後に自身や地域の介護予防活動に参加することで継続して取り組めるよう支援します。



〔実績・計画〕

	第7期			第8期		
	H30年度 (2018)	R元年度 (2019)	R2年度 (2020)	R3年度 (2021)	R4年度 (2022)	R5年度 (2023)
実施回数	2,346回	2,097回	1,800回	事業継続 →		
延参加者数	21,872人	21,821人	18,730人			

平成30年度及び令和元年度は実績値、令和2年度以降は見込みです。

※新型コロナウイルス感染拡大防止のため、令和2年2月28日から令和2年6月30日まで事業休止

【成果指標】

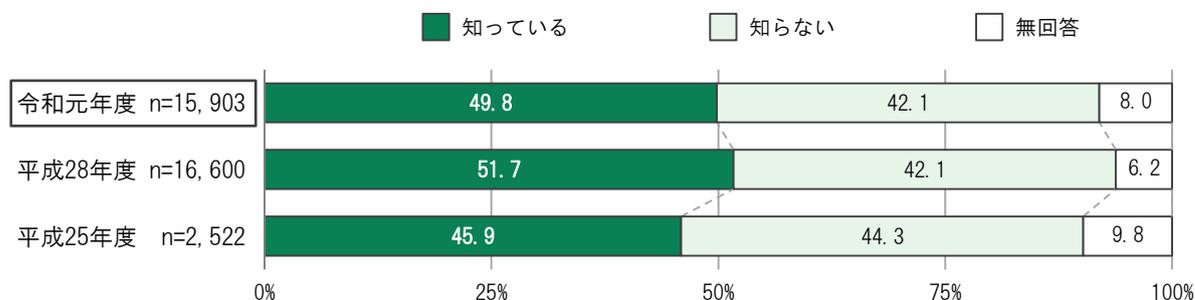
指標名	現状	目標	指標の出典等
介護予防普及啓発事業 (一般介護予防事業) の参加者数	40,010人 (令和元(2019)年度)	40,010人以上 (令和5(2023)年度)	健康福祉局調べ

※いこい元気広場事業参加者数を含みます。

【介護予防の認知度】

問 「介護予防」とは、要介護状態（寝たきり）にならないようにするための取組ですが、あなたは知っていますか（単一回答）。

▶介護予防を「知っている」人が約5割となっています。



※高齢者実態調査（一般高齢者）

【成果指標】

指標名	現状	目標	指標の出典等
介護予防の認知度の割合	49.8% (令和元(2019)年度)	57.0%以上 (令和4(2022)年度)	高齢者実態調査

◎ 啓発イベント等の実施

いきがい・健康づくりや介護予防など、高齢者が地域でいつまでも元気でいきいきと暮らせるための取組を介護♥予防いきいき大作戦と銘打ち、DVD、CD等の配布による広報により、介護予防の重要性について広く周知を図ります。

また、啓発イベントについては、従来の高齢者へ介護予防と健康寿命の延伸のための取組の重要性を伝えることや、地域のボランティア団体等の交流を深めるといった目的に加え、高齢者以外も介護や福祉に興味を持ってもらえるよう、イメージアップ・PRのためのメニューなどを盛り込み、内容の充実を図ります。

◎ 高齢者音楽療法推進事業

特別養護老人ホームの入居者やデイサービス利用者に対し、定期的な楽器の演奏などによる音楽療法を取り入れ、認知症の人や要介護高齢者等の精神的な安定が図られることや、認知症の進行や問題行動が軽減されることなどにより、施設や在宅における生活の質の向上を図ります。

〔実績・計画〕

	第7期			第8期		
	H30年度 (2018)	R元年度 (2019)	R2年度 (2020)	R3年度 (2021)	R4年度 (2022)	R5年度 (2023)
実施施設数	24 か所	26 か所	21 か所	事業継続	→	

平成30、令和元年度は実績値、令和2年度以降は見込みです。



介護予防普及啓発の推進

本市の介護予防事業を展開していく上で、マスコットキャラクターの「長寿郎」を活用し、普及啓発を図っています。頭部は川崎で発見された梨「長十郎」をモチーフにしています。「長十郎」は、病気に強く、日持ちのする品種といわれています。



生 年
明治26年生まれ

出身地
大師河原村
(現在の川崎市川崎区)

趣 味
カラオケ

好きな歌
「上を向いて歩こう」
「好きです かわさき 愛の街」



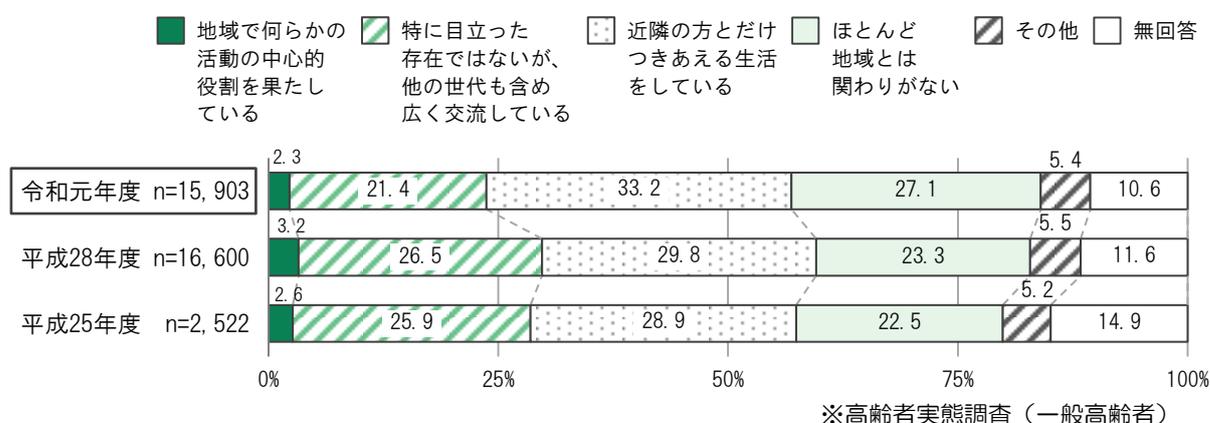
③ 社会参加の促進とフレイル予防

高齢になっても、地域社会や人とのつながり（町内会や自治会、老人クラブ、趣味のサークルなど）を持ち、これまで培った知識や技術を地域の中で活かすことは、いきがいや生活のほりを持つきっかけになり、ひいては心身の健康増進や介護予防に結びつくことから、地域活動への参加と活動の促進を推進していきます。

【数年後の地域社会との関わり】

問 あなたは、今から数年後（おおむね5年後）の地域社会との関わりについて、どのように考えていますか（単一回答）。

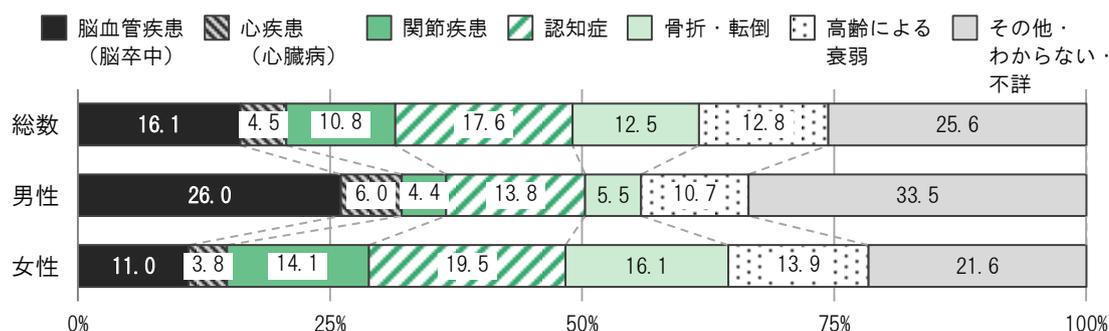
▶ 3割弱の人が「ほとんど地域とは関わりがない」と回答しています。



介護が必要となった主な原因（令和元年国民生活基礎調査）をみると、「脳血管疾患（脳卒中）」や「認知症」のほか、「高齢による衰弱」や「骨折・転倒」も多く、この傾向は高齢になるに従い強くなります。健康な状態と日常生活で介護が必要な状態の中間の状態である「フレイル★」を予防あるいは改善することは介護予防活動の重要な役割となります。

フレイル予防は「運動」「栄養」「社会参加」が重要であり、健康づくり事業や一般介護予防事業（総合事業）等の様々な取組の中で、フレイル予防を推進します。

【介護が必要になった主な原因（再掲）（参考：全国値）】



※厚生労働省「国民生活基礎調査」（令和元年）をもとに作成

・ 認知症予防の取組（後述）

軽度認知障害（MCI）スクリーニング検査（モデル事業）を実施した方に、自分で認知症に「備える」ための予防の取組（身体活動、社会参加、栄養バランス、口腔体操、知的活動等）を日常生活に取り入れることを勧奨しています。

令和元（2019）年度の厚生労働省老人保健健康増進等事業により、WHO（世界保健機関）のガイドライン「認知機能低下および認知症のリスク低減」の日本語版が作成されました。本市においても、予防に関するエビデンスを整理した活動の手引きとして活用し、認知症予防に取り組みます（詳細は、本章の取組Ⅳ「医療介護連携・認知症施策等の推進」を参照）。

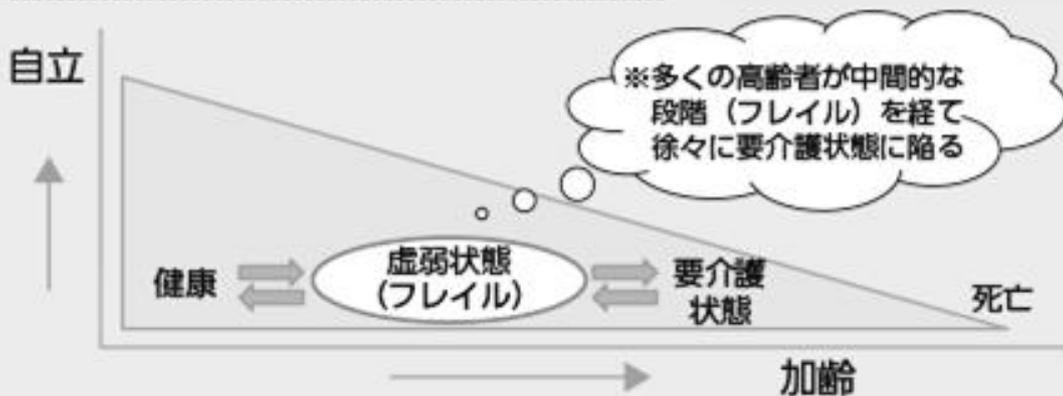
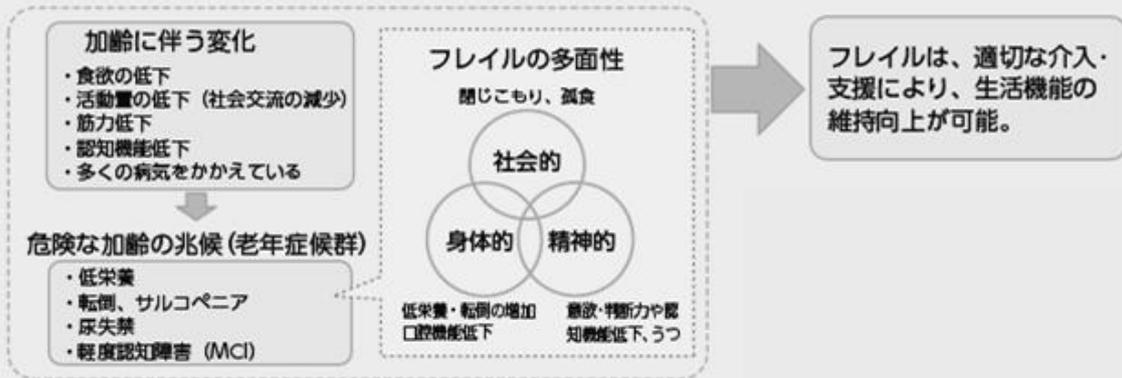


フレイル

フレイルとは、「Frailty（虚弱）」の日本語訳として平成26（2014）年に日本老年医学会が提唱し広まりました。体重減少、疲れやすい、身体活動量の低下など加齢に伴う身体・認知機能の低下等、介護が必要になる前の状態を表しています。

フレイルの考え方では、適切に対応や介入を行うことで心身の良い状態を長く保つことができるかとされています。

「フレイル」とは 加齢とともに、心身の活力（例えば筋力や認知機能等）が低下し、生活機能障害、要介護状態、そして死亡などの危険性が高くなった状態。



※厚生労働省「平成28年版厚生労働白書 ー人口高齢化を乗り越える社会モデルを考えるー」
図表4-2-19 「高齢者の虚弱（「フレイル」）について」を一部改変



(2) 多様な主体による生活ニーズへの対応

生活支援の仕組みづくり（地域づくりに資する仕組みづくり）

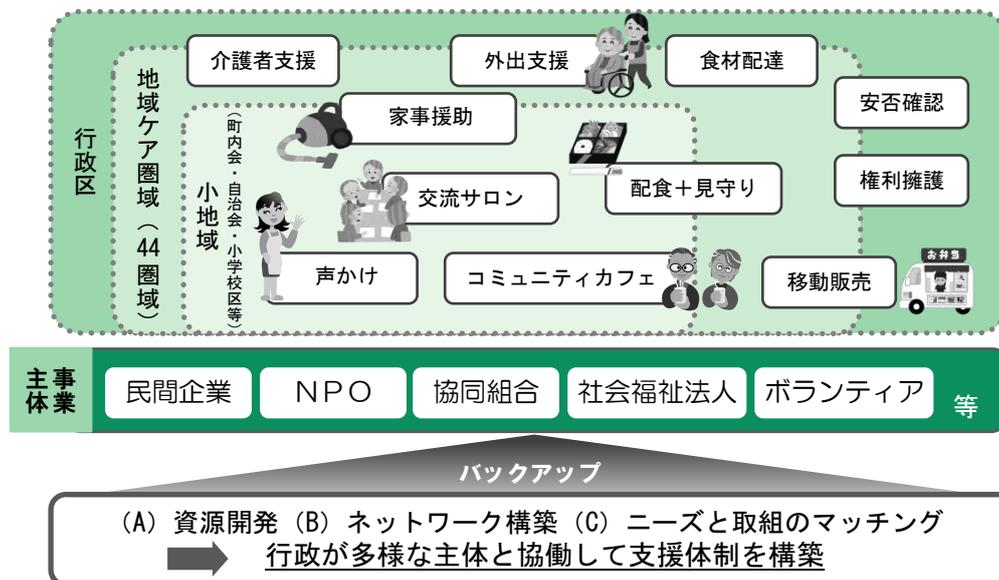
平成 27（2015）年の介護保険制度の改正で、新しい事業の一つとして、生活支援・介護予防の充実を目的とした「生活支援体制整備事業」が創設されました。

この事業は、高齢者をはじめとする地域住民の社会参加・活動を活性化し、いきがい・介護予防につなげることや、地域における生活の継続に必要な住民同士の支え合いやつながり（生活支援）を生み出すことを目的としており、多様な主体が協働・連携し、地域の生活ニーズに対するきめ細やかな対応を図る「地域づくり」にも資する取組です。

本市では、平成 28（2016）年度に、地域みまもり支援センターを区役所に設置し、その担うべき重要な役割の一つとして「住民主体の支え合いの地域づくりの実現」（地域支援機能）を位置付け、地域みまもり支援センターの地域ケア推進課及び地域支援課の職員を「生活支援コーディネーター★」としています。

各区が作成した地区カルテを活用し、地域課題の把握や分析・検討（地域アセスメント）、社会資源の発掘等を通じ、住民自らの課題意識に基づいた生活支援や介護予防活動の創出に取り組んでいます。

【「重層的な生活支援・介護予防サービスの提供イメージ」】



※厚生労働省資料をもとに作成

➡ 小地域における生活支援体制整備事業（後述）

（詳細は、本章の取組Ⅱ「地域のネットワークづくりの強化」を参照）



生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）

高齢者の生活支援や介護予防の体制づくりを推進し、地域の特性や生活課題を把握し、サービスの開発や担い手の発掘・育成、ネットワークづくり、ニーズと取組のマッチングなどを行う者を生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）といいます。

第1層（行政区）及び第2層（中学校区程度）それぞれに配置することになっています。

ii) 身近で多様な通いの場の充実

介護予防の地域における基盤整備として、「通いの場」は大変重要です。住民主体の通いの場は、主なものとして体操や茶話活動や趣味活動、認知症予防、会食等の内容で行われています。高齢者にとっての通いの場は、体操等による運動機能向上や認知機能低下予防といった効果に加え、社会参加による社会的孤立予防や、それぞれの役割を引き出し、いきがいつくりとしての効果も期待されています。身近な地域で、通いの場が活用できるよう、既存の通いの場の充実を支援するとともに、新たな通いの場の取組の推進が必要です。

① 地域介護予防活動支援事業

介護予防に資する住民主体の通いの場を充実するために、介護予防に関するボランティアや地域活動のリーダーとなる市民など、地域の「支え手」や生活支援の「担い手」の発掘・育成を図るとともに、新たな活動の立ち上げや活動の継続・地域展開のための助言や支援など、地域で支え合う仲間づくりや地域づくりを推進します。

② 「情報」「場」「資金」による活動支援（後述）

（詳細は、後述の「iii）いきがいつくり・社会参加の促進」を参照）

③ 住民主体による要支援者等支援事業（後述）

（詳細は、本章の取組Ⅱ「地域のネットワークづくりの強化」を参照）

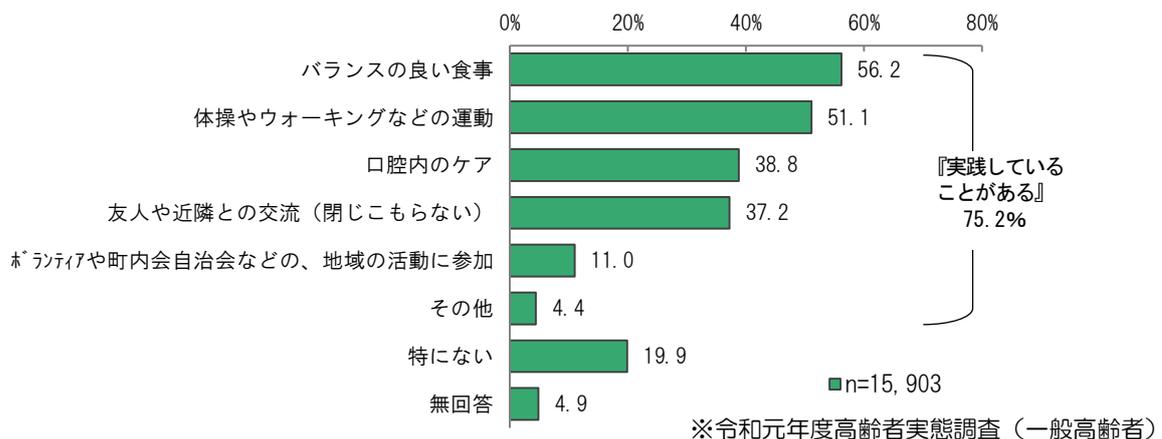
🌱【成果指標】

指標名	現状	目標	指標の出典等
介護予防の取組として、地域の活動に参加する人の割合	11.0% (令和元(2019)年度)	17.5%以上 (令和4(2022)年度)	高齢者実態調査

【介護予防の取組】

問 あなたは、介護予防の取組で、何か実践していることがありますか（複数回答）。

▶ 『実践していることがある』人が7割を超えています。





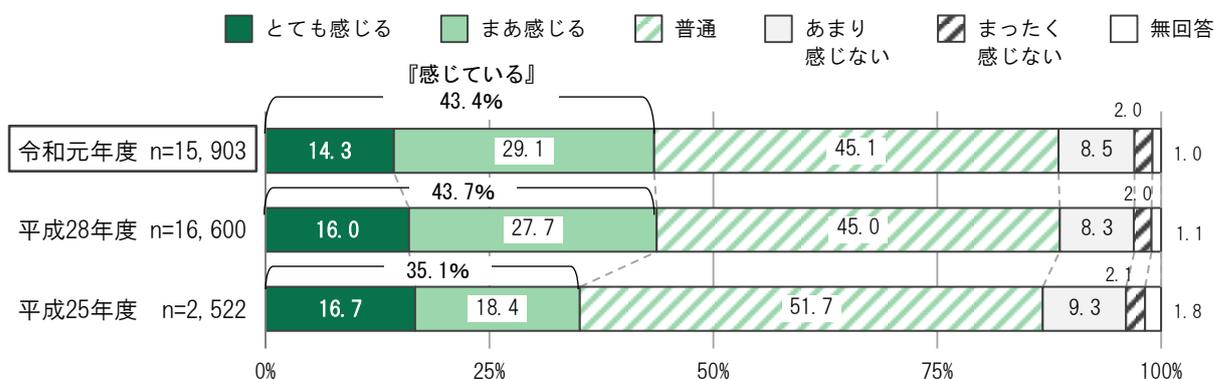
iii) いきがいづくり・社会参加の促進

高齢化が進展する中、高齢者がいきがいや健康づくりなど地域活動を主体的に行う環境づくりや居場所づくりが必要です。第8期計画期間中は、高齢者の社会参加の場づくりの支援を推進するとともに、高齢者のいきがいづくりのための地域交流の取組を進めます。また、外出支援施策の見直しを行い、高齢者の社会活動への更なる参加促進を図ります。

【生活のはりや楽しみ（再掲）】

問 あなたは、現在の生活に「はり」や「楽しみ」を感じていますか（単一回答）。

▶生活にはりや楽しみを『感じている』と回答した人は0.3ポイント減少しています。



※『感じている』 = 「とても感じる」 + 「まあ感じる」
 ※高齢者実態調査（一般高齢者）

【成果指標】

指標名	現状	目標	指標の出典等
生活に「はり」や「楽しみ」を感じている高齢者の割合	43.4% (令和元(2019)年度)	52.1%以上 (令和4(2022)年度)	高齢者実態調査

(1) 市民活動

② シニアパワーアップ推進事業

高齢者がいきいきと生活するため、「生涯現役」の視点から、高齢者が地域と関わりを持ち、自分のいきがいや趣味を見つけながら、仲間づくりができるように支援する必要があることから、地域に目を向けて活動するシニアの養成やIT技術の普及を推進します。

また、今後の高齢者数の増加や社会状況等を踏まえながら、新しいコンテンツの導入など、より効果的な手法について検討していきます。

ア シニア向け傾聴講座

高齢者のいきがいづくりと社会参加を地域で支援する人材を養成するため、高齢者とのコミュニケーションの手法の一つである「傾聴」の技術獲得を目的としたシニア向け傾聴講座を開催します。

〔実績・計画〕

	第7期			第8期		
	H30年度 (2018)	R元年度 (2019)	R2年度 (2020)	R3年度 (2021)	R4年度 (2022)	R5年度 (2023)
講座数	1講座	1講座	1講座	事業継続	→	→
受講者数	23人	19人	20人			

平成30、令和元年度は実績値、令和2年度は見込みです。

イ 自己啓発講演会

地域社会において、自身のシニアライフの過ごし方などについて考えるきっかけとなるよう自己啓発講演会を開催します。また、実際の地域活動に関する情報提供を行い、地域活動への参加を支援します。

ウ シニア向けパソコン講座・スマホ講座

①身近な場所で、②ゆっくりとしたペースで、③反復的に、を基本方針とするシニア向けのプログラムに基づき、パソコン講座とスマホ講座を開催します。

〔実績・計画〕

	第7期			第8期		
	H30年度 (2018)	R元年度 (2019)	R2年度 (2020)	R3年度 (2021)	R4年度 (2022)	R5年度 (2023)
講座数	3講座	3講座	3講座	事業継続	→	→
受講者数	53人	68人	36人			

平成30、令和元年度は実績値、令和2年度は見込みです。



(2) いきがいづくり支援

③ 老人クラブ育成事業

老人クラブは、介護予防のためのいきがいと健康づくり活動の推進、子育てを地域全体で支える次世代育成支援活動など、地域における重要な役割を担っていますが、クラブ数や会員数は年々減少しています。

持続可能な高齢者施策の基本は、地域住民の支え合いであり、老人クラブの活動強化は主要なテーマの一つとなっていることから、継続的に①教養の向上、②健康の増進、③レクリエーション、④社会活動などの老人クラブ活動を支援するとともに、会員数や新規結成クラブ数の増加、既存老人クラブの活性化を図るための課題把握や、効果的な支援のあり方について検討します。

〔実績・計画〕

	第7期			第8期		
	H30年度 (2018)	R元年度 (2019)	R2年度 (2020)	R3年度 (2021)	R4年度 (2022)	R5年度 (2023)
老人クラブ数	462	458	449	事業継続		
友愛チーム数	395	390	376			

各年度4月1日時点です。

平成30、令和元年度は実績値、令和2年度は見込みです。

ア 老人クラブ連合会

地域社会における市内外相互の情報交換や交流を背景にした老人クラブ活動の健全な発展を目的として、市・区老人クラブ連合会への助成を行っています。

市・区老人クラブ連合会では、事業の企画・立案、研修会の実施、また、全国的な会員数の減少傾向に対応するため、会員増強運動を推進するなど、各老人クラブ活動の強化を図ります。

イ 老人クラブ友愛訪問活動

病弱や寝たきり、ひとり暮らし等の高齢者を定期的に訪問して、生活援助や外出援助など日常生活における介護活動を支援します。

ウ 健康づくり・介護予防活動

スポーツ大会、体操教室、体力測定などを実施し、老人クラブを中心とした高齢者の健康づくり運動を進めています。

② 全国健康福祉祭（愛称「ねんりんピック」）

スポーツや趣味を通じて、健康づくりに取り組んでいる高齢者が増えており、地域の様々な団体がシニアスポーツに力を入れています。

スポーツを通したいきがい・健康づくり、また、社会参加を促進するために、シニアスポーツの展開を図るとともに、市内で行われる高齢者のスポーツ大会のほか、スポーツや文化活動を通じた全国的な高齢者の交流の場である全国健康福祉祭（ねんりんピック）等への参加を支援します。

令和4（2022）年のねんりんピック神奈川大会に向けて、参加種目の拡大や競技人口の増加など、参加機運の醸成やすそ野を拡大していく取組を検討するとともに、日常的な取組の拡充も併せて検討します。

【全国健康福祉祭の予定】

- ・平成30（2018）年／第31回 富山県
- ・令和元（2019）年／第32回 和歌山県
- ・令和3（2021）年／第33回 岐阜県



- ・令和4（2022）年／第34回 神奈川県



第34回 全国健康福祉祭 神奈川・横浜・川崎・相模原大会

**ねんりんピック
かながわ2022**

神奈川県に 咲かせ長寿の いい笑顔

未病改善でスマイル100歳

2022/11/12^土 - 2022/11/15^火

③ 敬老祝事業

長い間、社会の発展に貢献された高齢者に対して、感謝の意を表し、その長寿をお祝いすることを目的として、毎年9月15日（老人の日）を基準日として、88歳（米寿）、99歳（白寿）以上の方々に、川崎にゆかりのある品々を贈呈します。

第8期計画期間では、今後の人生100年時代を見据え、平均寿命の延びや社会状況の変化、他の高齢者施策の見直しの状況などを踏まえながら、対象年齢の引き上げや、今後の事業のあり方などについて検討します。

④ 敬老入浴事業

高齢者に公衆浴場を入浴と集いの場として開放することで、心身の健康増進、社会活動の促進を図ります。より多くの高齢者が利用できるよう事業を進めます。

【敬老入浴】

- ・敬老入浴デー：毎週1回半額で開放
- ・敬老の日入浴デー：老人週間のうち3日間を無料開放



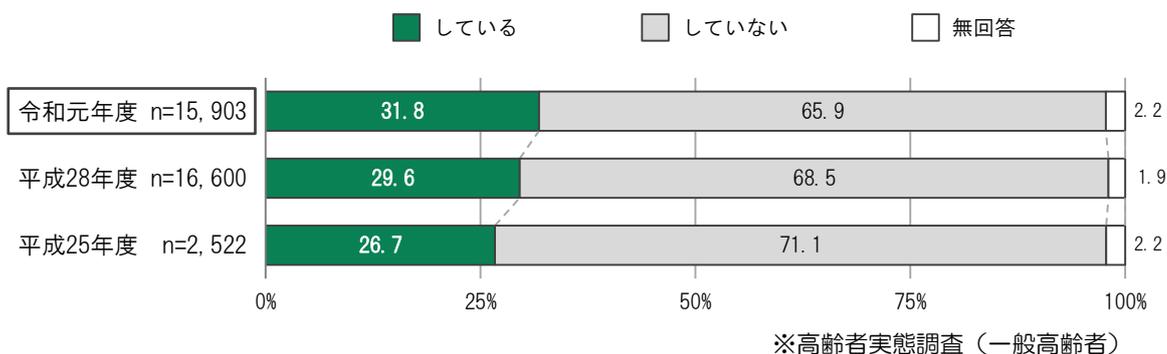
(3) 就労支援

令和元年度高齢者実態調査の結果では、収入がともなう仕事をしている高齢者は約3割であるのに対し、就労意向がある高齢者は約5割に上ることから、本市では、高齢者がこれまで培ってきた経験、知識を活かして身近な地域でいきいきと活動できるよう、働く意欲のある高齢者の就業機会の確保に取り組みます。

【現在の就労状況（再掲）】

問 あなたは現在、収入がともなう仕事をしていますか（単一回答）。

▶ 約3割が収入がともなう仕事を「している」と回答しています。



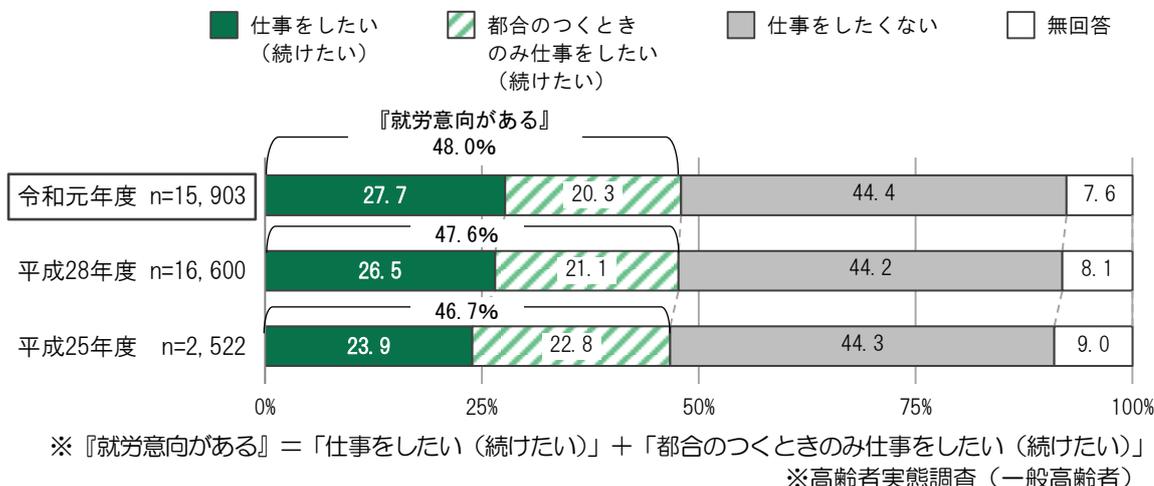
【成果指標】

指標名	現状	目標	指標の出典等
収入がともなう仕事をしている高齢者の割合	31.8% (令和元(2019)年度)	36.7%以上 (令和4(2022)年度)	高齢者実態調査

【今後の就労意欲（再掲）】

問 あなたは、今後収入がともなう仕事をしたい（続けたい）と思いますか（単一回答）。

▶ 『就労意向がある』人が約5割となっています。



② 高齢者就労支援事業（シルバー人材センター）

定年後においても、元気に健康で自立した生活を送られている60歳以上の方に、いきがいを高めることなどを目的として、「シルバー人材センター」では、発注者からの求めに応じて臨時的・短期的または軽易な業務の就業機会を提供しています。

また、「生涯現役社会」の実現に向けて、シルバー人材センターの認知度を向上させる取組の推進や、令和6（2024）年度までを計画期間とするシルバー人材センターの「第3期基本計画」に基づく会員の増強と育成、就業機会の拡大・受注の開拓などのシルバー人材センターの取組を支援するとともに、他の就労支援機関とのより一層の連携強化を図りながら、高齢者の多様な就業ニーズにマッチする「就労支援」への更なる充実を図ります。

〔シルバー人材センター実績・計画〕

	第7期			第8期		
	H30年度 (2018)	R元年度 (2019)	R2年度 (2020)	R3年度 (2021)	R4年度 (2022)	R5年度 (2023)
会員数	5,399人	5,724人	5,980人	事業継続 →		
受注件数	6,865件	6,262件	6,500件			
一人月平均 就業日数	10.4日	10.2日	10.5日			

平成30、令和元年度は実績値、令和2年度は見込みです。



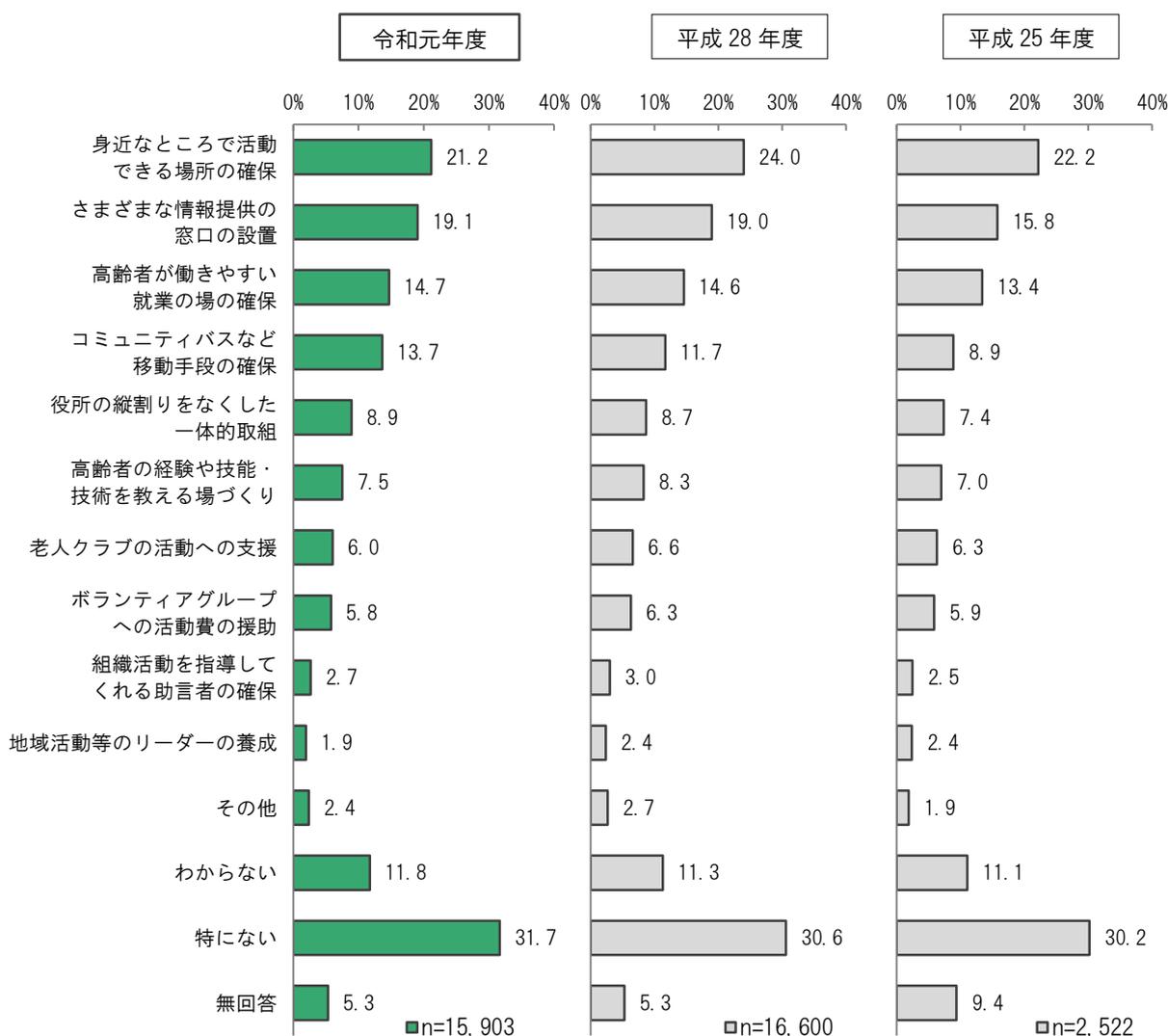
(4) 活動支援

活動団体に関する実態把握や、活動する際に利用できる場所の調査を実施するとともに、情報提供、場の確保、資金援助などにより、地域活動がより活発に行われるよう、活動支援を実施します。

【活動をする上で市に希望する援助】

問 あなたは、さまざまな活動をするのに、市からどのような援助を希望しますか
(複数回答)。

▶市に求める援助として、活動場所の確保や情報提供の窓口設置が比較的多くなっています。



※高齢者実態調査（一般高齢者）

① 活動情報の提供

➡ 活動団体・場所実態把握調査事業

市内において、いきがい・健康づくり、介護予防などの活動を行っている団体を把握するための調査や、市民活動団体が介護予防等の取組を行う際に活動場所として利用できる市内の施設に関する調査を行っています。

第8期計画期間では、事業実施手法の効率性などについて検討を行うとともに、市民や活動団体への情報提供の効果的な手法についても併せて検討し、「互助」の取組の活性化がより図れるよう支援します。

➡ 「情報」による活動支援

地域で活動しているシニア向けの情報誌「楽笑」を発行します。また、シニアの方が地域で活動したいと思ったときの手引書となる小冊子を発行します。



➡ かわさき福寿手帳

いつまでも心身ともに健康で明るく、いきがいのある生活を過ごしていただくため、65歳以上の方に「かわさき福寿手帳」を配布しています（65歳になる前月末までに郵送）。

この手帳は高齢者のための相談窓口や施設及び優待施設などを記載し、日常の生活に役立つほか、救急隊、病院が救命活動を行うために必要な情報を記入することで、迅速かつ適切な処置に役立てていただくものです。



② 活動場所の提供

➡ 「場」による活動支援

高齢者が、教養・レクリエーションの向上、健康の増進などのために活用する公の施設として、いきいきセンター（老人福祉センター）、いこいの家（老人いこいの家）を設置し、指定管理者制度により、民間団体等の有するノウハウを活用しながら、効果的・効率的な管理・運営によるサービス向上を図ってきました。

両施設は平成 30（2018）年度に策定した「いこいの家・老人福祉センター活性化計画（IRAP）」の中で、ソフト面、ハード面双方について、施設のあり方やより効果的な活性化の方策についての方向性を示しています。

ソフト面については、これまで両施設が担ってきた高齢者のいきがいづくりの場としての機能や介護予防の機能を、今後も両施設の中核的な機能として位置付けていくとともに、地域の方々により幅広く活用してもらえるように、環境整備を進めながら地域交流機能の充実を図ります。



また、高齢者実態調査において、いこいの家やいきいきセンターを特に利用したいと思わないと回答した方が増加していることを踏まえ、指定管理者と連携しながら、時代や社会状況、より広く地域に使われるための事業の工夫、より魅力のある講座やレクリエーションを企画するなどの取組を推進し、既存施設の活性化を図ります。

ハード面では、平成31（2019）年2月公表の『資産マネジメントの第3期取組期間の実施方針』の策定に向けた考え方について」においても示されているように、既存施設については施設総量を適切に管理しながら、多様化・増大化する市民ニーズへの確に対応するとともに、引き続き長寿命化★に配慮した取組を実施し、施設の目標耐用年数として築60年以上をめざします。

また、いこいの家については、これまで中学校区に1か所を基本に整備を進めてきましたが、一層の高齢化の進展や、高齢者の移動距離なども鑑み、中学校区を基準とした施設配置の考え方から「機能重視」の考え方へと転換し、施策を進めていきます。今後は、他の公共施設や民間施設を、中学校区等の区域に捉われずに活用していくなどの手法により、いこいの家機能を広く展開していきます。なお、いきいきセンターについては、例えば、同センターを基幹型、いこいの家を地域型と位置付けるなど、役割の整理に向けた検討を進めていきます。

併せて、両施設以外にも、特別養護老人ホームの地域交流スペースなど、様々な地域資源の利用を図ります。

★「長寿命化」については219ページを参照

ア いきいきセンターの運営（市内7か所）

高齢者の健康や生活など各種の相談に応じるとともに、教養の向上やレクリエーション活動を行う場として運営します。

川崎区と高津区については、「老人福祉・地域交流センター」として、老人福祉センター事業を実施していない時間帯を活用し、市民相互の交流の場を提供する地域交流センター事業を併せて実施します。

また、幸区と多摩区では、デイサービス事業を実施していたスペースを地域交流スペースとして、指定管理者の事業の一環として活用します。

イ いこいの家の運営（市内48か所）

地域の健康な高齢者のふれあいや、いきがいの場としての機能に加え、虚弱な高齢者を地域で支え合い、助け合っていくための福祉活動や介護予防の拠点機能を併せ持つ施設として運営しています。

いこいの家では、地域交流事業として、こども文化センターをはじめとした既存施設や、地域住民との交流機会を確保し、地域の方々により幅広く活用してもらえるような取組を進めていくとともに、通常の開館時間以外の夜間・休日においても、市民活動に対して施設を開放することにより、地域活動の場の提供を図ります。

また、社会状況や現在の住宅事情などから、公の施設における入浴事業のニーズも変化していることから、いこいの家の入浴事業については、地域や施設ごとの実情も踏まえながら、設備の故障等があった場合などには原則廃止し、浴室スペースを地域の交流スペースに改修するなど、有効活用を図ります。

ウ 生涯学習プラザの活用

IRAPに基づく公共施設の活用事例として、令和2（2020）年10月から、川崎市生涯学習プラザで「シニア向け無料開放デー」を実施しています。囲碁・将棋などができるフリースペースや、団体活動ができる部屋などがあり、地域の高齢者のいきがいづくりなどの場として活用しています。

エ 中原いきいきセンターの移転

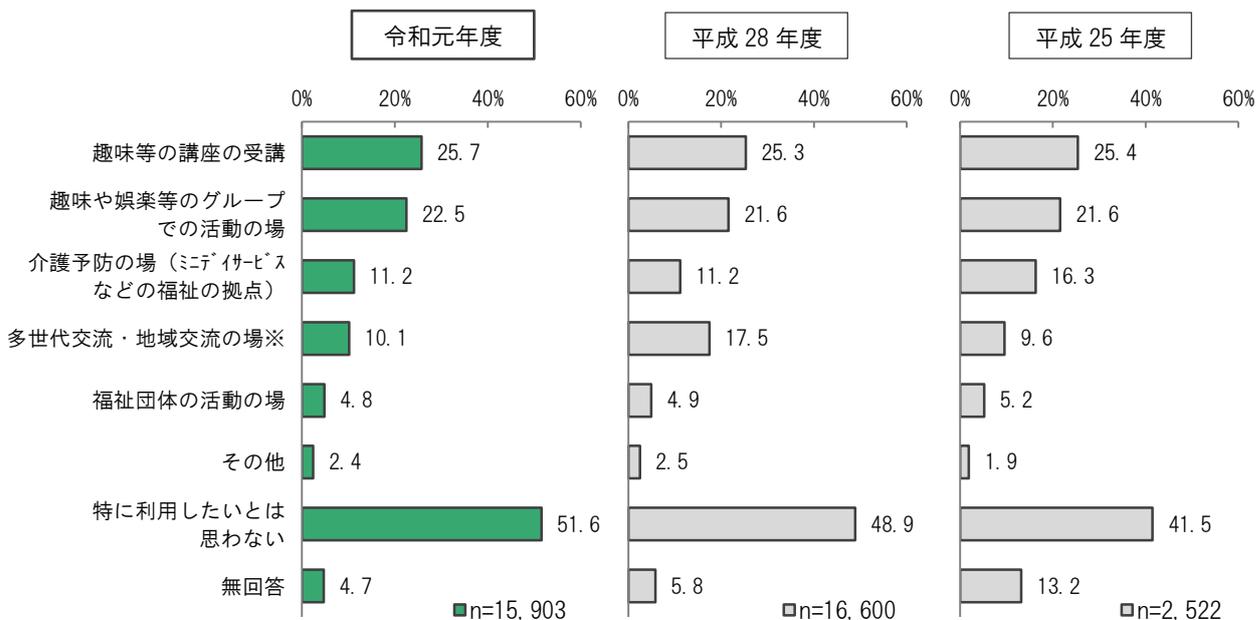
現施設は、日本医科大学武蔵小杉キャンパス再開発計画に併せて、令和7（2025）年度を目途に移転を予定しています。

引き続き移転後の事業実施方法や、跡地活用の方針などについて検討していきます。

【いこいの家・いきいきセンターの利用意向】

問 あなたは、いこいの家（老人いこいの家）やいきいきセンター（老人福祉センター）をどのようなことで利用したいと思いますか（複数回答）。

▶利用したいと思っている高齢者の中では、「趣味等の講座の受講」が最も多くなっています。



※平成25年度・28年度は「地域交流の場」
※高齢者実態調査（一般高齢者）



③ 活動資金の提供

① 「資金」による活動支援

ア ふれあい活動支援事業

地域の町内会館やいこいの家等で、高齢者向けに会食や配食、ミニデイサービスを行っている地域のボランティア団体等に対して、川崎市社会福祉協議会を通じて活動費の一部を助成します。

〔実績・計画〕

	第7期			第8期		
	H30年度 (2018)	R元年度 (2019)	R2年度 (2020)	R3年度 (2021)	R4年度 (2022)	R5年度 (2023)
実施団体数	132 団体	131 団体	129 団体	事業継続	→	

平成30、令和元年度は実績値、令和2年度は見込みです。

② 外国人高齢者支援事業

ア ふれあい館高齢者生活相談事業

公的サービスを利用することに不慣れな在日外国人に対して、介護保険関連相談、ひとり暮らし外国人高齢者の相談、行政手続援助など、住み慣れた地域で生活していくための様々な相談活動を実施します。

イ ふれあい館高齢者交流事業

在日外国人高齢者に対して、ボランティア等の協力を得ながら、交流活動、レクリエーション、会食等ミニデイサービスの実施などを支援します。

ウ 外国人高齢者福祉手当

本市に住民登録を1年以上しており、誕生日が昭和4（1929）年8月15日以前の方に対し、外国人高齢者福祉の向上を図るため、福祉手当を支給します。

iv) 早期発見及び予防的介入の強化

疾病を早期に発見し適切な医療を受けたり、生活習慣を振り返り良好な体調を維持したりすることは、要介護状態の予防にもつながります。その機会である健康診査やがん検診などの重要性について理解を深めるよう普及啓発を行います。

また、区役所や地域包括支援センター等が実施する、様々な相談や事業、地域活動への参加を通じて支援が必要な高齢者を把握し、介護予防活動等へつなげます。

(1) 生活習慣病予防のための取組

➡ 生活習慣病重症化予防事業

高齢化の進展に伴い、生活習慣病に罹患して重症化する人の増加が想定されるため、川崎市国民健康保険第2期データヘルス計画に基づき、特定健康診査受診者で特定保健指導対象外の人のうち、生活習慣病に関する検査結果において病気発症や重症化の可能性のある人に対して受診勧奨及び保健指導を実施します。

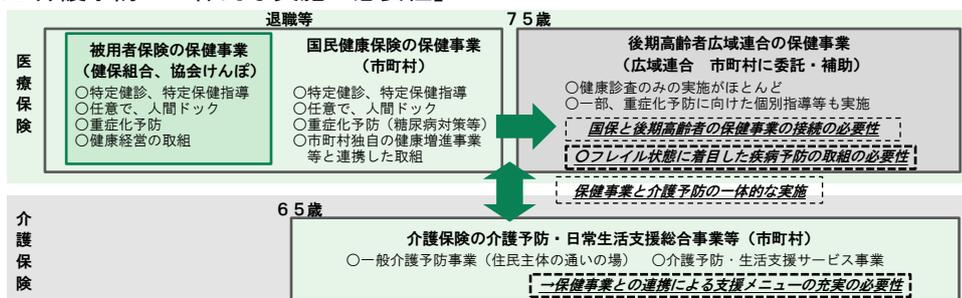
※令和元年度において、特定健康診査の対象者及び受診者、生活習慣病重症化予防事業の対象者のいずれも高齢者が50%以上を占めています。

(2) 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施の取組

令和2（2020）年4月に「医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律」が施行され、高齢者の心身の多様な課題に対応し、きめ細やかな支援を実施するため、後期高齢者の保健事業について、市町村において、介護保険の地域支援事業や国民健康保険の保健事業と一体的に実施することができるようになりました。

本市では、これまでの生活習慣病重症化予防事業やがん検診・こくほの健診の実施のほか、高齢者一人ひとりの医療・介護等の情報を活かした取組や地域の健康課題を把握した上で、地域保健や介護予防の事業へのつなぎや医療専門職や高齢者のかかりつけ医との連携に向けた取組を進めます。

【保健事業と介護予防の一体的実施の必要性】



※厚生労働省「一般介護予防事業等の推進方策に関する検討会」資料を一部改変

(3) 認知症予防の取組（後述）

軽度認知障害（MC I）スクリーニング検査（モデル事業）を実施します。

（詳細は、本章の取組IV「医療介護連携・認知症施策等の推進」を参照）



v) 外出支援施策の推進

外出支援

① 高齢者外出支援乗車事業

ア 事業概要

70歳以上の方に、社会活動への参加促進を目的として、路線バスを利用した外出を支援します。

当事業の通用区間は、川崎市バスの運行系統と民営バス（川崎鶴見臨港バス・東急バス・小田急バス・京浜急行バス・神奈川中央交通バス）の川崎市内及び、市内に乗り入れている運行系統（乗降のどちらかが川崎市内に限る）となります。

利用方法は、次の2通りです。

（ア）コイン式

バスに乗車する際に提示すると半額乗車できる「高齢者特別乗車証明書」を交付します。

（イ）フリーパス式

「高齢者特別乗車証明書」をバス営業所等で提示して1か月あたり千円で「高齢者フリーパス」を購入すると、期間中は何回でも乗車が可能です。

【高齢者フリーパスの負担額】

1か月フリーパス	3か月フリーパス	6か月フリーパス	12か月フリーパス
1,000円	3,000円	6,000円	12,000円

※70歳以上の方のうち、障害者手帳をお持ちの方などは、申請時に「高齢者特別乗車証明書」と必要書類を提示することにより、12か月有効の高齢者フリーパス（福祉パス）の無料交付を受けることができます。

🌱【成果指標】

指標名	現状	目標	指標の出典等
ほぼ毎日外出している高齢者の割合	52.5% (令和元(2019)年度)	53.6%以上 (令和4(2022)年度)	高齢者実態調査

イ 高齢者外出支援乗車事業のあり方検討会議の設置

高齢者数の増加に伴い、高齢者の社会参加のニーズが複雑化、多様化してきているとともに、少子高齢化の進展により対象者数が増加しており、本事業に係る費用についても増加傾向となっていることから、今後の中長期的な高齢化の進展を見据えた制度への再構築が求められています。

こうしたことから、令和2(2020)年度に「川崎市高齢者外出支援乗車事業のあり方検討会議」を設置し、学識経験者のほか、交通事業者、福祉関係者及び市民代表委員といった様々な立場の方とともに議論を進め、「川崎市高齢者外出支援乗車事業のあり方検討に係る報告書」として、時代に即した持続可能な制度とするための今後の方向性を取りまとめました。

ウ 事業の課題

(ア) 利用実態の透明性・客観性の確保

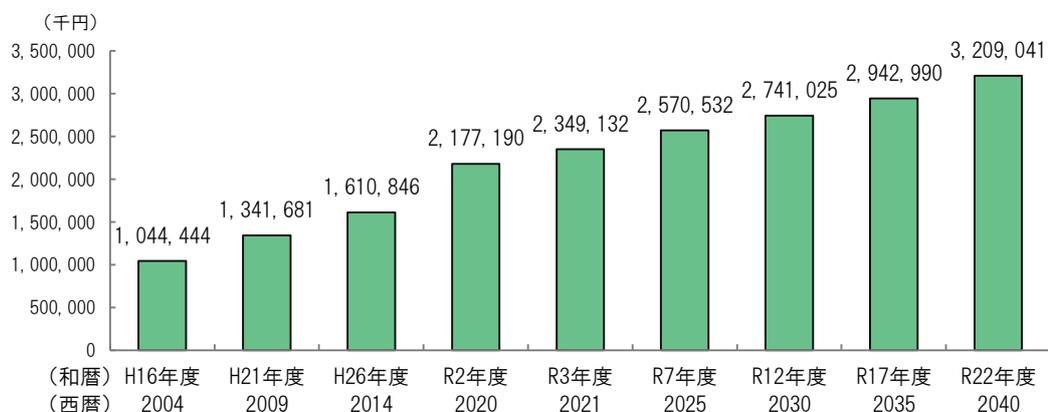
現在はコイン式、フリーパス式ともに紙の券を使用しているため、実際に利用者がどの程度本事業を利用しているか、正確な実態が把握できていないことから、ICTの導入による利用実態の透明性や客観性の確保が求められています。

(イ) 持続可能な制度構築

令和元（2019）年度の本市の70歳以上人口は約22万人、事業費は20億円弱となっています。今後も人口増が見込まれる中、将来推計においては、令和22（2040）年度には70歳以上人口が約33万人に達し、それに伴い、現在の算定方式で推計した事業費は約30億円となる見込みです。

本市では令和元（2019）年度のふるさと納税による減収額が57億円に達するとともに、時代に即した新たな制度への対応等により収支不足が拡大し、財政状況は大変深刻な状況にあることから、より一層の行財政改革の取組を進めていく方針であり、本事業についても、持続可能な制度構築に向けた検討が必要です。

【事業費の推移予測】



(ウ) 高齢者の外出支援の促進

本事業の前身となる敬老特別乗車証交付事業を開始した昭和40年代と現在では、個人差はありつつも、健康寿命も延びており、高齢者の健康状態は大きく変化している一方、ひとり暮らしや夫婦のみの世帯、外部との接触が少ない高齢者も多くなっています。また、今般の新型コロナウイルス感染症の影響により、感染予防のために外出を控える動きがあります。高齢者実態調査では、外出頻度が高い人ほど生活に「はり」を感じる割合が高くなり、また、社会活動への参加は虚弱状態といわれる「フレイル」を予防あるいは抑制する上で重要な項目とされていることから、外出は健康の増進に寄与しているものと考えられます。



外出をせず、自宅に籠ることにより健康状態が悪化し、介護が必要な状態になる方が増加することも懸念されることから、こうした状況の中では、高齢者の自主的な社会活動への参加に加え、より外出をしたくなるような取組が必要です。

エ 今後の方向性

(ア) コイン式及びフリーパス式の併用について

本事業は利用対象者本人だけではなく、その家族にも大きな影響・効果をもたらしていると考えられ、また、現在のコイン式、フリーパス式の選択制は、利用者の外出頻度に合わせた利用が可能であることから、今後のキャッシュレス決済の普及状況など、社会状況の変化等を注視しつつ、二つの方式を併用する現在の仕組みは当面の間、継続していきます。

(イ) ICTの導入について

高齢者向けのバス事業を実施している多くの政令指定都市では、ICTを導入している一方、本市では現在、高齢者実態調査のようなアンケート形式や、バス事業者が行うカウント調査などにより本事業の利用状況を把握していますが、いずれも、調査手法や調査期間などにより結果の変動が想定され、正確な利用実態の把握が困難なことから、コイン式、フリーパス式ともに、正確な利用実態の把握が急務となっています。

また、新型コロナウイルス感染症の影響により、高齢者の外出頻度の低下が懸念されている中で、新たな生活様式に対応しながら、本事業をきっかけとした新たな社会参加のための手法を検討する必要もあります。

今後、本事業におけるICTの導入により把握した正確な利用実態を踏まえて、事業の持続可能性や利用者・行政・バス事業者それぞれの負担などを総合的に勘案し、ICTを活用した新たな社会参加施策や医療・介護データとの連携などについて検討を進め、今後のICTの進展なども考慮しながら、令和4（2022）年度の導入をめざしていきます。

【政令指定都市及び東京都におけるICTの導入状況（令和2年10月時点）】

導入状況	都市名
導入済み	札幌市、仙台市、新潟市、名古屋市、大阪市、神戸市、堺市、北九州市、福岡市、熊本市
未導入	川崎市、東京都、横浜市、京都市

※事業未実施もしくは廃止した都市は表に含めていません。

(ウ) 年齢要件について

利用者の利用実態についての正確な情報が把握できていない現状において、対象年齢の変更についての議論を進めるには時期尚早であると考えられるため、対象年齢の検討は前述のICTの導入による正確な利用実態を把握した後、今後の事業費の増加見込みや医療・介護データ等との連携による詳細な分析を経てから改めて行うこととし、当面の間は現状の70歳以上の方を対象としていきます。

(エ) 三者の負担のあり方について

本事業については、利用者、行政及びバス事業者の三者による負担に基づいて成り立っている事業ですが、前述のとおり、現状はコイン式、フリーパス式ともに紙の券を使用しており、いずれもアンケート調査結果等による平均利用率もしくは平均利用回数を用いて補助金額を算出しているため、正確な利用実態の把握や、それに基づく適正な負担のあり方が求められています。

今後、行政とバス事業者との負担割合の設定を検討していくとともに、ICT導入後の事業費の推移予測を基に、持続可能な制度構築に向けて、フリーパス式の利用回数上限の設定や利用者負担額の増額なども併せて検討します。

(オ) 利用実績データの活用

本事業は高齢者のいきがい・健康づくり、介護予防のため、社会的活動への参加を促進することを目的としていますが、これまでの手法では事業の効果を測ることが困難でした。そのため、ICTの導入により得られる利用実績等のデータを、別途本市で保有する医療・介護データ等、様々なデータと併せて分析し、本事業の効果測定を行うとともに、それらから得られた結果を基に、今後の高齢者を含めた本市の施策につなげていきます。

(カ) 他の交通機関への展開

本事業の対象とする交通機関は路線バスのみとなっており、鉄道やタクシーについては対象外となっています。

基本的に、鉄道駅周辺は日常生活を送る上で必要な資源（店舗や医療施設など）が充実していることが多く、鉄道駅に近い場所に居住する方については、徒歩での外出はもとより、鉄道利用により市内のターミナル駅や市外への外出が手軽にできます。

一方、本事業が対象とする路線バスは、鉄道駅などへのアクセスを担うとともに、鉄道路線の通じていない地域へのアクセスにも利用される交通手段であり、バス停から徒歩圏内に居住している方も多く、市内に網目のように広がるバス路線は高齢者が買い物や医療施設、一部の行政施設へ通う際には欠かせないものとなっています。



また、路線バスについては、ターミナル駅などへのアクセスを中心に、市内各地や隣接都市に広がる路線網を形成しており、平成26（2014）年以降、路線バスネットワーク構築やサービス向上に向けた路線新設または既存路線の見直しを検討する路線バス社会実験制度を設立し、運行本数の増加や系統新設を行ってきました。年齢階層別に見ても、高齢者については年代が上がるにつれてバス利用者が増加する傾向があります。

こうしたことを踏まえ、より外出の支援の必要性が高い路線バスを引き続き本事業の対象交通機関とし、鉄道については、高齢期の市民の日常的かつ身近な外出を支援するといった本事業の目的や持続可能な制度構築の観点も踏まえ、今回の検討では展開を見送ることとし、今後の社会状況の変化や国・他都市の動向等を注視していくこととします。

なお、路線バスは鉄道駅周辺をはじめ、市内に網目のように広がっていますが、最寄りのバス停までの距離が遠い、山坂が多くバス停まで行くのが困難といった方も一定数いるものと考えられます。そうした方の移動を支援する手段として、例えばバスとの選択制による他の公共交通機関の利用や、地域ボランティアによる移送サービス、社会福祉施設の車両を活用したサービスなどの手法について、検討していきます。

（キ）その他の施策

ICTの導入により、正確な利用実態を把握した後、前述の（エ）のとおり、フリーパスの利用回数上限や、利用者負担の増額についても検討する必要がありますが、利用者の負担が増すことにより外出を控え、結果的に高齢者の社会活動への参加が減衰してしまうことは望ましくありません。

そのため、高齢者の社会参加を促進するため、例えば外出先で本事業の利用者であることを提示した際の割引サービスの導入や、店舗等で使用できるポイントをバスに乗車する際に付与するサービスなど、高齢者の社会活動への参加促進につながるような施策を、今後のサービスの多様化を見据えながら、高齢者や民間事業者との対話等を通じて検討していきます。



取組Ⅱ 地域のネットワークづくりの強化



i) 地域のネットワークづくりの推進

P104~

- (1) 「見守りネットワーク」づくりの推進
 - ➡ 市民主体の「見守りネットワーク」づくりの推進
 - ➡ 地域見守りネットワーク事業
- (2) 通い続けられる地域の居場所づくりの推進
 - ➡ 住民主体による要支援者等支援事業
- (3) 介護事業所等による地域支援の取組の推進
 - ➡ 小地域における生活支援体制整備事業

ii) ひとり暮らし高齢者等の支援の推進

P109~

- (1) ひとり暮らし等高齢者の見守りの充実
- (2) ひとり暮らし高齢者等を支えるための取組
 - ➡ 高齢者等緊急通報システム事業
 - ➡ 日常生活用具給付事業

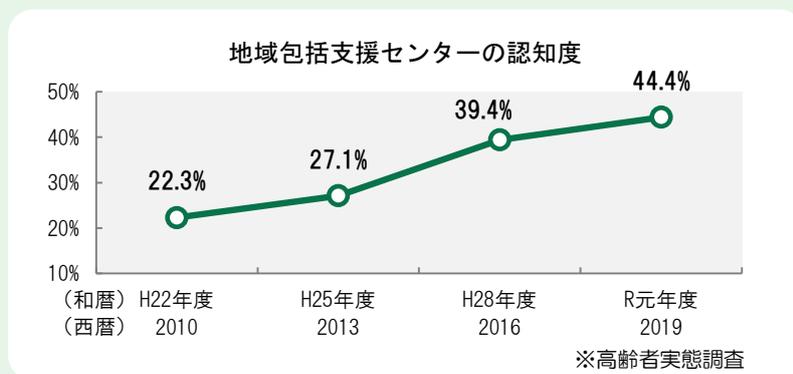
iii) 相談支援ネットワークの充実

P112~

- (1) 地域包括支援センターの機能の充実
 - ➡ 地域包括支援センターの取組におけるPDCAサイクルの強化
 - ➡ 地域ケア会議の見直し
 - ➡ ケアマネジメントの質の向上に向けた取組の推進
 - ➡ 地域包括支援センターの職員定着の支援・人材育成
- (2) 地域リハビリテーションの取組の推進
- (3) 包括的な相談支援

これまでの主な取組

- 区役所や地域包括支援センターが核となり、市民や民間事業者等の多様な主体と協働して、地域特性に応じた市民主体の見守りネットワークづくりを支援しました。
- 地域の実情に通じている民生委員児童委員の協力のもと、「ひとり暮らし等高齢者実態調査」を実施し、8,452名のひとり暮らし等高齢者を対象として調査を実施し、うち、176名の方を対象に見守りを実施する等、ひとり暮らし等高齢者の見守りの充実を図りました。
- 「地域見守りネットワーク事業」を推進し、訪問型56団体、店舗型14団体（訪問型の再掲を含みます。）の協力事業者と連携のもと、令和元（2019）年度は37件（入院等12件、一時不在15件、死亡発見7件、その他3件）の通報事例に対応しました。
- 高齢者等緊急通報システム事業では、「携帯型」「自宅設置型」の機器の導入を進め、ひとり暮らし高齢者等の見守りの充実を図りました（令和元（2019）年度末実績1,609人）。
- 地域包括支援センターの日頃の活動やリーフレット等の配布による普及啓発を図った結果、一般高齢者の地域包括支援センターの認知度が約5ポイント上昇しました（平成28（2016）年度39.4% 令和元（2019）年度44.4%）。



- 区役所業務の見直しにより、地域包括支援センター業務の担当部署を一元化し、区役所と地域包括支援センターの連携強化を図りました。
- 地域のケアマネジャーの活動を支援し、ケアマネジメントの質の底上げを図るため、令和元（2019）年度に地域ケア会議を再編し、ケアマネジメントに係る課題を専門に取り扱う「相談支援・ケアマネジメント会議」を新設しました。
- 高齢化の進展に伴う支援ニーズの増加等に対応するため、地域包括支援センターの人員体制強化に取り組みました。



第8期計画での主な課題と施策の方向性

課題

- ✓ 高齢化や核家族化の進展により、家族の支援を受けにくいひとり暮らし高齢者等が増加しているため、見守りや生活支援ニーズの増加が見込まれます。
- ✓ 虚弱・孤立状態となっている高齢者や、支援に結びつかない人や世帯等を早期に発見するための地域の見守りが必要です。
- ✓ 虚弱等になっても通い続けられる地域の居場所づくりが必要です。
- ✓ 地域のネットワークを担う多様な主体の参画が必要です。
- ✓ 地域での暮らしを支えていくためには、本人と地域との関係性を途切れさせない支援や、重度化防止のための支援が必要です。
- ✓ 地域のネットワークと専門職等との円滑な連携が必要です。
- ✓ 地域包括支援センターの取組強化が必要です。

施策の方向性

i) 地域のネットワークづくりの推進

- ・市民や民間事業者等の多様な主体との協働により、地域特性に応じた見守りネットワークづくりを推進します。
- ・虚弱等になっても通い続けられる居場所づくりを推進します。
- ・介護事業所等による地域支援の取組を推進します。

ii) ひとり暮らし高齢者等の支援の推進

- ・民生委員児童委員等と連携しながら、地域ぐるみの見守り活動を行います。
- ・ニーズや社会状況に応じながら制度の持続可能性を踏まえて支援サービスの最適化を図るとともに、適時適切な利用につながるよう広報に努めます。

iii) 相談支援ネットワークの充実

- ・相談支援ネットワークの中核を担う地域包括支援センターの機能の充実を図ります。
- ・ケアマネジメントの質の向上に向けた取組を推進します。
- ・地域リハビリテーションの取組を推進します。

主な成果指標

指標名	現状	目標	指標の出典等
地域ケア会議の開催数	296回 (令和元(2019)年度)	400回以上 (令和5(2023)年度)	事業報告
地域包括支援センターの認知度の割合	44.4% (令和元(2019)年度)	50.0%以上 (令和4(2022)年度)	高齢者実態調査

i) 地域のネットワークづくりの推進

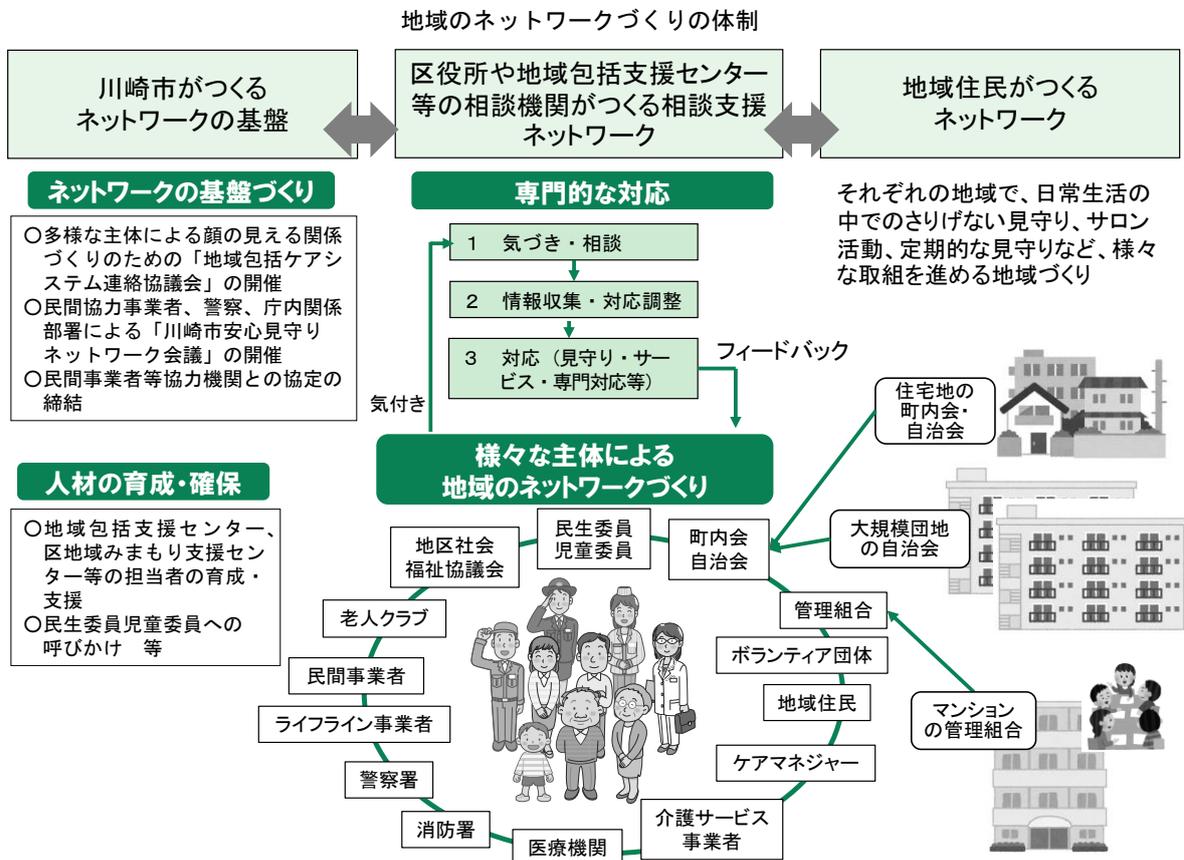
高齢化や核家族化の進展により、ひとり暮らし高齢者や、日中独居高齢者、老老介護世帯等が増加しているため、専門的な支援だけでなく、見守りや軽度の生活支援ニーズの増加が見込まれています。

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けるためには、地域の中で虚弱・孤立状態となっている高齢者や、支援に結びつかない個人や世帯等への早めの気づきと、地域につなぎとめるための適切な関わりが必要になることから、今後、地域のネットワークの重要性は増していきます。

地域のネットワークづくりの推進に向けては、それぞれの地域の特性に応じて、日常生活の中でのさりげない見守りなどの様々な取組が行われている「地域住民がつくるネットワーク」を支援するとともに、区役所や地域包括支援センター等の相談機関による、円滑な相談対応のための「相談支援ネットワーク」の構築を進め、地域住民がつくるネットワークと連携しながら、個別支援の充実と地域力の向上に取り組みます。

さらに、「ネットワークの基盤づくり」として、多様な主体による顔の見える関係づくりのための「川崎市地域包括ケアシステム連絡協議会」等の取組を進めます。

【第8期計画における地域のネットワークづくりの体制】





(1) 「見守りネットワーク」づくりの推進

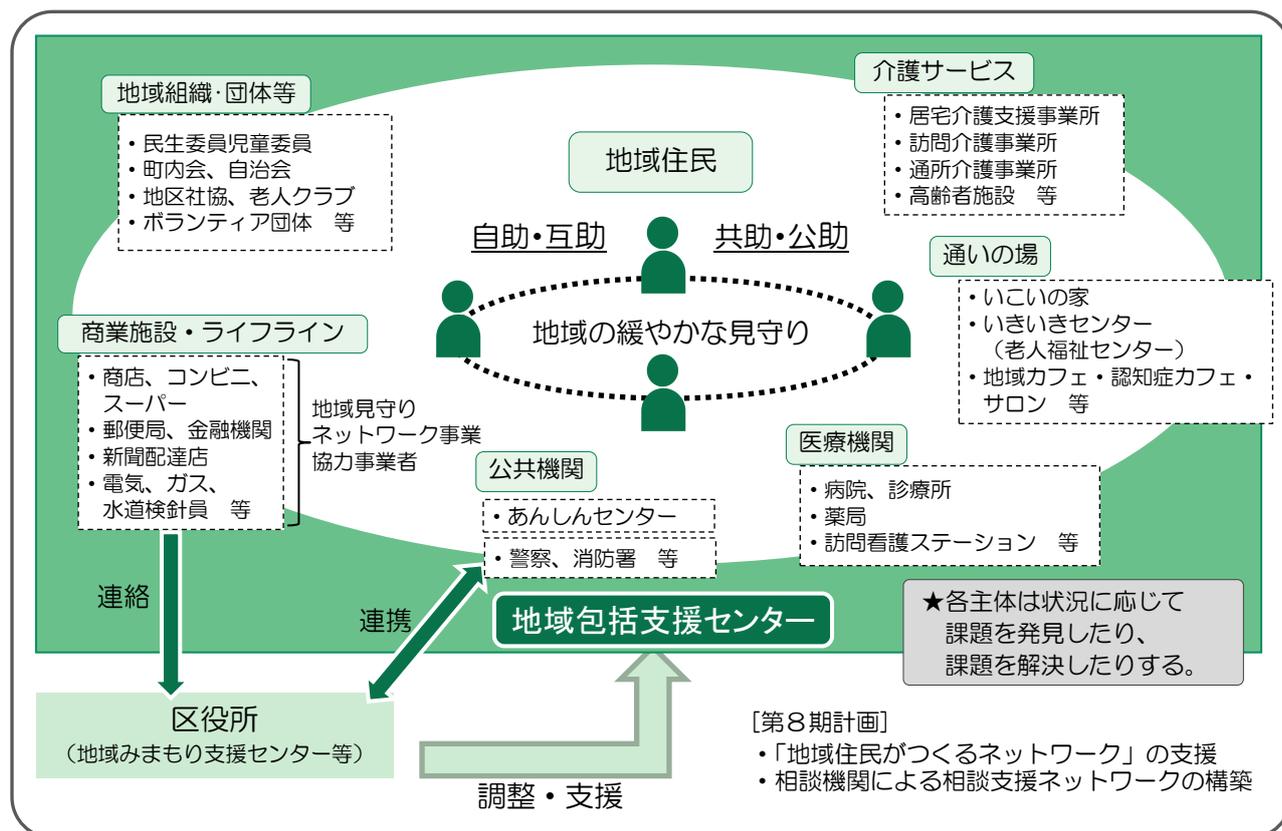
① 市民主体の「見守りネットワーク」づくりの推進

同居の家族がいても、日中は独居になってしまう高齢者など、見守りの目から漏れてしまいがちな方も含め、支援を必要とする住民が必要な情報を把握したり、支援につながるような地域住民がつくるネットワークづくりや、関係機関との連携体制の強化が必要です。

その中で、見守りの目となる「地域住民がつくるネットワーク」は、自治会・町内会、社会福祉協議会、民生委員児童委員などの組織的な活動や、任意団体や趣味のサークル等が独自に実施している活動、さらには近隣住民同士の緩やかなつながり等、様々な形態の活動等が、それぞれ重なり合いながら、自由かつ有機的につながることによって成り立っています。

地域の中で、このような活動やつながりが豊かになっていくことで、市民主体の「見守りネットワーク」づくりの推進につながります。

【地域における「見守りネットワーク」のイメージ図】



このような地域づくりを進めるため、区役所地域みまもり支援センターを中核として、様々な地域資源と連携し、住民の自主性を尊重しながら、住民同士のつながりづくり、地域活動の立ち上げ支援、地域活動との関係づくり、地域のつながり・社会参加の重要性等についての啓発に取り組み、介護予防等の取組と併せ

て、地域特性に応じた市民主体の「見守りネットワーク」づくりを支援します。

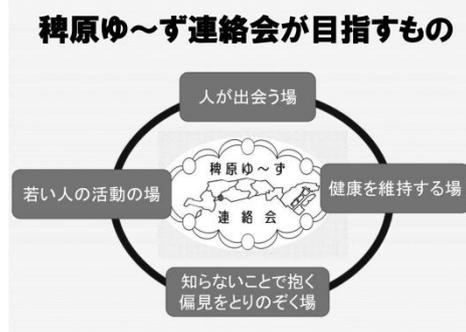
また、地域包括支援センターは、「見守りネットワーク」の状況を把握するとともに、相談機関としての強みを活かして地域の関係者と協力しながら、支援を必要とする方の早期発見・早期支援のための仕組みづくりや、虚弱になっても通い続けられる地域の居場所づくりの支援、認知症の人等の見守り体制づくり等に取り組みます。

（活動の例）稗原ゆ〜ず連絡会

宮前区で活動している「稗原ゆ〜ず連絡会」は、7つの自治会と、小学校・高齢者施設・地域包括支援センター・障害者支援施設・障害者通所施設・いこいの家・認知症専門病院の計15団体により構成される活動団体です。

連絡会は2か月に1回開催され、各団体が顔を合わせ地域で起こったことを共有し、小学校の体育館でのイベントや、健康づくりのための勉強会を連絡会の団体・施設のスペースを借りて開催しています。

住民と児童・高齢・障害分野の専門機関が一体となって、「不安のない生活を創る」ことをコンセプトに、地域づくりの輪を広げています。

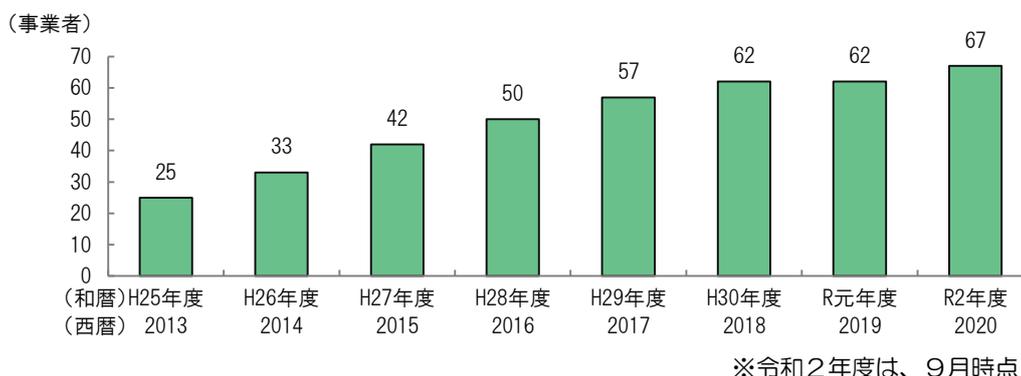




② 地域見守りネットワーク事業

様々な生活上の課題に対して、「発見の目」となる支え合いの仕組みづくりとして、コンビニエンスストアや新聞配達店等、地域の民間事業者の協力により、高齢者等の異変に気づいた場合に区役所に連絡し、区役所や地域包括支援センターの支援につなげる「地域見守りネットワーク事業」を引き続き推進します。今後も事例報告や支援に向けた情報交換を目的とした「あんしん見守りネットワーク会議」の開催などを通じて、連携体制を推進強化するとともに、協力事業者の更なる拡充に取り組みます。

【地域見守りネットワークの協力事業者数の推移】



(2) 通い続けられる地域の居場所づくりの推進

② 住民主体による要支援者等支援事業

要支援・要介護状態等になっても通い続けられる地域の通いの場や居場所づくりを進めている住民団体・NPO法人等を支援することにより、地域の高齢者の閉じこもりを予防するとともに、地域住民による見守り・発見のネットワークづくりを進める「住民主体による要支援者等支援事業」を推進します。

【実績・計画】

	第7期			第8期		
	H30年度 (2018)	R元年度 (2019)	R2年度 (2020)	R3年度 (2021)	R4年度 (2022)	R5年度 (2023)
参加者 (延数)	2,672人	3,328人	2,100人	事業推進	→	→

平成30、令和元年度は実績値、令和2年度は推計値です。

【住民主体による要支援者等支援事業の活動例】



毎週 水曜日開催
利用時間 9:30~15:00

すずの家
昼食・風呂・送迎あり
昼食代 500円

令和元年度4月~2月
81回開催
参加者数
要支援 241名
要介護 514名
特定 47名
送迎1074回 片道ベース
ボランティア 765名



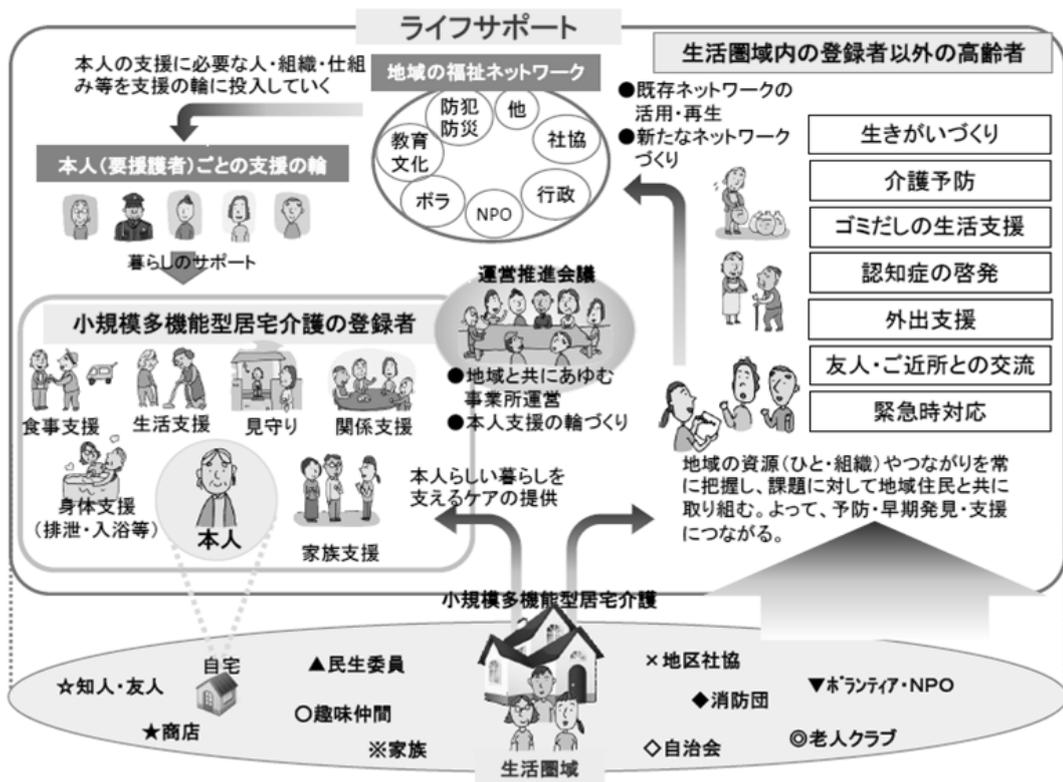
最後まで
地域とつながる

(3) 介護事業所等による地域支援の取組の推進

② 小地域における生活支援体制整備事業

今後ますます多様化する住民の生活支援ニーズ等に対応するために、地域密着型サービス事業所等に生活支援コーディネーターを配置し、地域ケア圏域よりさらに小さい地域単位において、「個別支援」と「地域支援」を有機的につなぎ合わせ、人と場、さらには人の生活と地域をつなぐ取組を進めます。

【在宅生活を支える拠点としての小規模多機能型居宅介護】



※第109回社会保障審議会介護給付費分科会資料（全国小規模多機能型居宅介護事業者連絡会）より抜粋

〔実績・計画〕

	第7期		第8期		
	R元年度 (2019)	R2年度 (2020)	R3年度 (2021)	R4年度 (2022)	R5年度 (2023)
委託事業所数	3	10	17	24	31

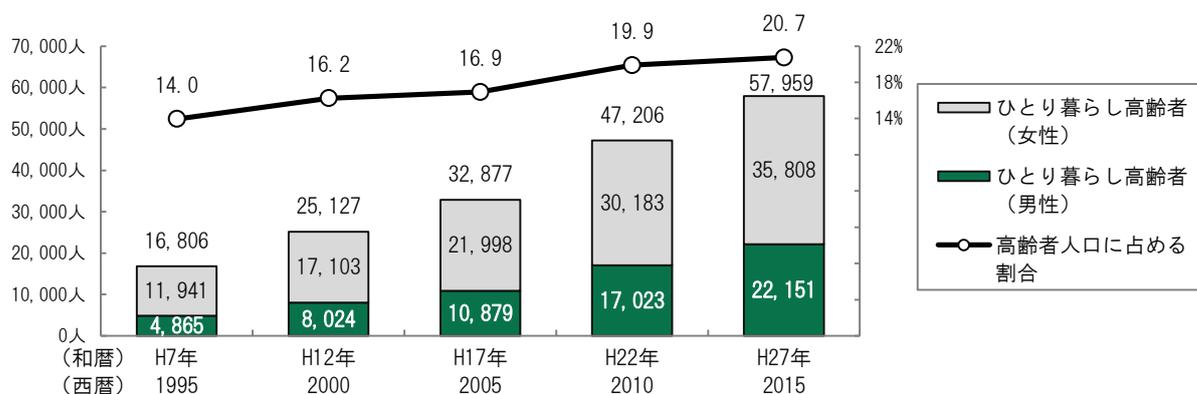


ii) ひとり暮らし高齢者等の支援の推進

本市では、ひとり暮らし高齢者の増加が顕著であり、安心して在宅生活を継続できるよう、地域ぐるみの見守りを進めるとともに、ICT技術を活用した見守りを推進するなど、ニーズや社会状況等に応じた多様な見守りを推進する必要があります。

【本市のひとり暮らし高齢者数の推移（再掲）】

▶平成27（2015）年時点では、市の高齢者の約5人に1人がひとり暮らしとなっています（全国値は17.7%、約6人に1人）。



※国勢調査

【現在の不安や困りごと】

問 あなたは現在、どのような不安や困りごとがありますか（複数回答）。

▶ひとり暮らし高齢者の最も多い不安や困りごとは「発作など緊急時に救急車を呼ぶこと」となっています。

単位：%

項目	回答者数（人）	身体が衰えて日常生活に不都合があること	困りごとを相談する場所がよくわからないこと	発作など緊急時に救急車を呼ぶこと	毎日の食事のため、買い物や調理をすること	気軽な話し相手がないこと	友人や地域のひととの交流が減って孤独に感じること	金銭管理や財産保全に関すること	ひとりで外出すること	『不安や困りごとがある』	
全体	15,903	10.0	8.6	6.8	6.4	5.7	5.6	5.2	3.8	33.6	
家族構成	ひとり暮らし高齢者	2,791	10.9	11.5	18.3	10.1	9.0	4.8	7.6	3.6	45.1
	夫婦世帯	6,814	8.8	7.9	4.2	5.0	4.8	5.7	4.6	3.2	29.6
	子や孫など同居	4,698	10.6	7.7	4.3	5.7	5.3	5.9	4.6	4.8	32.1
	その他の世帯	1,188	11.0	8.7	4.4	8.3	4.4	5.4	4.9	3.5	34.3

※『不安や困りごとがある』＝100%－「特にない」－「無回答」 令和元年度高齢者実態調査（一般高齢者）

(1) ひとり暮らし等高齢者の見守りの充実

地域の身近な相談相手であり、見守り役でもある民生委員児童委員の協力のもと、担当地区のひとり暮らし高齢者世帯及び高齢者のみ世帯の世帯状況や生活状況の実態を把握し（ひとり暮らし等高齢者実態調査）、ひとり暮らし等高齢者の話し合いの機会を増やすなど安否確認につなげ、安心して生活が営めるよう、地域包括支援センター等と連携しながら、地域ぐるみで「見守りネットワーク」づくりを推進します。

(2) ひとり暮らし高齢者等を支えるための取組

地域による見守りに加え、ICT技術を活用した見守りなど、ニーズや社会状況に応じながら制度の持続可能性を踏まえて支援サービスの最適化を図るとともに、適時適切な利用につながるよう一層の広報に努めます。

◎ 高齢者等緊急通報システム事業【携帯型】【自宅設置型】

対象者	次のA～Cのいずれかに該当する方 A：在宅高齢者で次の①～③の要件をすべて満たす方 ① 65歳以上 ② 心臓疾患、高血圧等の慢性疾患のため日常生活に注意を要する方 ③ ひとり暮らしまたはそれに準ずる世帯の方 B：75歳以上のひとり暮らしの方 C：認知症による徘徊のため生命に危険の可能性があり、次の①・②のいずれかに該当する方〔携帯型のみ〕 ① 65歳以上の方 ② 若年性認知症で要介護1以上の方						
サービス内容	① 24時間365日体制での緊急時対応 ② 健康相談 ③ 位置検索〔携帯型のみ〕						
利用者負担	所得に応じて異なります。 携帯型：月額0円～2,032円 自宅設置型：月額0円～4,500円						
実績・計画		H30年度 (2018)	R元年度 (2019)	R2年度 (2020)	R3年度 (2021)	R4年度 (2022)	R5年度 (2023)
	携帯型	535台	729台	923台	事業継続 →		
	自宅設置型	1,034台	880台	722台			
	合計	1,569台	1,609台	1,645台			
平成30年度、令和元年度は実績値、令和2年度以降は見込みです。							



➡ 日常生活用具給付事業

対象者	<p>自動消火器：65歳以上の寝たきりの高齢者やひとり暮らしの高齢者で、世帯全員が市民税非課税世帯の方</p> <p>電磁調理器：心身機能の低下に伴い防火等の配慮が必要な高齢者世帯等で、世帯全員が市民税非課税世帯の方</p>						
サービス内容	<p>自動消火器の給付（基準限度額 36,800円）</p> <p>電磁調理器の給付（基準限度額 33,000円）</p>						
利用者負担	所得に応じて0%～10%の利用者負担があります。						
実績・計画		H30年度 (2018)	R元年度 (2019)	R2年度 (2020)	R3年度 (2021)	R4年度 (2022)	R5年度 (2023)
	自動消火器	1件	0件	2件	事業継続 →		
	電磁調理器	15件	10件	16件			
平成30年度、令和元年度は実績値、令和2年度以降は見込みです。							

iii) 相談支援ネットワークの充実

それぞれの地域の特性に応じて、日常生活の中でのさりげない見守りなどの様々な取組が行われている「地域住民がつくるネットワーク」の支援と併せて、地域包括支援センター等の相談機関による、円滑な相談対応のための「相談支援ネットワーク」の充実が求められます。

相談支援ネットワークの充実に向けては、相談機関による「個別支援の充実」とともに、地域住民がつくるネットワークと連携した「地域力の向上」を不可分一体で進めることが必要になることから、その取組の中核を担う地域包括支援センターの機能の充実を図ります。

また、複雑化・複合化する地域の福祉ニーズに対応するため、分野を超えて総合的に相談に応じ、関係機関と連絡調整等を行う体制を整備します。

さらに、生活機能が低下した場合等であっても、重度化を予防しつつ、社会参加や、地域において自立した日常生活を営むことを支援するため、地域でのリハビリテーションの取組を推進します。

(1) 地域包括支援センターの機能の充実

地域包括支援センターは、高齢者の介護・福祉・健康・医療などに関する困りごとの身近な相談窓口として、川崎市が市内49か所に設置し、社会福祉法人等に運営を委託している相談機関です。

社会福祉士、主任介護支援専門員、保健師等の3職種を中心に、チームで支援にあたります。

総合相談・支援業務	<ul style="list-style-type: none"> ・住民の各種相談を幅広く受け付け、制度横断的な支援を実施 ・相談支援ネットワークの構築
権利擁護業務	<ul style="list-style-type: none"> ・成年後見制度の活用促進 ・高齢者虐待への対応
包括的・継続的ケアマネジメント支援業務	<ul style="list-style-type: none"> ・地域のケアマネジメントの環境整備 ・個々のケアマネジャーの支援
介護予防ケアマネジメント	<ul style="list-style-type: none"> ・要支援1・2と認定された方、介護予防・日常生活支援総合事業の対象となる方の介護予防ケアプランの作成

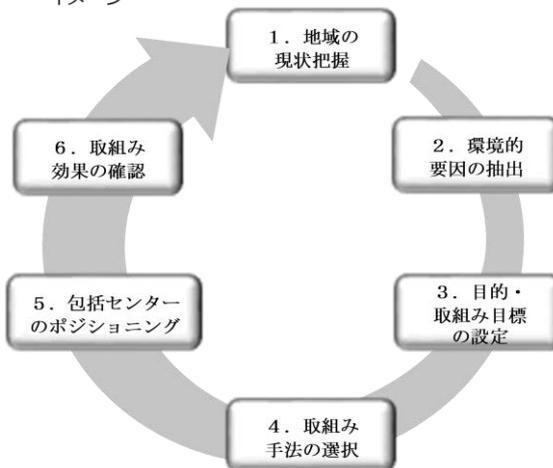


② 地域包括支援センターの取組におけるPDCAサイクルの強化

地域包括支援センターの取組において、総合相談機能の充実と、地域の関係者・団体等と地域包括支援センターのネットワーク構築による地域力の向上を一体的に進めるため、地域包括支援センターの事業計画におけるPDCAサイクルの強化を図ります。

併せて、全市レベルでの取組を強化するために、相談支援・ケアマネジメント等に関する実務的な検討を進める場として、有識者・実務者等から構成される「(仮称)相談支援・ケアマネジメントワーキンググループ」を設置します。

地域包括支援センターの取組におけるPDCAサイクルのイメージ



※「地域包括支援センターによる効果的なケアマネジメント支援のあり方に関する調査研究事業報告書」(平成29年度厚生労働省老人保健健康増進等事業)より一部改変

「PDCAサイクル」とは?

事業を継続的に改善していくために、P(Plan・計画)、D(Do・実施)、C(Check・評価)、A(Act・処置)のサイクルで計画と評価を繰り返す事業評価の考え方です。

地域包括支援センター運営マニュアル2訂(一般社団法人長寿社会開発センター)より抜粋

③ 地域ケア会議の見直し

地域ケア会議は、地域包括支援センターによる総合相談支援の充実や、支援を必要とする方と地域資源を結びつけるためのネットワークづくりの手法の一つとして、地域包括支援センターや市町村が開催します。

本市の地域ケア会議は、個別事例を検討する「個別ケア会議」、地域包括支援ネットワークの構築等を図る「地域ケア圏域会議」、ケアマネジメント支援を目的とする「相談支援・ケアマネジメント会議」から構成されており、さらに、地域包括支援センターの運営支援を目的とした「地域包括支援センター運営協議会」と連携しながら取組を進めています。

地域における見守りや、多職種の連携による支援を促進するための課題を整理するため、「個別ケア会議」の運用を見直し、より柔軟な開催を可能とするとともに、個別ケースの積み上げによる地域の現状把握と、相談支援体制の課題抽出・対応につなげます。

【川崎市における地域ケア会議の体系】



【川崎市の地域ケア会議の種類】

会議名	事務局	主な参加者	頻度	目的	特徴
①個別ケア会議	地域包括支援センター 区（高齢・障害課）	介護支援専門員、医師、看護職、リハビリ専門職、権利擁護専門職（弁護士、社会福祉士、司法書士、行政書士）、民生委員 など	随時	地域の介護支援専門員の自立支援の資するケアマネジメントの支援多職種による検討を通じた被保険者の課題解決や自立支援の促進	主に被保険者の課題解決やケアマネジャー支援を目的にその都度効果的なメンバーで検討。
②相談支援・ケアマネジメント調整会議	地域包括支援センター	介護支援専門員、区高齢・障害課（オブザーバー）	年3～4回程度	地域の介護支援専門員からの課題抽出とフィードバック	地域のケアマネジャー支援とケアマネジメントにおける環境整備を目的とし、テーマの設定によっては、複数包括での合同開催も可能としている。
③地域ケア圏域会議	地域包括支援センター	民生委員、町会・自治会、介護支援専門員、ボランティア、社協、介護事業所など	年3～4回程度	地域包括支援ネットワークの構築 地域における課題発見と共有	地域課題に応じた幅広い関係者とのネットワーク構築を目的とし、既存のワークショップなどへの転換も可能としている。
④相談支援・ケアマネジメント推進委員会	区（高齢・障害課）	地域包括支援センター、介護支援専門員、地域リハビリテーションセンター	年3～4回程度	区内の相談支援・ケアマネジメントにおける課題検討 地域における課題への解決方法の確立と普遍化	②の会議を通じて整理したエリアでの課題をもとに、区の課題を検討する。全市的な取組と各区の課題に応じたテーマから優先順位の高いものを検討する。
⑤相談支援・ケアマネジメントワーキンググループ（R3新設）	市 （地域包括ケア推進室）	学識者、実践者、介護支援専門員、地域リハビリテーションセンターなど	年4回程度	地域包括支援センターの事業評価を通じて収集される情報の処理、ケアマネジメント支援等のための環境整備の課題抽出、人材育成、地域支援事業等を活用した政策形成が必要な事項等の検討	市・区の運営協議会、他の地域ケア会議と連動しながら、全市の情報を集約し、地域包括支援センターとして強化すべき事項の整理や、政策形成が必要な課題抽出等について実務的な検討を行う。
⑥相談支援・ケアマネジメント連絡会議		区高齢・障害課、地域包括支援センター、介護支援専門員、地域リハビリテーションセンター	毎月1回	全市的な相談支援・ケアマネジメントにおける課題検討 医療・介護連携強化に向けた取組	②、④の会議を通じて見えてきた全市的な課題の検討と、医療介護制度の動向を踏まえた必要な情報共有等を行う。



【地域ケア会議の機能】

地域ケア会議は、主に次の5つの機能を有し、これらの機能は相互に関係し合い、循環しています。

①個別課題解決機能

個別課題解決機能には、個別ケースについて多機関・多職種が多角的視点から検討を行うことで、被保険者（住民）の課題解決を支援する働きと、そうしたプロセスを通じて、地域包括支援センター職員や介護支援専門員等の課題解決力の向上を図ることで、被保険者への支援の質を高めるという二つの働きがあります。個別事例に基づく検討を通して、個別課題の解決のみならず、次の②～⑤につながっていきます。

②地域包括支援ネットワーク構築機能

地域の関係機関等の相互の連携を高める機能です。

③地域課題発見機能

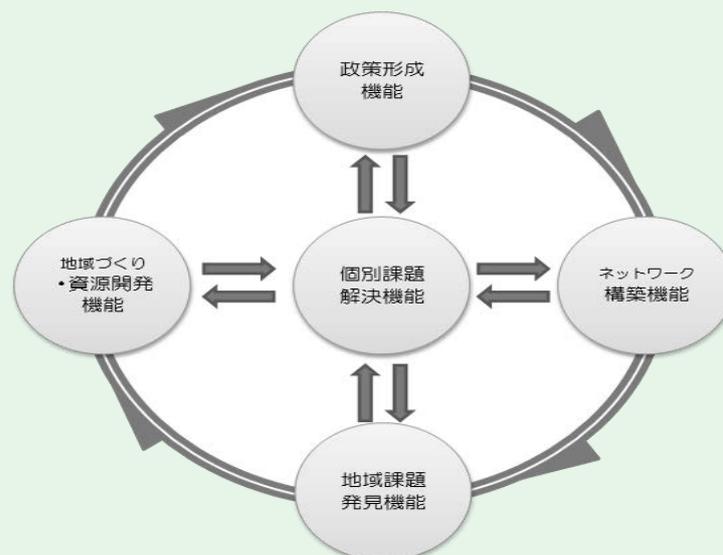
個別ケースの背後に、同様のニーズを抱えた要援護者やその予備軍を見出し、かつ関連する事実や課題、地域の現状等を総合的に判断して、解決すべき地域課題を明らかにする機能です。

④地域づくり・資源開発機能

インフォーマルサービスや地域の見守りネットワークなど、必要な地域資源を地域の多様な主体と連携しながら発見、開発していく機能です。

⑤政策形成機能

狭義には、市町村による地域に必要な施策や事業の立案・実施につなげる機能であり、広義には、都道府県や国への政策の提言までを含む機能です。

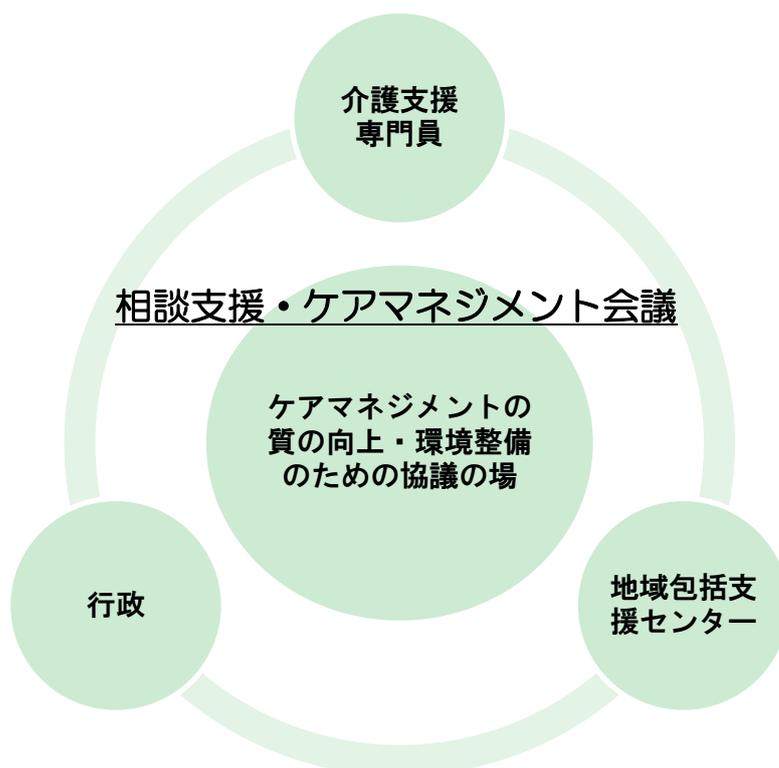


出典：地域ケア会議運営マニュアルを一部編集

② ケアマネジメントの質の向上に向けた取組の推進

ケアマネジャーの活動を支援しながら、「ケアマネジメントの質の向上」「相談支援・ケアマネジメントの環境整備」を進めるため、令和元（2019）年度に地域ケア会議を再編し、ケアマネジメントに係る課題を専門に取り扱う「相談支援・ケアマネジメント会議」を設置しました。

引き続き、各区単位でケアマネジメント支援のための検討を行う「相談支援・ケアマネジメント推進委員会」を中心に、地域包括支援センター、川崎市介護支援専門員連絡会等の関係者との連携による取組を進めます。



③ 地域包括支援センターの職員定着の支援・人材育成

令和2（2020）年6月時点の地域包括支援センターの3職種（保健師・看護師、社会福祉士、主に介護支援専門員）の欠員は14名（14センター）であり、平成30（2018）年度における包括職員の離職率は25.8%（介護職員の全国平均16.7%）となっています。また、3職種職員の在籍年数は5年未満の職員が全体の6割を超える状況となっています。

短期間で職員が交代することで、地域との関係づくり等に支障が出るのが懸念されるため、センター運営の安定化に向けて、中核となるセンター長を担う人材確保策の推進と、職員の定着率向上に向けた取組を進めます。

併せて、職員のキャリアステージに応じた研修体系の見直しや、地域包括支援センター職員に対するスーパーバイズの実施等、質の高い人材を育成するための取組を進めます。

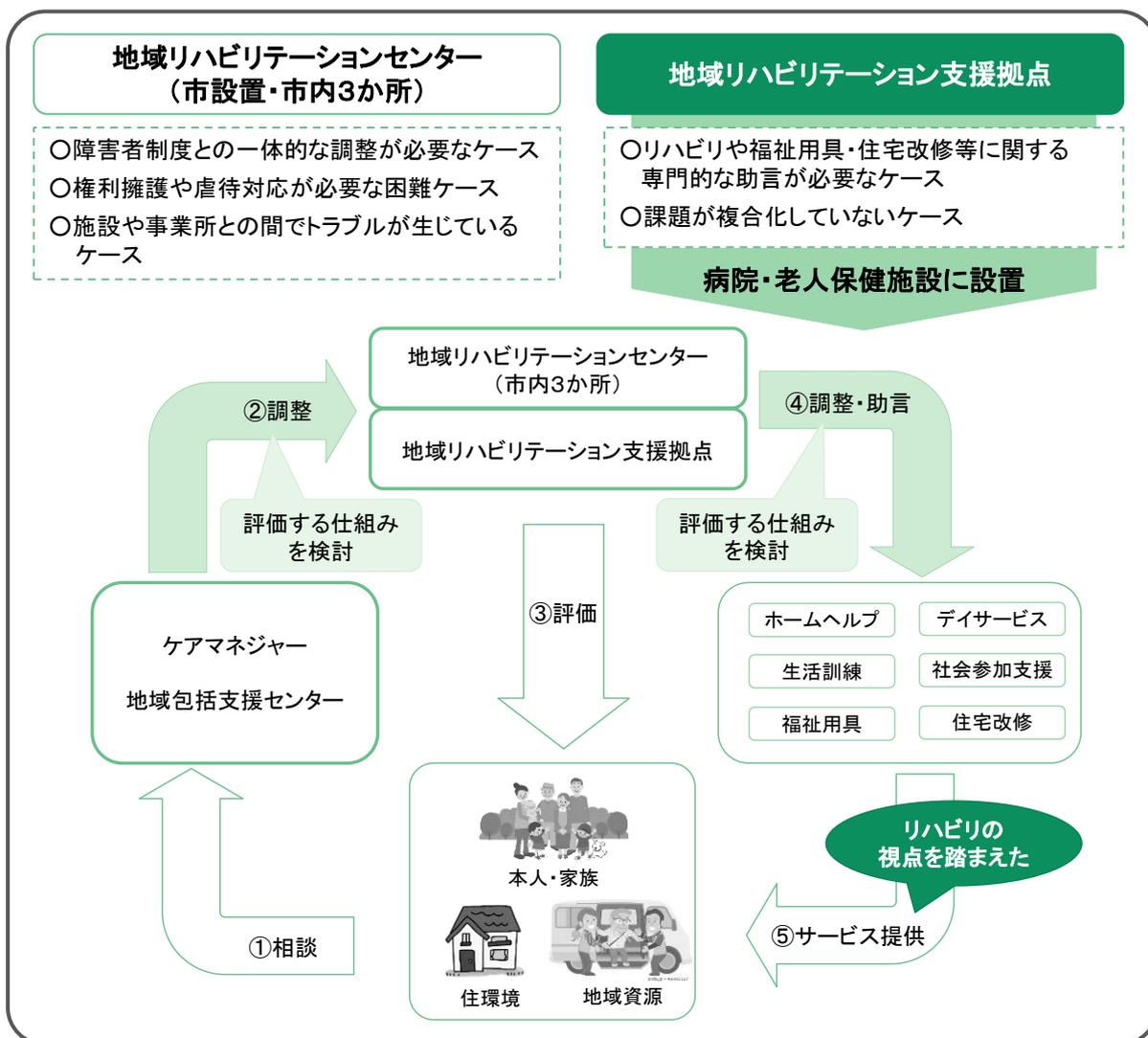


(2) 地域リハビリテーションの取組の推進

全世代・全対象型の地域リハビリテーションの中で、高齢者分野においては、主に生活機能が低下した高齢者に対して、リハビリテーションの視点を踏まえて、「心身機能」「活動」「参加」のそれぞれの要素にバランスよく働きかけ、日常生活の活動を高め、家庭や社会への参加を促し、被保険者が要介護状態等となることを予防（介護予防・重度化防止）しながら、社会に参加しつつ地域において自立した日常生活を営むことを支援する地域リハビリテーションの取組を推進します。

また、生活全体にわたってリハビリテーションを展開するためには、ケアマネジャー・地域包括支援センターによる相談支援・ケアマネジメントとの連携や、サービスを提供する事業者等による協力が不可欠であることから、介護保険制度による加算の活用や総合事業による報酬設定等により、地域リハビリテーションとの連携を強化する仕組みを検討します。

【高齢者施策における地域リハビリテーションの仕組み】



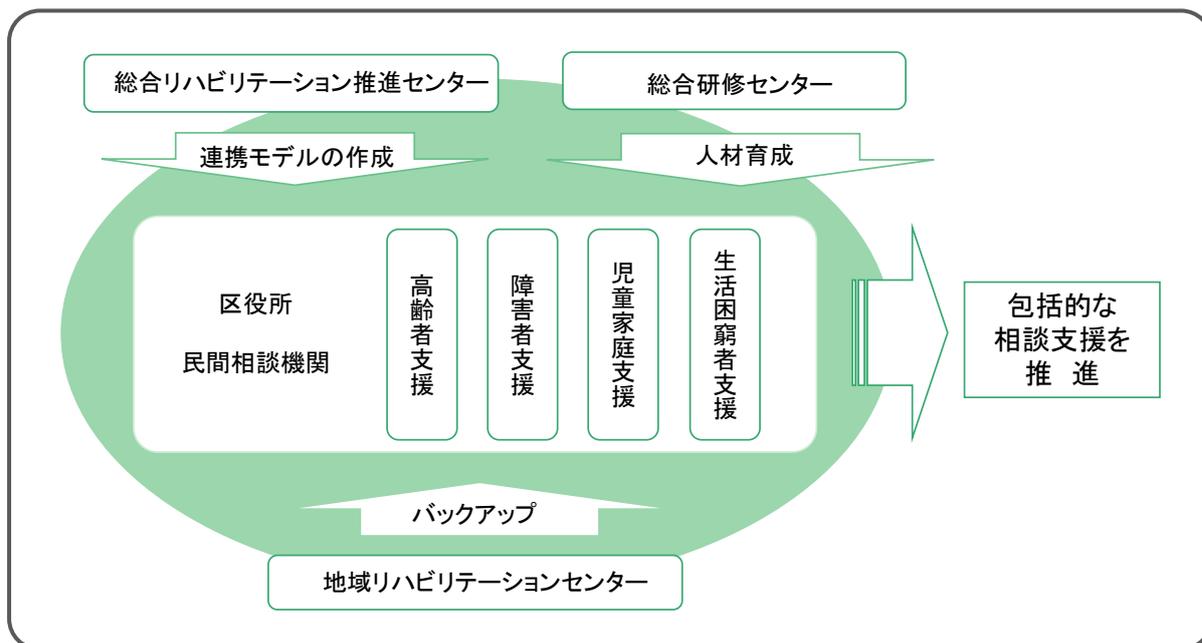
(3) 包括的な相談支援

近年、福祉ニーズの複雑化・複合化に対応するため、分野を超えて総合的に相談に応じ、関係機関と連絡調整等を行う体制を整備することが求められています。

本市では、平成30(2018)年度に包括的相談支援に関する実態調査を実施したところ、全体の7割が高齢者・障害者等の分野ごとの相談で課題が複合化しており、包括的な相談支援が必要なケースでも、2割は現行体制で調整可能なものであることが明らかになりました。このため本市では、当面の間は現行の分野別支援体制を維持するとともに、全世代・全対象に対応する地域リハビリテーションセンターが相談支援機関をバックアップすることにより、様々なニーズのある相談にも包括的に対応できるようにしていきます。

また、課題が複合化して調整が難しいケースは、専門分野ごとの特性に配慮した全体的な調整が必要であることから、総合リハビリテーション推進センターにおいて、組織ごとの役割分担や連携方法を整理した連携モデルを作成するとともに、分野横断的な人材育成も推進します。

【本市における包括的相談支援の取組】





取組Ⅲ 利用者本位のサービスの提供



i) 介護保険サービス等の着実な提供

P122~

- (1) 介護保険法に基づくサービス
 - ① 介護保険給付
 - ② 介護予防・生活支援サービス事業（総合事業）
 - ③ 中重度の要介護高齢者の在宅生活を支えるためのサービス
 - ④ 介護保険サービス等の着実な提供のための取組
- (2) 市独自の在宅高齢者を支えるサービス
 - ① 要介護高齢者等への介護支援のためのサービス
 - ② 生活支援を必要とする在宅高齢者を支えるサービス
 - ③ ひとり暮らし高齢者等を支えるためのサービス
 - ④ 高齢者の自己選択を支援するための取組

ii) 地域密着型サービスの取組強化

P138~

- ➡ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護の整備
- ➡ 小規模多機能型居宅介護の整備
- ➡ 看護小規模多機能型居宅介護の整備
- ➡ 認知症高齢者グループホーム利用者に対するサービス強化

iii) かわさき健幸福寿プロジェクトの推進

P143~

- (1) これまでの本市の取組

① プロジェクトの概要・目的	④ インセンティブ
② 参加利用者・参加事業所	⑤ 事例集の作成
③ 成果指標	⑥ 事業効果
- (2) 今後の取組

iv) 介護人材の確保と定着の支援

P147~

- | | |
|-------------|---------------|
| (1) 人材の呼び込み | (3) 定着支援 |
| (2) 就労支援 | (4) キャリアアップ支援 |

v) ウェルフェアイノベーションとの連携

P156~

- (1) 方針1 新たな製品・サービスの「創出」
- (2) 方針2 新たな製品・サービスの「活用」
- (3) 方針3 将来を先取りする新たな社会モデルの「創造・発信」

vi) 川崎市複合福祉センター ふくふく

P158

これまでの主な取組

- 平成 28（2016）年4月から総合事業を開始し、要支援認定を受けた方等に対して訪問型・通所型サービスなどを実施しました。
- 介護が必要となっても、住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、在宅生活を支える地域密着型サービスとして、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」や「（看護）小規模多機能型居宅介護」の整備を推進し、また、認知症高齢者グループホーム利用者に対するサービス強化として、家賃等助成事業を開始しました。
- 介護保険サービスの着実な提供のため、介護給付の適正化や介護保険サービス事業者に対する指導・監査を実施しました。
- 要介護者等への介護支援や在宅生活の継続のための市独自の取組として、「紙おむつ等の介護用品の給付」や「寝具乾燥事業」「高齢者住宅改造費助成事業」「訪問理美容サービス事業」などを実施しました。
- かわさき健幸福寿プロジェクトは、「顕著な成果を挙げた事業所・利用者の表彰式」や「取組結果に応じたインセンティブの付与」「多職種連携を一層図るための事例検討・意見交換会」「優れた取組事例を掲載した事例集の作成」などを実施しました。また、第1期から第3期までの事業効果について検証を行い、その結果をとりまとめました。
- 介護人材の確保と定着については、「人材の呼び込み」「就労支援」「定着支援」「キャリアアップ支援」の4つの取組を柱に、介護サービス事業所を継続的に支援しましたが、さらに取組を進める必要があります。

（高齢者実態調査）	平成 28（2016）年度	令和元（2019）年度
介護サービス事業所の 介護人材の不足感	77.2%	75.8%

- 国や県のほか、本市のウェルフェアイノベーションの取組と連携しながら、介護サービス事業所での介護ロボットの実証や、介護ロボットの導入経費の一部助成を行いました。
- 介護者の負担軽減のため、特別養護老人ホームの新規整備を行う際に、入居定員の10%以上のショートステイ定員を確保することを要件とする整備や、介護付有料老人ホームや認知症高齢者グループホームの空床活用により、ショートステイの整備を推進しました（第8期計画では、取組Ⅴに記載）。



第8期計画での主な課題と施策の方向性

課題

- ✓ 高齢者や介護者の多様なニーズに対応するサービスの提供が求められます。
- ✓ 介護給付費の増大や介護保険料の上昇を抑制するため、生活の中での自立性の拡大や自己実現に向けた取組が必要です。
- ✓ 介護・医療人材が不足する中、人材の確保と定着を支援する取組が必要です。
- ✓ 介護従事者の負担軽減への取組が求められています。
- ✓ 介護ロボットや外国人介護人材などの新たな技術や制度について、普及啓発や対応が求められます。

施策の方向性

i) 介護保険サービス等の着実な提供

- ・要介護・要支援高齢者が地域で生活をするために必要なサービスを提供します。
- ・制度改正や社会状況の変化等を踏まえ、サービスの最適化を図ります。

ii) 地域密着型サービスの取組強化

- ・中重度の要介護高齢者の在宅生活を支えるための取組を進めます。

iii) かわさき健幸福寿プロジェクトの推進

- ・これまでの取組状況、評価、分析等を踏まえ、介護サービス事業所及びサービス利用者等のより一層の意識醸成を図るため、普及啓発を行います。

iv) 介護人材の確保と定着の支援

- ・今後、急速な高齢化が進む中、更なる介護人材の確保・定着が求められることから、効率性や即効性の観点から事業の見直しを検討します。
- ・外国人介護人材やシニア層など多様な人材の活用・確保の取組を進めます。

v) ウェルフェアイノベーションとの連携

- ・将来的な福祉課題に先行して対応する製品・サービスづくり等を進めます。

vi) 川崎市複合福祉センター ふくふく

- ・「高齢者や障害者の在宅生活支援の推進」を基本目標として整備しました。

主な成果指標

指標名	現状	目標	指標の出典等
主な地域密着型サービスの延べ利用者数	19,704人 (令和元(2019)年度)	31,812人以上 (令和5(2023)年度)	健康福祉局調べ
かわさき健幸福寿プロジェクトの実施結果(改善率)	17.5% (令和元(2019)年度)	17.8%以上 (令和5(2023)年度)	プロジェクト対象者の要介護度の改善率
介護人材の不足感	75.8% (令和元(2019)年度)	71.0%以下 (令和4(2022)年度)	市内事業所が従業員の「不足感」と回答した割合。高齢者実態調査

i) 介護保険サービス等の着実な提供

介護が必要になっても、住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、高齢者や介護者の多様なニーズを踏まえ、利用者本位のサービスを提供します。

また、「介護・医療・予防」「生活支援」等のケアの一体的・継続的な提供及び、高齢者の自己選択を支援するための情報発信に取り組むとともに、様々な資源を組み合わせた統合的なケアの提供の実現のため、制度改正や社会状況の変化等を踏まえ、サービスの適正化を図ります。

(1) 介護保険法に基づくサービス

① 介護保険給付

介護保険サービスの見込量については、第6章を参照してください。

サービス	要支援1～2の方（予防給付）	要介護1～5の方（介護給付）
居宅サービス	介護予防訪問入浴介護 介護予防訪問看護 介護予防訪問リハビリテーション 介護予防居宅療養管理指導 介護予防通所リハビリテーション 介護予防短期入所生活介護 介護予防短期入所療養介護 介護予防特定施設入居者生活介護 介護予防福祉用具貸与 特定介護予防福祉用具販売 介護予防住宅改修 介護予防支援	訪問介護 訪問入浴介護 訪問看護 訪問リハビリテーション 居宅療養管理指導 通所介護 通所リハビリテーション 短期入所生活介護 短期入所療養介護 特定施設入居者生活介護 福祉用具貸与 特定福祉用具販売 住宅改修 居宅介護支援
施設サービス	なし	介護老人福祉施設 介護老人保健施設 介護療養型医療施設 介護医療院
地域密着型サービス★	介護予防認知症対応型通所介護 介護予防小規模多機能型居宅介護 介護予防認知症対応型共同生活介護	定期巡回・随時対応型訪問介護看護 夜間対応型訪問介護 地域密着型通所介護 認知症対応型通所介護 小規模多機能型居宅介護 看護小規模多機能型居宅介護 認知症対応型共同生活介護 地域密着型特定施設入居者生活介護 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護



地域密着型サービス

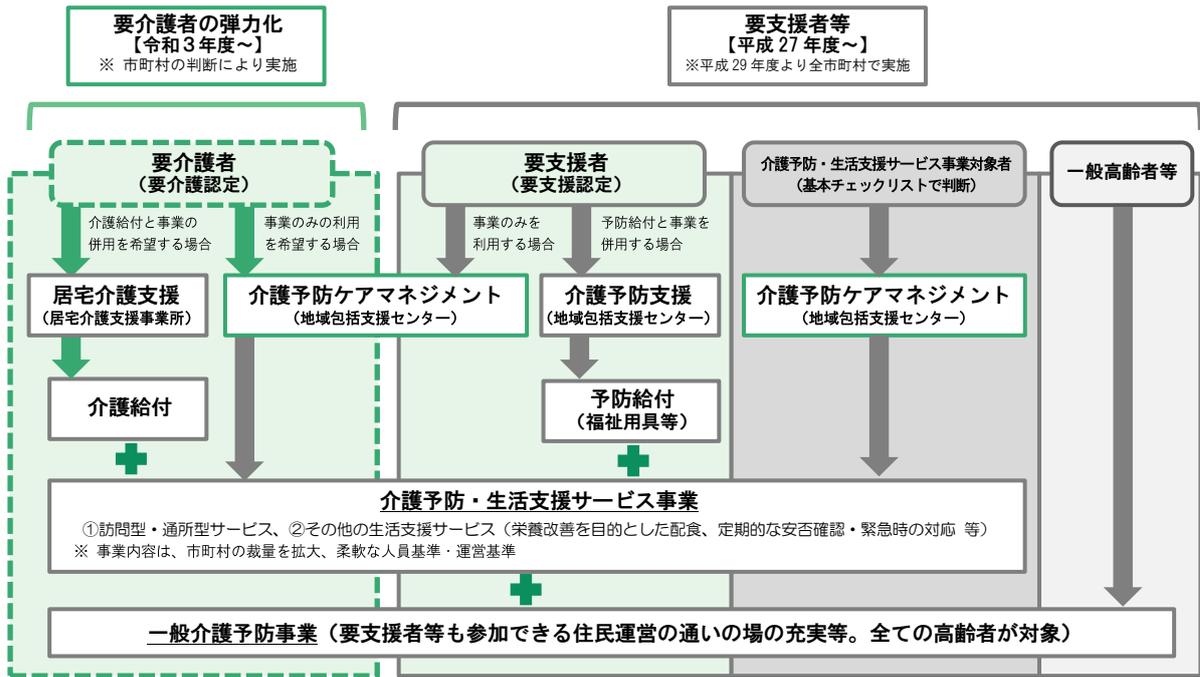
平成18（2006）年に創設されたサービスで、要介護・要支援高齢者が住み慣れた地域で可能な限り自立した生活を送ることを支援します。介護サービス事業所の指定は市町村が行い、原則として、指定を行う市町村の被保険者のみが利用できます。



② 介護予防・生活支援サービス事業（総合事業）

介護予防・生活支援サービス事業は、要支援者、介護予防・生活支援サービス事業対象者及び要介護者（以下「要支援者等」といいます。）の多様なニーズに対応するため、これまで予防給付として提供されてきた介護予防訪問介護や介護予防通所介護に相当するサービスに加え、地域の実情に応じた多様なサービスを対象とすることができる介護保険制度に基づく事業です。

【介護予防・生活支援サービス事業（総合事業）対象者】



今後も引き続き、要支援者等に対する多様なサービスについて検討を進めます。

【本市における総合事業への段階的な移行】

H27年度 (2015)	H28年度 (2016)	R3年度 (2021)	R5年度 (2023)
【予防給付】 訪問看護、福祉用具等 ・訪問介護 ・通所介護 【介護予防事業】 ○二次予防事業 ○一次予防事業	【総合事業】開始（移行期間） ○介護予防・生活支援サービス事業 ・訪問型サービス ・通所型サービス ・介護予防ケアマネジメント ○一般介護予防事業	【総合事業】 コロナ禍の影響を踏まえたサービス内容の検討 事業推進	【総合事業】

【介護予防・生活支援サービス事業の内容】

事業	内容
訪問型サービス	要支援者等に対し、掃除、洗濯等の日常生活上の支援を提供します。
通所型サービス	要支援者等に対し、機能訓練や集いの場など日常生活上の支援を提供します。
介護予防ケアマネジメント	要支援者等に対し、総合事業によるサービス等が適切に提供できるようケアマネジメントします。

※厚生労働省ガイドラインから抜粋

② 介護予防訪問サービス（訪問型サービス）

対象者	要支援1・2、事業対象者					
サービス内容	介護サービス事業所のホームヘルパーや「かわさき暮らしサポーター」が家庭を訪問し、利用者と協働して家事の援助等を行います。					
利用者負担	介護保険制度の利用者負担割合に準じます。					
実績・計画	第7期			第8期		
	H30年度 (2018)	R元年度 (2019)	R2年度 (2020)	R3年度 (2021)	R4年度 (2022)	R5年度 (2023)
	41,634件	40,571件	39,434件	40,886件	41,976件	42,680件
平成30、令和元年度は実績値、令和2年度以降は見込みまたは計画値です。						

② 介護予防通所サービス（通所型サービス）

対象者	要支援1・2、事業対象者					
サービス内容	デイサービスセンターにおいて、入浴・食事、生活機能の維持向上のための体操や筋力トレーニング等を行います。					
利用者負担	介護保険制度の利用者負担割合に準じます。					
実績・計画	第7期			第8期		
	H30年度 (2018)	R元年度 (2019)	R2年度 (2020)	R3年度 (2021)	R4年度 (2022)	R5年度 (2023)
	58,289件	59,648件	57,149件	62,670件	65,215件	67,211件
平成30、令和元年度は実績値、令和2年度以降は見込みまたは計画値です。						



② 介護予防短時間通所サービス（通所型サービス）

対象者	要支援1・2、事業対象者					
サービス内容	デイサービスセンターにおいて、入浴・食事、生活機能の維持向上のための体操や筋力トレーニング等を短い時間でを行います。					
利用者負担	介護保険制度の利用者負担割合に準じます。					
実績・計画	第7期			第8期		
	H30年度 (2018)	R元年度 (2019)	R2年度 (2020)	R3年度 (2021)	R4年度 (2022)	R5年度 (2023)
	4,060件	4,661件	4,141件	4,903件	5,472件	6,047件
平成30、令和元年度は実績値、令和2年度以降は見込みまたは計画値です。						

③ 短期集中型サービス

対象者	要支援1・2、事業対象者					
サービス内容	地域リハビリテーションの視点を踏まえて提供される支援で3か月の短期間で行われるサービス					
利用者負担	介護保険制度の利用者負担割合に準じます。					
実績・計画	第7期			第8期		
	H30年度 (2018)	R元年度 (2019)	R2年度 (2020)	R3年度 (2021)	R4年度 (2022)	R5年度 (2023)
	-	-	-	4,903件	5,472件	6,047件
令和3年度新設						

④ 介護予防ケアマネジメント

対象者	要支援1・2、事業対象者					
サービス内容	介護予防・生活支援サービス事業等を利用する際に、地域包括支援センター等が介護予防ケアプランの作成及び介護サービス事業所と連絡・調整等を行います。					
利用者負担	利用者の方の負担はありません。					
実績・計画	第7期			第8期		
	H30年度 (2018)	R元年度 (2019)	R2年度 (2020)	R3年度 (2021)	R4年度 (2022)	R5年度 (2023)
	58,766件	59,164件	59,152件	64,347件	67,900件	71,448件
平成30、令和元年度は実績値、令和2年度以降は見込みまたは計画値です。						

③ 中重度の要介護高齢者の在宅生活を支えるためのサービス

高齢者実態調査の結果、多くの高齢者の方々が、介護が必要になった場合でも、家族からの支援や介護サービスを利用して自宅で暮らし続けたいと望まれています。

第8期計画では、在宅生活を支えていくための居宅サービスや定期巡回・随時対応型訪問介護看護、小規模多機能型居宅介護、医療的ケアを加えた看護小規模多機能型居宅介護等の地域密着型サービスの拡充に引き続き取り組みます。

① 定期巡回・随時対応型訪問介護看護（後述）

定期巡回・随時対応型訪問介護看護は、中重度等の要介護高齢者の在宅生活を24時間支える仕組みが不足していることに加え、医療ニーズが高い高齢者に対して医療と介護との連携が必ずしも十分ではないという課題を受け、日中・夜間を通じて、訪問介護と訪問看護の両方を提供し、定期巡回と随時の対応を行うサービスとして平成24（2012）年度に創設されました。

本市では、要介護高齢者の在宅生活を支える重要なサービスとして位置付け、整備促進を図ります（整備計画は、後述の「ii 地域密着型サービスの取組強化」を参照）。

② 小規模多機能型居宅介護（後述）

小規模多機能型居宅介護は、要介護者の状態や希望に応じて随時「通い」「訪問」「泊まり」を組み合わせるサービスを提供することで、地域や在宅での生活継続を支援するサービスです。

本市では、要介護高齢者の地域や在宅での生活の持続に向けた重要なサービスとして位置付け、整備促進を図ります（整備計画は、後述の「ii 地域密着型サービスの取組強化」を参照）。

③ 看護小規模多機能型居宅介護（後述）

看護小規模多機能型居宅介護は、小規模多機能型居宅介護に医療的ケアを提供する訪問看護の機能を加えた「サービスの一元管理」による医療・介護の連携により、効果的かつ柔軟な支援を可能としたサービスです。主に医療ニーズの高い高齢者を対象として地域・在宅における多様な療養支援を行うことを目的として平成24（2012）年度に創設されました。

本市では、自宅で生活する医療ニーズが高い高齢者を支える重要なサービスとして位置付け、整備促進を図ります（整備計画は、後述の「ii 地域密着型サービスの取組強化」を参照）。



④ 介護保険サービス等の着実な提供のための取組

○ 介護保険サービス事業者等に対する指導・監査の実施

介護サービスの質の向上及び介護保険制度の適正な運営を確保するため、介護保険サービス事業者等に対して、実地指導や集団指導を行います。

また、虐待通報等に対しては機動的かつ柔軟に対応し、指定基準違反や介護報酬請求の不正・不当が疑われる事案に対しては監査を実施し、厳正に対処します。

〔実績・計画〕

	第7期			第8期		
	H30年度 (2018)	R元年度 (2019)	R2年度 (2020)	R3年度 (2021)	R4年度 (2022)	R5年度 (2023)
①実地指導	283件	285件	106件	事業継続	→	→
②監査	9件	38件	8件	事業継続	→	→
③集団指導	3回	2回	2回	事業継続	→	→
④新規セミナー	1回	1回	1回	事業継続	→	→

平成30、令和元年度は実績値。令和2年度について、新型コロナウイルス感染症の発生により、①、②は中断期間があり、③、④は未定となります。

○ 介護給付の適正化の推進（川崎市介護給付適正化計画）

介護給付の適正化は、介護サービスを必要とする高齢者を適切に認定し、介護サービスの受給者が真に必要なとする過不足のないサービスを、介護事業者がルールに従って適切に提供するよう促すものです。この取組によって、適切なサービスの確保とその結果としての費用の効率化を通じて介護保険制度への信頼を高め、持続可能な介護保険制度の構築をめざしています。

本市では、国の「介護給付適正化計画に関する指針」に基づく主要5事業を柱とし、給付実績データ等を活用することにより、具体性・実効性のある取組を推進します。

【介護給付適正化の主要5事業】

区分	主な取組内容					
①要介護認定の適正化	民間事業者に委託している認定調査については、本市において点検を行います。また、認定調査員に対して、必要な知識・技能の習得に向け、指導を適切に実施します。					
	第7期			第8期		
	H30年度 (2018)	R元年度 (2019)	R2年度 (2020)	R3年度 (2021)	R4年度 (2022)	R5年度 (2023)
	全件実施 (11,068件)	全件実施 (10,195件)	全件実施 (1,500件)	事業継続 (全件実施)	→	→
平成30、令和元年度は実績値、令和2年度以降は見込みまたは計画値です。						

区分	主な取組内容																		
②ケアプラン 点検	<p>「ケアマネジメントツール～ケアプラン確認マニュアル～【川崎版】」を活用し、介護支援専門員による自己チェック、本市による当該自己チェックの評価を行います。また、自己チェック等で明らかになった改善すべき事項については、対面その他の方法により介護支援専門員に伝達し、健全な給付の実施を支援します。</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th colspan="3">第7期</th> <th colspan="3">第8期</th> </tr> <tr> <th>H30年度 (2018)</th> <th>R元年度 (2019)</th> <th>R2年度 (2020)</th> <th>R3年度 (2021)</th> <th>R4年度 (2022)</th> <th>R5年度 (2023)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>92件</td> <td>142件</td> <td>152件</td> <td>231件</td> <td>347件</td> <td>520件</td> </tr> </tbody> </table> <p>平成30、令和元年度は実績値、令和2年度以降は見込みまたは計画値です。</p>	第7期			第8期			H30年度 (2018)	R元年度 (2019)	R2年度 (2020)	R3年度 (2021)	R4年度 (2022)	R5年度 (2023)	92件	142件	152件	231件	347件	520件
第7期			第8期																
H30年度 (2018)	R元年度 (2019)	R2年度 (2020)	R3年度 (2021)	R4年度 (2022)	R5年度 (2023)														
92件	142件	152件	231件	347件	520件														
③住宅改修の 点検	<p>改修工事を施工する前に利用者の状態等の確認、工事見積書の点検を行います。改修工事を施工した後に訪問または竣工写真等により、住宅改修の施工状況点検を行います。</p> <p>また、改修費が高額であるものや改修規模が大きく複雑なものである改修工事等については、建築士またはリハビリテーション専門職による点検を行います。</p> <p>なお、(特定)福祉用具利用者に対するリハビリテーション専門職による点検も行います。</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th colspan="3">第7期</th> <th colspan="3">第8期</th> </tr> <tr> <th>H30年度 (2018)</th> <th>R元年度 (2019)</th> <th>R2年度 (2020)</th> <th>R3年度 (2021)</th> <th>R4年度 (2022)</th> <th>R5年度 (2023)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>全件実施 (3,451件)</td> <td>全件実施 (3,471件)</td> <td>全件実施 (3,541件)</td> <td>全件実施 (3,683件)</td> <td>全件実施 (3,831件)</td> <td>全件実施 (3,985件)</td> </tr> </tbody> </table> <p>平成30、令和元年度は実績値、令和2年度以降は見込みまたは計画値です。</p>	第7期			第8期			H30年度 (2018)	R元年度 (2019)	R2年度 (2020)	R3年度 (2021)	R4年度 (2022)	R5年度 (2023)	全件実施 (3,451件)	全件実施 (3,471件)	全件実施 (3,541件)	全件実施 (3,683件)	全件実施 (3,831件)	全件実施 (3,985件)
第7期			第8期																
H30年度 (2018)	R元年度 (2019)	R2年度 (2020)	R3年度 (2021)	R4年度 (2022)	R5年度 (2023)														
全件実施 (3,451件)	全件実施 (3,471件)	全件実施 (3,541件)	全件実施 (3,683件)	全件実施 (3,831件)	全件実施 (3,985件)														
④「縦覧点検」 ・「医療情報 との突合」	<p>国民健康保険団体連合会に委託し、次の点検を実施します。</p> <p>①縦覧点検：介護報酬の支払状況について、提供されたサービスの整合性・算定回数・日数等を確認し、請求内容の誤りの是正等を図ります。</p> <p>②医療情報との突合：医療の入院情報と介護保険の給付情報を突合せ、医療と介護の重複請求の是正等を図ります。</p>																		
⑤介護給付費 通知	<p>総合事業または居宅サービス等の給付を受けた利用者に対してサービスの内容と費用額の内訳を通知することにより、利用者及び介護事業者に対して適切なサービスの利用・提供の啓発、自ら受けているサービスを改めて確認していただくことで、適正な請求に向けた抑制を図ります。</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th colspan="3">第7期</th> <th colspan="3">第8期</th> </tr> <tr> <th>H30年度 (2018)</th> <th>R元年度 (2019)</th> <th>R2年度 (2020)</th> <th>R3年度 (2021)</th> <th>R4年度 (2022)</th> <th>R5年度 (2023)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>46,945件</td> <td>48,850件</td> <td>50,804件</td> <td>54,361件</td> <td>58,167件</td> <td>62,239件</td> </tr> </tbody> </table> <p>平成30、令和元年度は実績値、令和2年度以降は見込みまたは計画値です。</p>	第7期			第8期			H30年度 (2018)	R元年度 (2019)	R2年度 (2020)	R3年度 (2021)	R4年度 (2022)	R5年度 (2023)	46,945件	48,850件	50,804件	54,361件	58,167件	62,239件
第7期			第8期																
H30年度 (2018)	R元年度 (2019)	R2年度 (2020)	R3年度 (2021)	R4年度 (2022)	R5年度 (2023)														
46,945件	48,850件	50,804件	54,361件	58,167件	62,239件														



【その他の取組】

認定情報と給付情報の突合	受給者ごとに認定情報と給付情報を突合し、想定されない給付の状況を定期的に抽出して介護事業者を確認し、不適正な請求については、介護給付費の返還を求めます。
第三者行為求償	第三者行為求償事案について、要介護認定等申請時の聞き取りや認定調査員からの情報に留意し、医療保険の情報と連携することにより、第三者行為の被害の早期発見や届出を遅滞なく提出することを促します。

（２）市独自の在宅高齢者を支えるサービス

介護保険制度以外の在宅生活を支援するサービスについては、一層の広報に努めるとともに、制度改正、高齢化の進展、民間サービス等の社会状況の変化や、利用状況及び高齢者実態調査の結果、制度の持続可能性の観点から、最適化を図ります。

① 要介護高齢者等への介護支援のためのサービス

要介護者等が在宅生活を継続するために必要とする介護保険外の支援サービスを実施するとともに、介護を行う家族の負担軽減を図ります。

② 紙おむつ等の介護用品の給付

対象者	65歳以上で要介護3以上の在宅高齢者 40～64歳で、在宅の要介護3以上の若年性認知症の方					
サービス内容	紙おむつ類に加え、防水シート、ドライシャンプー等の介護用品について、5,000円を上限額として毎月支給します。 (※生活保護制度等の対象者は、支給品目、限度額について別途条件があります。)					
利用者負担	所得に応じて0%～20%の利用者負担があります。					
実績・計画	第7期			第8期		
	H30年度 (2018)	R元年度 (2019)	R2年度 (2020)	R3年度 (2021)	R4年度 (2022)	R5年度 (2023)
	45,303人	45,037人	46,983人	事業継続	→	
平成30、令和元年度は実績値、令和2年度以降は見込みまたは計画値です。						

② 寝具乾燥事業

対象者	65歳以上で要介護3以上の在宅生活をしている寝たきり高齢者					
サービス内容	在宅で生活する寝たきりの高齢者の家庭を寝具乾燥車で訪問し、寝具の乾燥または丸洗いを行います。					
利用回数	年概ね4回					
利用者負担	所得に応じて0%~10%の利用者負担があります。					
実績・計画	第7期			第8期		
	H30年度 (2018)	R元年度 (2019)	R2年度 (2020)	R3年度 (2021)	R4年度 (2022)	R5年度 (2023)
	427人	416人	481人	事業継続	→	
平成30、令和元年度は実績値、令和2年度以降は見込みまたは計画値です。						

③ 高齢者住宅改造費助成事業

対象者	65歳以上の要支援1以上の在宅高齢者					
サービス内容	身体機能の低下により介護を必要とする方に、浴室、手洗所、玄関、食堂、廊下、階段等の改造費を助成します（介護保険給付に含まれるものを除きます。）。					
助成対象基準 限度額	100万円					
利用者負担	所得に応じて0%~100%の利用者負担があります。					
実績・計画	第7期			第8期		
	H30年度 (2018)	R元年度 (2019)	R2年度 (2020)	R3年度 (2021)	R4年度 (2022)	R5年度 (2023)
	45件	37件	55件	事業継続	→	
平成30、令和元年度は実績値、令和2年度以降は見込みまたは計画値です。						



② 養護老人緊急一時入所事業

対象者	市内に居住し、身体上または精神上的の障害があるため、在宅での援助を必要とする65歳以上の高齢者（原則、介護保険制度において、要介護・要支援認定された方を除きます。）であって、緊急に一定期間の施設入所が必要となった方					
サービス内容	介護保険制度を利用せず、原則として1年間に28日以内の特別養護老人ホームへの一時入所を行うことができます。					
実施施設	桜寿園、しおん、しゃんぐりら、夢見ヶ崎、すみよし、ひらまの里、みやうち、すえなが、多摩川の里、長沢壮寿の里、鷲ヶ峯、太陽の園、虹の里、あさおの丘、金井原苑 ※実施施設は変更となる場合があります。					
利用者負担	生活保護世帯：0円（送迎費0円） その他世帯：（従来型個室）1,720円（送迎費201円） （多床室）1,404円（送迎費201円） （ユニット型個室的多床室）2,310円（送迎費201円） （ユニット型個室）2,648円（送迎費201円） なお、全世帯共通で食材料費等の実費がかかります。					
実績・計画	第7期			第8期		
	H30年度 (2018)	R元年度 (2019)	R2年度 (2020)	R3年度 (2021)	R4年度 (2022)	R5年度 (2023)
	34日	94日	77日	事業継続	→	
平成30、令和元年度は実績値、令和2年度以降は見込みまたは計画値です。						

③ 高齢者等短期入所ベッド確保事業

対象者	市内に居住し、身体上または精神上的の障害があるため、在宅で援助を必要とする高齢者等（原則として、介護保険制度において、要介護・要支援と認定された方。）であって、介護する者の急病、事故、その他の事情（葬式等）により介護が受けられない方					
サービス内容	原則、一度の利用につき10日以内の特別養護老人ホーム、介護老人保健施設への介護保険制度に基づく一時入所サービスを受けられます。					
実施施設	特別養護老人ホーム：太陽の園、ひらまの里、しゃんぐりら、桜寿園 介護老人保健施設：ベルサンテ、三田あすみの丘 ※実施施設は変更となる場合があります。					
利用者負担	原則として、介護保険法に基づく利用料及び食材料費等の実費					
実績・計画	第7期			第8期		
	H30年度 (2018)	R元年度 (2019)	R2年度 (2020)	R3年度 (2021)	R4年度 (2022)	R5年度 (2023)
	140日	106日	123日	事業継続	→	
平成30、令和元年度は実績値、令和2年度以降は見込みまたは計画値です。						

➡ 在宅福祉サービス緊急措置事業

対象者	認知症や家族等から虐待を受けているなどのやむを得ない事由により、介護保険法に規定する居宅サービスを利用することが著しく困難な高齢者等
サービス内容	老人福祉法第10条の4に基づき、介護保険サービスが利用できるような措置を行い、次のサービス（介護予防サービスを含みます。）を提供します。 ①訪問介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護等 ②通所介護、認知症対応型通所介護、介護予防認知症対応型通所介護等 ③短期入所生活介護、介護予防短期入所生活介護 ④小規模多機能型居宅介護、介護予防小規模多機能型居宅介護 ⑤認知症対応型共同生活介護、介護予防認知症対応型共同生活介護 ⑥看護小規模多機能型居宅介護
利用者負担	<ul style="list-style-type: none"> 介護保険制度の利用者負担割合に準じます。 ②については、食費及び日用品費等、③～⑥については食費、居住費及び日用品費等が別途かかります。

➡ あんしん見守り一時入院等事業

対象者	医療依存度が高く、医療処置の必要な在宅で療養している高齢者等
サービス内容	医療処置が必要な高齢者等に対して、在宅療養の継続を図るため、事前に利用登録を行った上で、医療機関での入院治療、または2週間以内の介護老人保健施設への一時入所を実施します。
利用者負担	医療保険、介護保険サービス費用の負担分を徴収



② 生活支援を必要とする在宅高齢者を支えるサービス

日常生活において支援を必要とする高齢者に対して生活支援サービスを提供し、在宅生活の継続を支えます。

① 訪問理美容サービス事業

対象者	65歳以上で要介護3以上の在宅高齢者で理美容院に行けない方					
サービス内容	理美容師が家庭を訪問し、調髪・洗髪等のサービスを提供します。					
利用回数	年6回まで					
利用者負担	1回あたり2,000円					
実績・計画	第7期			第8期		
	H30年度 (2018)	R元年度 (2019)	R2年度 (2020)	R3年度 (2021)	R4年度 (2022)	R5年度 (2023)
	3,186回	3,103回	3,433回	事業継続	→	
平成30、令和元年度は実績値、令和2年度以降は見込みまたは計画値です。						

② 外出支援サービス事業（おでかけGO!）

対象者	次の要件をすべて満たす65歳以上の方 ①市内で在宅生活をしている方 ②要介護3以上で身体機能の低下により、他の交通手段の利用が困難な方 ③利用時に家族や介護者が付き添えて介助できる方					
サービス内容	医療機関への受診・入退院、福祉施設への入退所、官公庁への手続き、冠婚葬祭等の目的で外出する場合に利用できます。 外出先は原則として市内です。ただし、隣接市区（市内から概ね30分以内まで）については、相談となります。					
利用日・時間	日曜・祝日を除く日、8時～17時半までの間で4時間以内					
利用回数	月2回まで					
利用者負担	1時間400円					
実績・計画	第7期			第8期		
	H30年度 (2018)	R元年度 (2019)	R2年度 (2020)	R3年度 (2021)	R4年度 (2022)	R5年度 (2023)
	1,667件	1,788件	1,753件	事業継続	→	
平成30、令和元年度は実績値、令和2年度以降は見込みまたは計画値です。						

② 福祉有償運送事業

公共交通機関を利用して移動することが困難な要介護高齢者等が、通院、通所、レジャー等で外出できるように、NPO等が実施する有償送迎サービスが適正かつ円滑に提供されるよう、運営協議会を設置し、福祉有償運送を支援します。

川崎市福祉有償運送運営協議会にて協議が整った団体	25 団体 (令和2年9月末時点)
--------------------------	----------------------

③ 障害者・高齢者等歯科診療事業

市内の歯科保健センター及び歯科医師会館診療所において、一般の歯科診療所で診療を受けることが困難な認知症高齢者や障害者等を対象とした歯科診療が適正かつ円滑に実施されるよう、川崎市歯科医師会の障害者・高齢者等に対する歯科診療事業を支援します。

④ 地域の一般歯科診療所を対象とした対応力向上研修補助事業

誰もが身近な地域で適切な歯科診療を受診できるよう、川崎市歯科医師会が実施する、一般の歯科診療所に勤務する歯科医師や歯科衛生士等を対象とした対応力向上研修への事業支援を通じて、訪問歯科診療に必要な歯科診療技術や重度障害者等への歯科診療対応力の向上などを図ります。

⑤ 認知症等行方不明SOSネットワーク事業（後述）

行方不明になり生命に危険を及ぼす可能性がある認知症の人の情報を事前に登録し、行方不明となった際には、市内関係機関に情報提供を行います（詳細は、本章の取組Ⅳ「医療介護連携・認知症施策等の推進」を参照）。

③ ひとり暮らし高齢者等を支えるためのサービス

① 高齢者等緊急通報システム事業（再掲）

ひとり暮らしの高齢者等に発作が起きたときなどに備え、緊急時の連絡体制を確保します（詳細は、本章の取組Ⅱ「地域のネットワークづくりの強化」を参照）。

② 日常生活用具給付事業（再掲）

ひとり暮らし等高齢者に自動消火器及び電磁調理器を給付します（詳細は、本章の取組Ⅱ「地域のネットワークづくりの強化」を参照）。

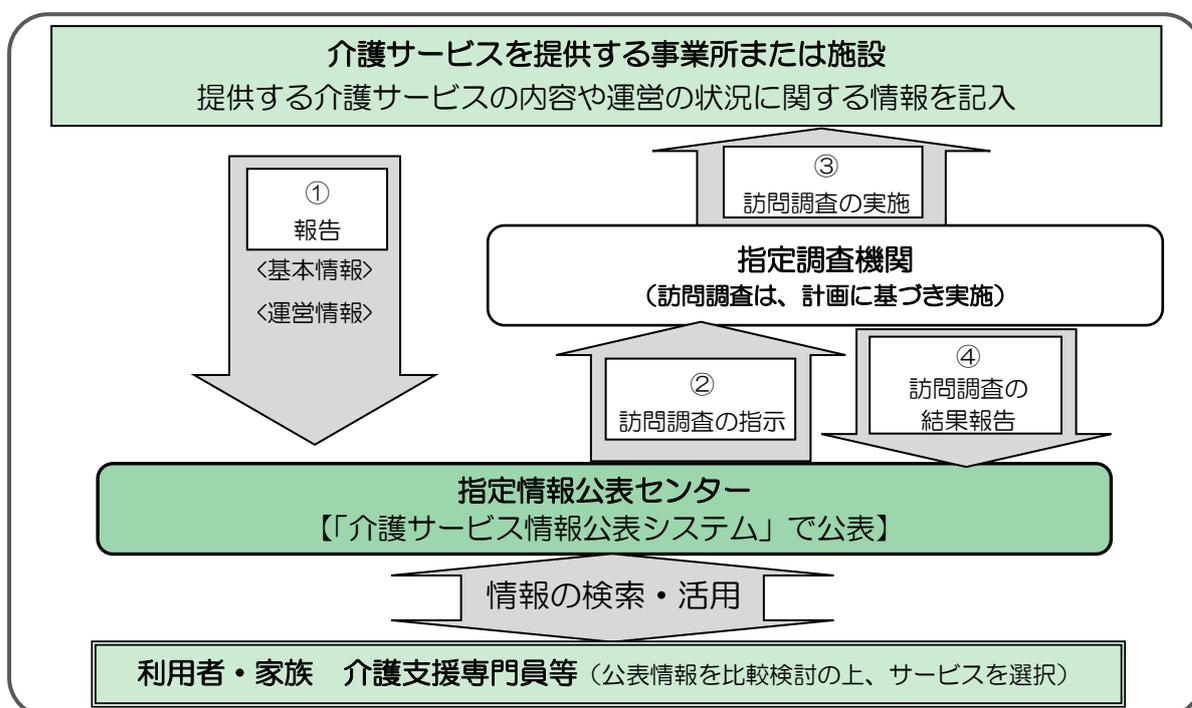


④ 高齢者の自己選択を支援するための取組

① 介護サービス情報の公表

介護サービス事業者は、介護サービスの提供を開始したときその他一定の要件を満たすときは、提供する介護サービスの内容や運営状況に関する情報を事業所が所在する都道府県知事・指定都市市長に報告することとされ、当該報告を受けた都道府県知事等は、その内容を公表することとされています。また、都道府県知事等は、当該報告に関して必要があると認めるときは介護サービス事業者に対して調査を行うことができ、当該調査の内容は報告に代えて公表することとされています。本市では、介護サービス事業者からの報告の内容または調査の内容を専用のウェブサイトに掲載し、公表します。

【介護サービス情報の公表の基本的な仕組み】



② 川崎市生活支援サービス等の情報の公表

本市では、高齢者、家族やケアマネジャー（介護支援専門員）等が生活支援等に資するサービスの情報にアクセスしやすい環境づくりをめざすため、市内に存在する民間サービス等の情報を専用のウェブサイトに掲載し、公表しています。

地域包括ケアシステムにおける「自助」を支える取組の一つとして、生活支援サービス等の「見える化」を図り、高齢者の自己選択を支援します。

③ 介護サービスや高齢者福祉施策などの周知

高齢者や家族向けに、本市の高齢者福祉施策や介護サービス全般について、分かりやすくまとめた冊子「高齢者福祉のしおり」や、介護保険制度を解説したパンフレット「こんにちは介護保険です」を発行します。

また、インターネットを活用する高齢者の増加を踏まえ、川崎市ホームページなどにも高齢者福祉や介護保険などの情報を掲載します。

◎ ケアマネジャー等の専門職による「高齢者の自己選択の支援」に向けた取組

本市では、川崎市介護支援専門員連絡会等の関係する団体と協働して「ケアマネジメントツール～ケアプラン確認マニュアル～【川崎版】」を平成20（2008）年度に作成し、平成26（2014）年度、令和元（2019）年度に改訂を行いました。

このマニュアルは、ケアマネジメントの各プロセスが適切に実施されているかをケアマネジャー（介護支援専門員）自身が改めて確認し、そこで得た「気づき」を基に必要なに応じてケアプランを修正していくことで、「高齢者の自立支援に資するケアマネジメント」の普遍化が行われることをめざしたものです。

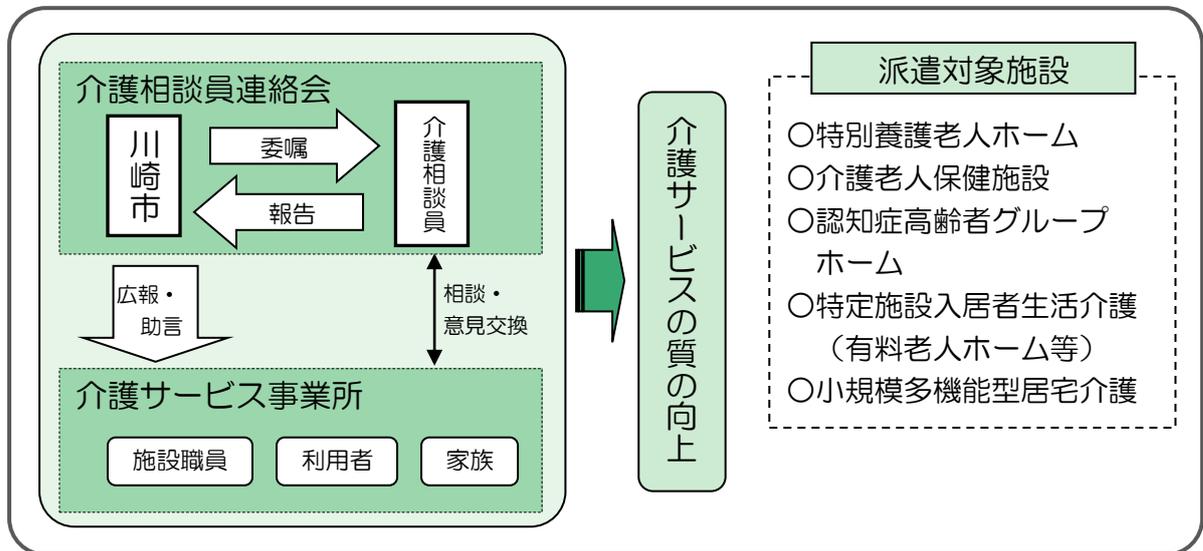
このような取組を継続していくことで、「高齢者自身がどのような生活を送りたいか」という真のニーズを導き出し、高齢者の自己選択を支える支援を図ります。

◎ 介護相談員派遣事業

介護サービスの質の向上を図ることを目的として、高齢者福祉に熱意を持つ市民で、必要な研修を受けた方を介護相談員として委嘱し、特別養護老人ホームや介護老人保健施設などに派遣します。介護相談員は、サービスを利用している本人やその家族の不安、不満、疑問等の解消を図るため相談に応じます。

受け付けた相談については、介護相談員が介護サービス事業所と問題解決の方法を検討するなどして、双方の橋渡し役を担います。

【介護相談員派遣事業の仕組み】



〔実績・計画〕

	第7期			第8期		
	H30年度 (2018)	R元年度 (2019)	R2年度 (2020)	R3年度 (2021)	R4年度 (2022)	R5年度 (2023)
介護相談員 派遣回数	297回	298回	中止	事業継続	→	→

平成30、令和元年度は実績値。令和2年度は新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から中止。



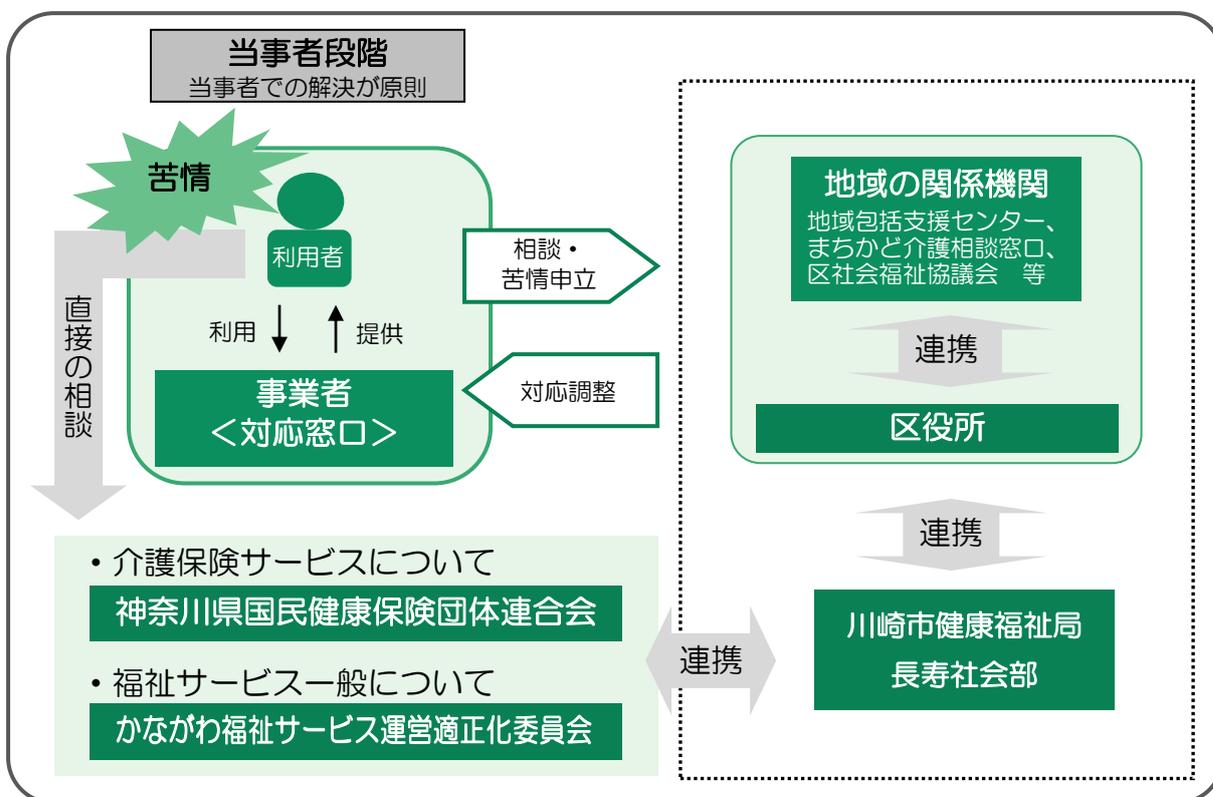
② 相談・介護サービス事業所への苦情対応の仕組み

サービス内容に関する相談や介護サービス事業所に対する苦情へは、区役所、市健康福祉局、地域包括支援センター、「まちかど介護相談窓口^(※)」、「神奈川県国民健康保険団体連合会」及び「かながわ福祉サービス運営適正化委員会」において連携を図り、適切に対応します。

また、受け付けた相談や苦情については検証等を行い、サービスの質の向上を図ります。

(※) 薬剤師会、柔道整復師会、鍼灸マッサージ師会の協力で設置している保健・福祉サービス等の相談窓口です。

【相談・介護サービス事業所への苦情対応の仕組み】



ii) 地域密着型サービスの取組強化

地域居住の実現に向け、地域密着型サービスの整備を進めます。また、地域医療構想による追加的需要（療養病床からの地域移行分。地域医療構想の詳細は、本章の取組Ⅳ「医療介護連携・認知症施策等の推進」を参照）や、介護離職を踏まえたサービス提供を行います。

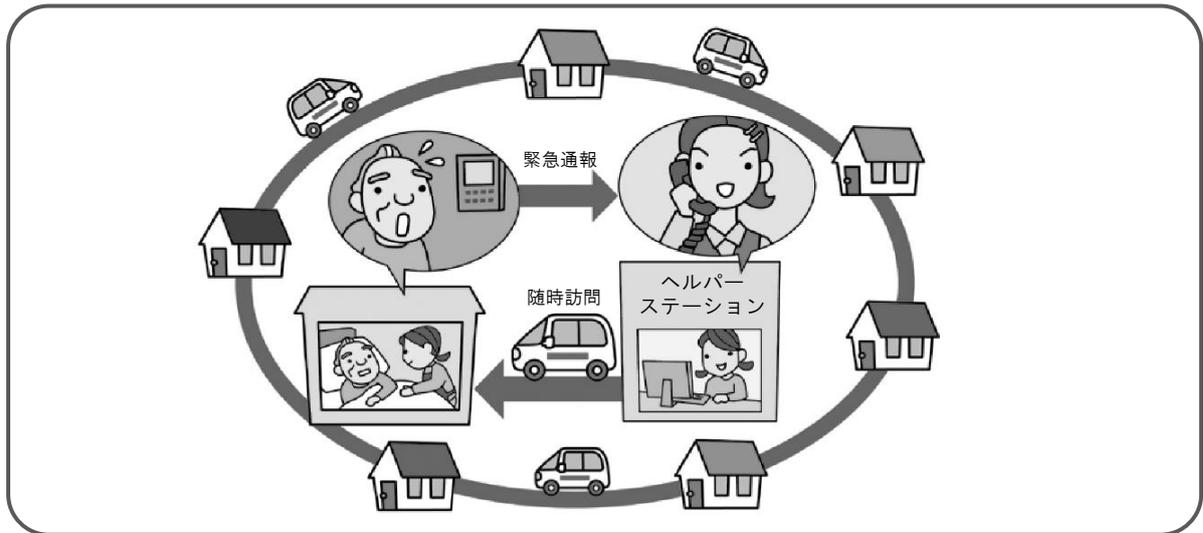
【成果指標】

指標名	現状	目標	指標の出典等
主な地域密着型サービスの延べ利用者数	19,704人 (令和元(2019)年度)	31,812人以上 (令和5(2023)年度)	健康福祉局調べ

➡ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護の整備

【サービスのイメージ】

日中・夜間を通じて、訪問介護と訪問看護の両方について定期巡回と随時の対応で行うサービス。



※一般社団法人24時間在宅ケア研究会「定期巡回・随時対応サービスのポイント」から引用

ア 整備の方向性

第8期計画以降については、新規に開設される特別養護老人ホーム等への併設の推奨や、100戸以上の市営住宅を建て替える際に創出される余剰敷地などの市有地を活用した整備の検討等を行い、引き続き整備を促進します。

【実績・計画】(累計)

第7期			第8期			R7年度 (2025)
H30年度 (2018)	R元年度 (2019)	R2年度 (2020)	R3年度 (2021)	R4年度 (2022)	R5年度 (2023)	
21か所	23か所	22か所	(9か所の整備)			36か所

平成30、令和元年度は実績値、令和2年度以降は見込みまたは計画値です。



イ 整備の課題と取組

全国的に定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の整備が進まない中、本市ではすべての行政区に事業所が開設され、比較的整備が進んでいます。一方で、サービス利用者については全市で約370人（令和2（2020）年7月時点）にとどまっており、一層のサービス普及が必要となりますが、サービスの提供上、次のような課題があります。

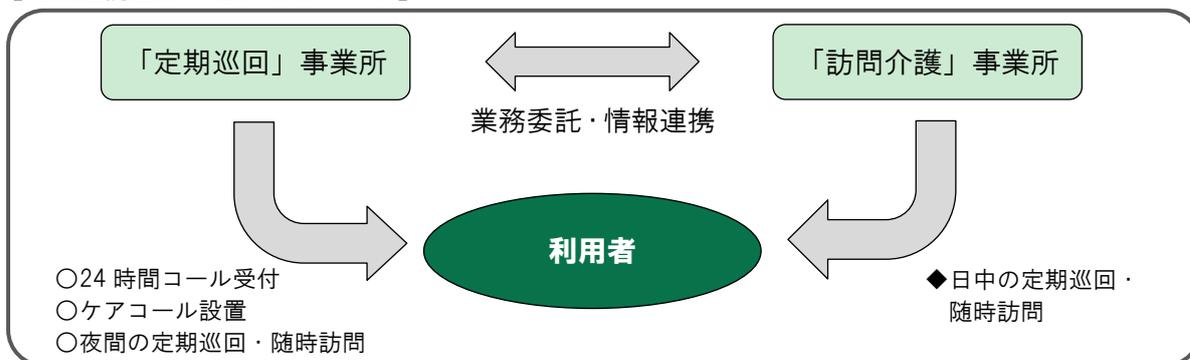
【サービス普及に向けた課題】

- ・従来の訪問介護サービスとの競合と、利用者の状態に応じた柔軟なサービスの切替えが難しいこと
- ・担当エリアが広くなると、訪問のための移動時間のロスが大きくなること
- ・介護スタッフの確保が難しく、1事業所当たりで対応できる件数が少ないこと
- ・連携可能な訪問看護ステーションが少ないこと
- ・利用に適した状態等の情報が利用者・関係者に十分に認知されていないこと

これらの課題に対応するため、訪問介護事業所と定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の連携によるサービス提供の仕組み（「地域連携型サービス」）を導入し、サービス供給力の拡大及び普及に向けた取組を進めています。

また、利用者拡大とサービスの質の向上を目的とした事業所向け研修の実施や、事業所の参入促進のためのセミナーの開催などソフト面の支援も行います。

【地域連携型サービスのイメージ】

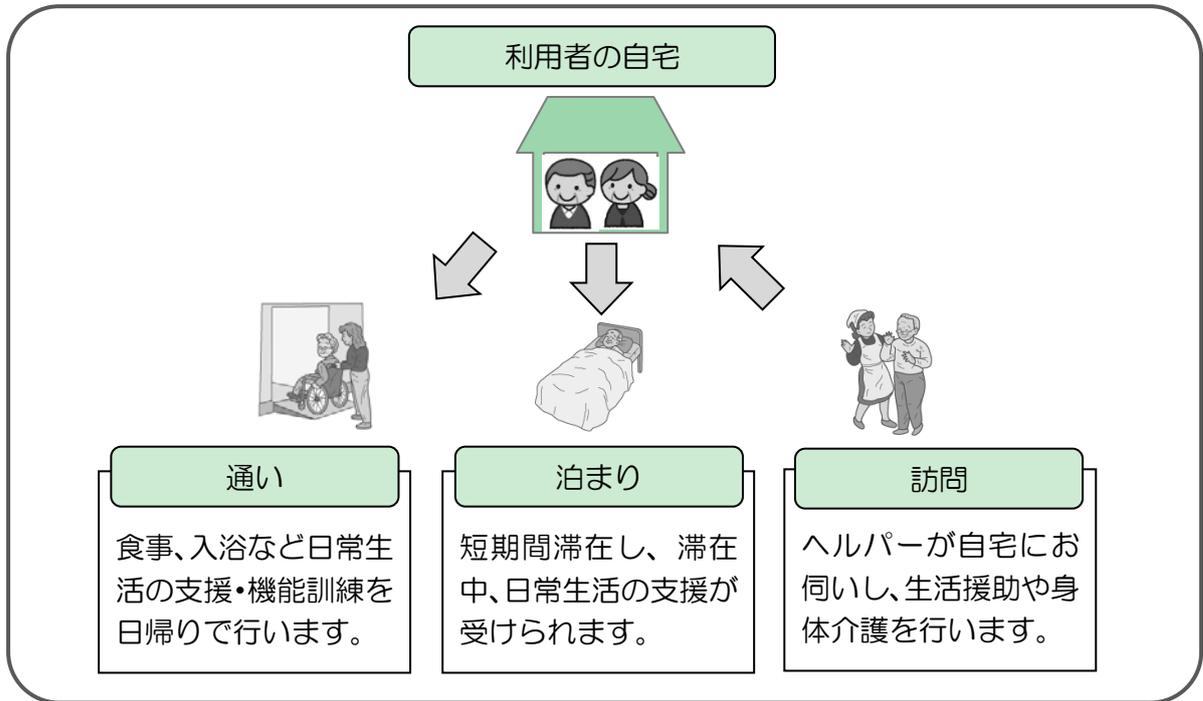


【期待される効果】

- ・移動時間の短縮や訪問介護事業所との連携によるサービスの効率化・供給力の拡大（広域的な展開）
- ・訪問介護からの状態に応じたサービスの切替えを容易とすることによるサービスの普及・利用拡大
- ・地域に密着して活動している訪問介護事業所による重度者への継続的な支援の実現
- ・地域の事業所間の連携の土壌づくり
- ・ノウハウの蓄積による既存の訪問介護事業所の定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業への新規参入

◎ 小規模多機能型居宅介護の整備

【サービスのイメージ】



ア 整備の方向性

第8期計画以降については、事業者の参入意欲が比較的高い「介護付有料老人ホーム」や「認知症高齢者グループホーム」の整備に、小規模多機能型居宅介護との併設を要件とするなど、引き続き整備促進に向けた取組を進めます。

【実績・計画】（累計）

第7期			第8期			R7年度 (2025)
H30年度 (2018)	R元年度 (2019)	R2年度 (2020)	R3年度 (2021)	R4年度 (2022)	R5年度 (2023)	
48 箇所	48 箇所	50 箇所	(12 箇所の整備)			62 箇所
						70 箇所

平成30、令和元年度は実績値、令和2年度以降は見込みまたは計画値です。

イ 整備の課題と取組

地域バランスを考慮した整備の検討を進めながら、単一の事業所としては採算性に課題があることから、今後は他施設機能への併設誘導のほか、市有地を活用した整備を検討するなど整備促進に向けた取組を行います。

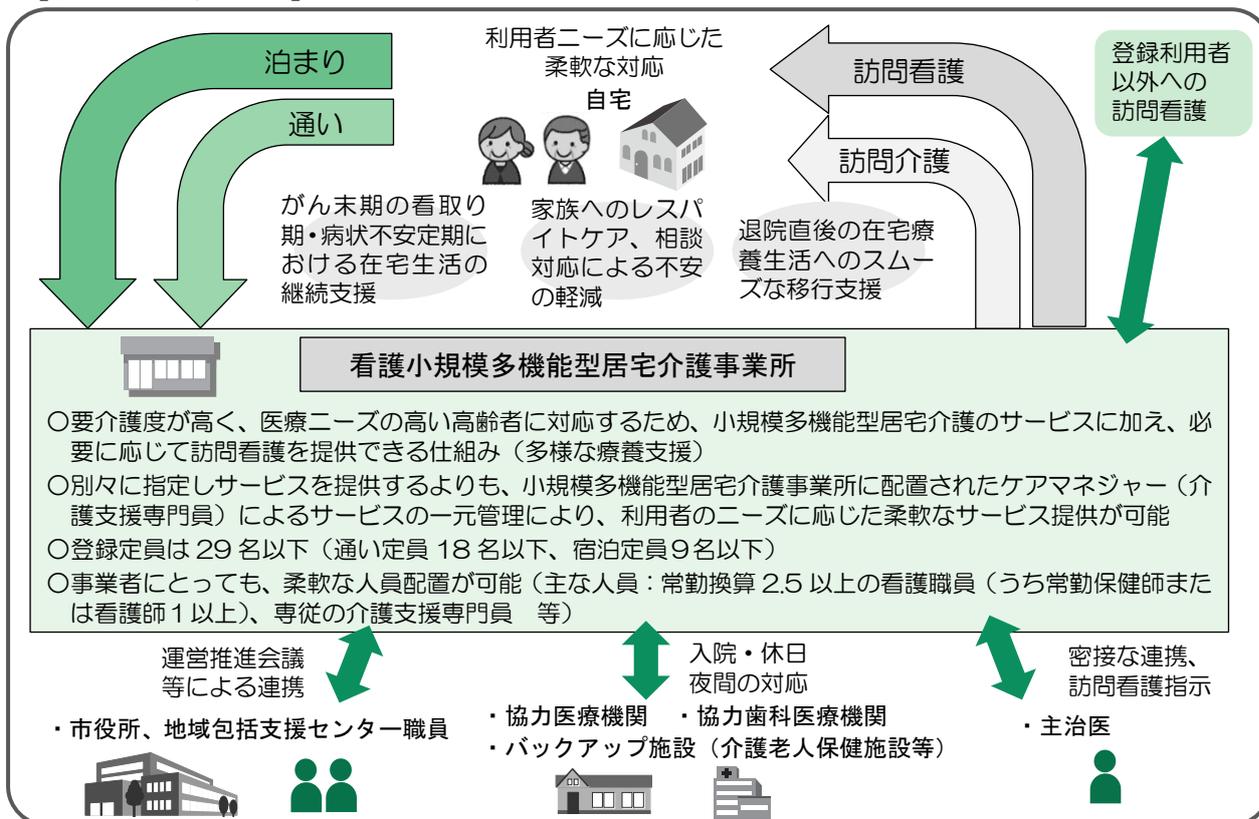
【今後の役割に関する議論】

平成27(2015)年4月の介護保険制度改正に向けた国の部会等の中では、これまでの「通い」を中心としたサービス提供に加え、在宅での生活全般を支援する観点から「訪問」の機能を強化する必要性が議論されたほか、地域包括ケアシステムを担う中核的なサービス拠点の一つとして、地域に対する役割の拡大が求められています。



○ 看護小規模多機能型居宅介護の整備

【サービスのイメージ】



※厚生労働省「看護小規模多機能型居宅介護の概要」をもとに作成

ア 整備の方向性

第8期計画以降については、地域バランスを考慮した整備の検討を進めながら、小規模多機能型居宅介護と同様の手法による整備のほか、既存の訪問看護ステーションによる事業参入を促すなど、引き続き整備促進に向けた取組を進めます。

【実績・計画】（累計）

第7期			第8期			R7年度 (2025)
H30年度 (2018)	R元年度 (2019)	R2年度 (2020)	R3年度 (2021)	R4年度 (2022)	R5年度 (2023)	
16か所	15か所	15か所	(10か所の整備)		25か所	31か所

平成30、令和元年度は実績値、令和2年度以降は見込みまたは計画値です。

イ 整備の課題と取組

市内の小規模多機能型居宅介護事業所等が参加する「川崎市小規模多機能型事業者連絡協議会」に対して、定期的に関催される連絡会の運営の支援等を行っています。連絡協議会では、事業所間の情報交換・研修の開催のほか、サービスを紹介するパンフレット作成や本市などが主催する「介護いきいきフェア」での広報等の活動を通じて、サービスの普及に向けた取組を行っています。

また、利用者拡大とサービスの質の向上を目的とした事業所向け研修の実施や、事業所の参入促進のためのセミナーの開催などソフト面の支援も行うほか、

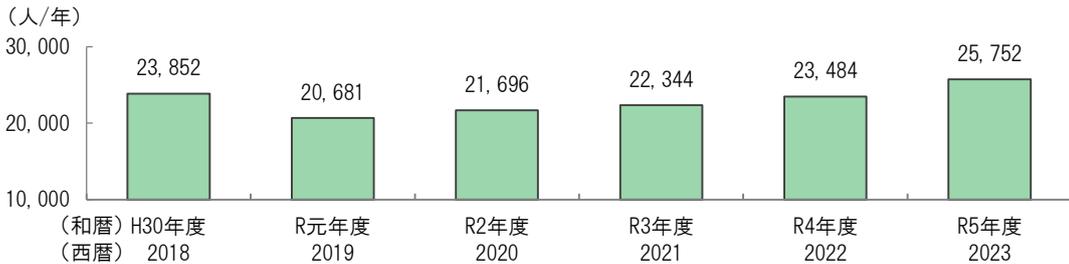
今後ますます多様化する住民の生活支援ニーズ等へ対応するため、小規模多機能型居宅介護事業所・看護小規模多機能型居宅介護事業所へ、生活支援コーディネーターを配置しています。

◎ 認知症高齢者グループホーム利用者に対するサービス強化

ア 認知症高齢者グループホームに関する主な統計

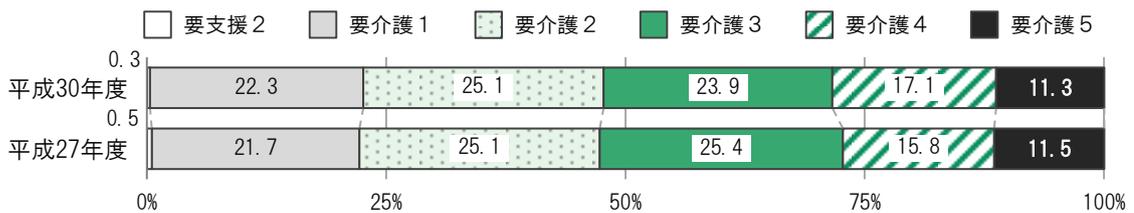
【市内の認知症高齢者グループホームの利用者数の推移】

▶ 認知症高齢者グループホームの利用者数は、年々増加し、令和5（2023）年度には、2.5万人を超えると推計しています。



【市内の認知症高齢者グループホーム利用者の要介護度別内訳】

▶ 要介護4以上の利用者割合がやや増加し、重度化する傾向にあります。

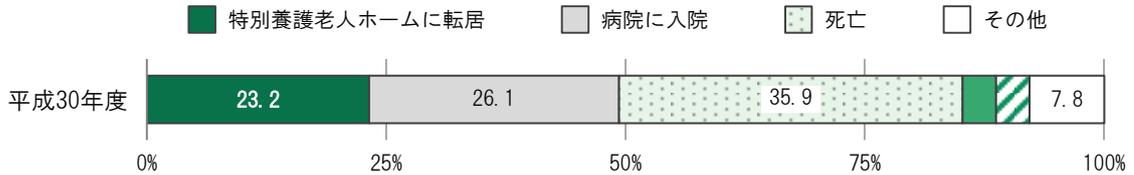


【市内の認知症高齢者グループホームの平均家賃等】

▶ 市内平均 約9万円（金額は家賃及び管理費の合計。令和元年度本市健康福祉局調べ）

【市内の認知症高齢者グループホーム利用者の転居先】

▶ 入院や死亡に次いで、約4人に1人が特別養護老人ホームに転居しています。



※ 4%未満の項目は省略、平成30年度事業所アンケート調査をもとに作成

イ 現行の介護保険制度

所得の低い人を対象に居住費等の負担が低く抑えられる国の補足給付の制度は、介護保険施設（特別養護老人ホーム、介護老人保健施設等）利用者を対象とし、認知症高齢者グループホーム利用者は対象外となっています。

ウ 今後の方向性

経済的な不安を緩和し、人的、物理的環境を整えることで、認知力の低下の防止または回復を目的に、市独自の事業として、一定の要件のもと、認知症高齢者グループホーム利用者への一部家賃等助成を行います。



iii) かわさき健幸福寿プロジェクトの推進

介護保険制度は、「尊厳の維持」「自立支援」を基本理念として、「要介護状態の軽減または悪化の防止」のために、介護保険給付を行うことが定められています。

しかし、介護サービス事業所の取組によって要介護度の改善等が図られると報酬が下がる仕組みなど、事業所の努力が評価されにくいという課題があります。

わが国の高齢化率が上昇する中、限られた資源を最大限有効に活用し、高齢者の自立支援に資する介護保険サービスの提供を確保していくことが求められています。

本市においては、市独自の取組として、高齢者の状態の改善・維持に取り組む介護サービス事業所を評価する仕組みの構築に向け、平成26(2014)年4月に「かわさき健幸福寿プロジェクト★」を立ち上げ、2か年にわたるモデル事業を実施し、平成28(2016)年度に本格実施を開始しました。

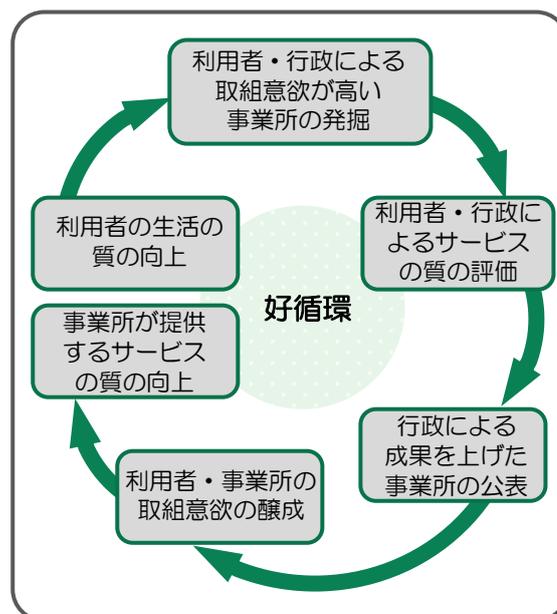
(1) これまでの本市の取組

① プロジェクトの概要・目的

7月から翌年6月までの1年間を1サイクルとして、かわさき健幸福寿プロジェクト（以下「プロジェクト」といいます。）に参加する介護サービス事業所が、利用者や家族の希望を踏まえて要介護度や日常生活動作（ADL）の改善・維持に取り組み、一定の成果を上げた事業所（チーム）等に対して、インセンティブを付与し、その後も同様のサイクルで事業を展開します。

プロジェクトの最終目的は、この事業を通じて、介護サービス事業所や利用者・家族の意識に影響を与え、自立に資する行動変容を促すことにあります。

【かわさき健幸福寿プロジェクトの仕組み】



かわさき健幸福寿プロジェクト

川崎市が高齢者の要介護度の改善・維持などに取り組んだ介護サービス事業所を、報奨金や表彰等で評価する事業のことです。プロジェクト名の「健幸」については、いつまでも「健やかに」、そして「幸せ」でありたいと願う想いを込めており、その願いを市内の介護サービス事業所と一緒にめざす取組です。

② 参加利用者・参加事業所

参加利用者は、この事業の趣旨を理解し、改善に向けた意欲のある人になります。また、市内の介護サービス事業所を対象とし、ケアマネジャー（介護支援専門員）を中心に、利用者にサービスを提供する介護サービス事業所で「チームケア」に取り組みます。

③ 成果指標

- ア 要介護度の改善または一定期間の維持
- イ 日常生活動作（ADL）の一定以上の改善

④ インセンティブ

（事業所）報奨金、成果を上げたことを示す認証シール、川崎市ホームページ、介護情報サービスかながわへの掲載

（利用者）参加の証（あかし）、キーホルダー等

⑤ 事例集の作成

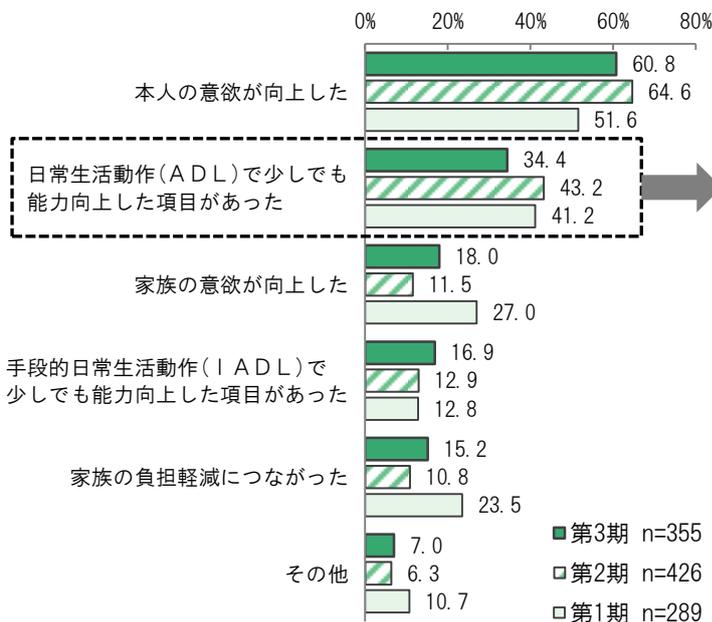
プロジェクトのモデル事業並びに本実施の取組において、要介護度等の改善・維持の成果を上げた介護サービス事業所の取組を事例集に取りまとめ、介護サービス事業所、庁内外関係機関、庁内関係部署等に配布することで、市民等への当プロジェクトの趣旨等の普及啓発を図るとともに、市内介護サービス事業所のスキルアップの一助とします。

⑥ 事業効果

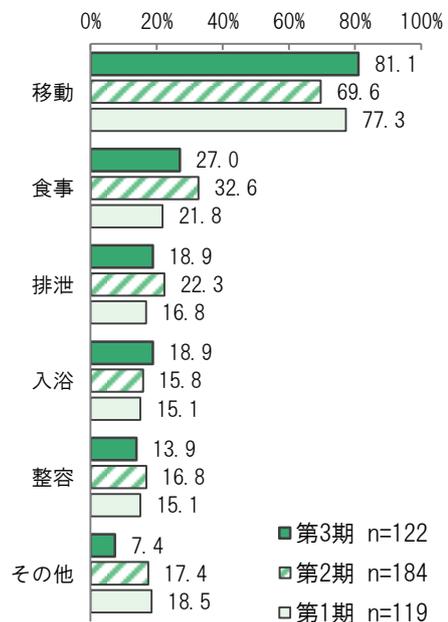
ア 利用者・家族への影響

- ▶ プロジェクトへの参加により、移動等の日常生活動作（ADL）に改善が見られたケースが多くなっています。
- ▶ また、利用者・家族の意欲向上についても影響があったことがうかがえます。

【プラス面の内容】



【日常生活動作で能力向上した項目】

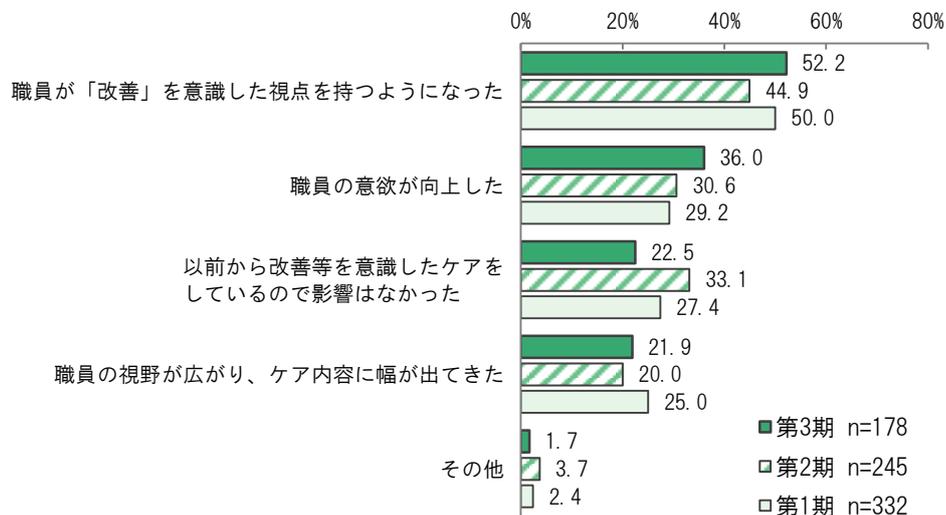




イ 参加介護サービス事業所の行動変化

- ▶ プロジェクトに参加し、行動を起こした介護サービス事業所は、事業所にプラスの影響（職員の改善の意識や意欲向上等）が出ている割合が高くなっています。

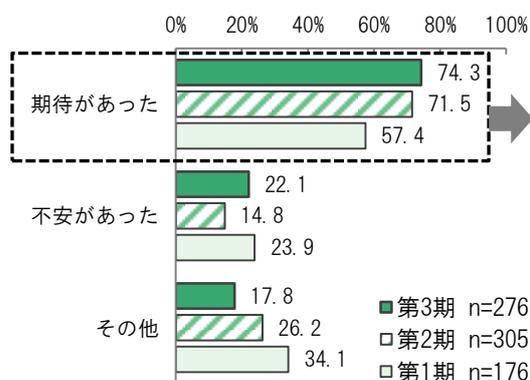
【プラス面の影響】



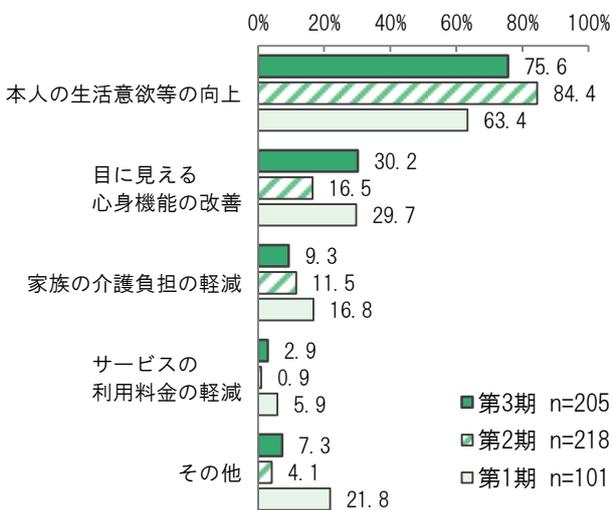
ウ プロジェクトへの期待等

- ▶ 参加された利用者の家族から、利用者本人の生活意欲の向上や心身機能の改善など、プロジェクトに対する期待が大きく寄せられていることが確認できました。

【プロジェクトへの期待または不安】



【期待される内容】



エ 介護給付費抑制効果

- ▶ 第2期（平成 29（2017）年7月～平成 30（2018）年6月）における参加者と不参加者における一人あたりの平均介護給付費について、取組期間を含む、平成 29（2017）年4月から令和元（2019）年6月までの約2年間算出し、比較した結果、参加者は不参加者よりも一人あたり約4万9千円、介護給付費が抑制できている試算結果を得ました。

※ア～ウは、各期取組終了後におけるアンケート調査結果から抜粋。エは、事業効果検証報告書から抜粋。

(2) 今後の取組

プロジェクトは、第4期までの取組を終え、現在第5期の取組中です。

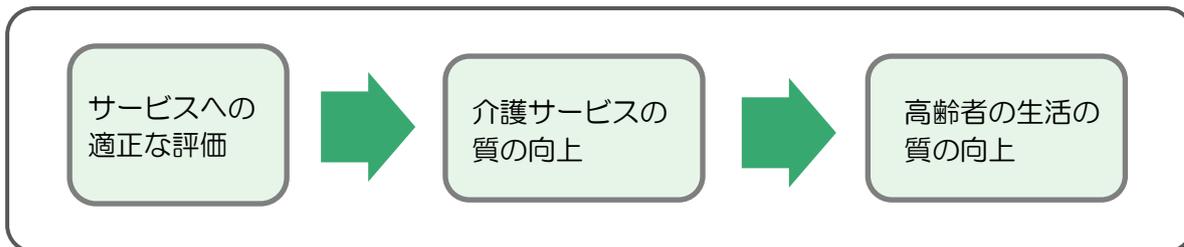
令和元（2019）年度に行った事業効果検証の結果等、これまでの取組結果を踏まえて、今後は、次の強化する取組を掲げて事業を推進します。

国においては、介護報酬について、在宅・施設ともに、利用者（高齢者）の自立支援や重度化防止を進める介護サービス事業所に重点的に加算することで、介護サービスの質の評価を進めています。本市においても、当プロジェクトや、利用者の自立支援を行うための講習会の開催など、自立支援や重度化防止などに資する取組を推進します。

【強化する取組】

- ・この事業の趣旨等について、広報動画等、新たな広報ツールを活用し更なる普及啓発を行います。
- ・これまでの1人の利用者を支える介護サービス事業所がチームとなって参加する方法とは異なる参加方法及び評価手法の検討を行います。

【かわさき健幸福寿プロジェクトがめざす姿】



🌱【成果指標】

指標名	現状	目標	指標の出典等
かわさき健幸福寿プロジェクトの実施結果（改善率）	17.5% （令和元（2019）年度）	17.8%以上 （令和5（2023）年度）	プロジェクト対象者の要介護度の改善率
かわさき健幸福寿プロジェクトの実施結果（維持率）	66.4% （令和元（2019）年度）	68.8%以上 （令和5（2023）年度）	プロジェクト対象者の要介護度の維持率
かわさき健幸福寿プロジェクトの参加事業所数	338 事業所 （令和元（2019）年度）	350 事業所以上 （令和5（2023）年度）	健康福祉局調べ

※「かわさき健幸福寿プロジェクト」は、要介護度等の改善・維持に向けた取組を評価するもので、今後、これらの取組が介護保険制度に反映された場合は、事業を見直す場合があります。



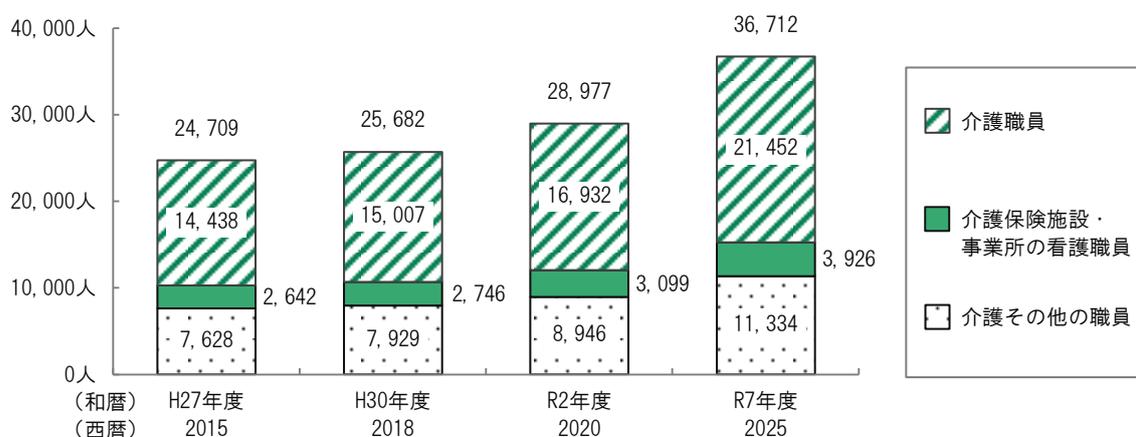
iv) 介護人材の確保と定着の支援

介護人材については、多くの市内介護サービス事業所が人材確保に向けた募集等を行っているものの、人材確保や定着が困難な状況にあり、事業を運営する上での大きな課題となっています。

また、本市では、国から提供された介護人材需給推計ワークシートを用いて、介護職員等の簡易推計（需要推計）を行うとともに、市内の介護サービス事業所に対して実態調査を行い、今後の介護人材確保策の推進を図るための基礎資料を得て、状況の把握に努めました。

介護人材の確保と定着については、基本的には介護サービス事業所自らが確保や定着に努めることが必要ですが、介護サービスの最大の基盤は人材であり、質の高い介護サービスを提供するためには、国や県は介護報酬等の制度設計や環境整備等において、本市は人材の呼び込み、就労支援、定着支援、キャリアアップ支援において、それぞれが役割を果たしながら、引き続き取り組む必要があります。

【本市の介護職員等の需要推計（参考）】



単位：人

	H27年度 (2015)	H30年度 (2018)	R2年度 (2020)	R7年度 (2025)
介護職員数	14,438	15,007	16,932	21,452
介護保険施設・事業所の看護職員数	2,642	2,746	3,099	3,926
介護その他の職員数	7,628	7,929	8,946	11,334
合計	24,709	25,682	28,977	36,712

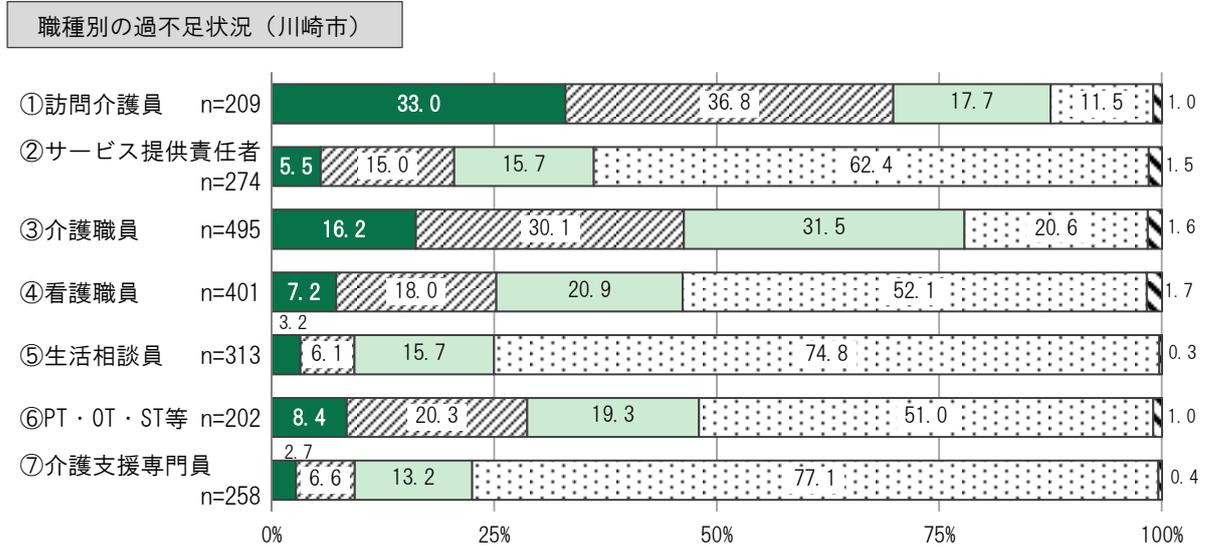
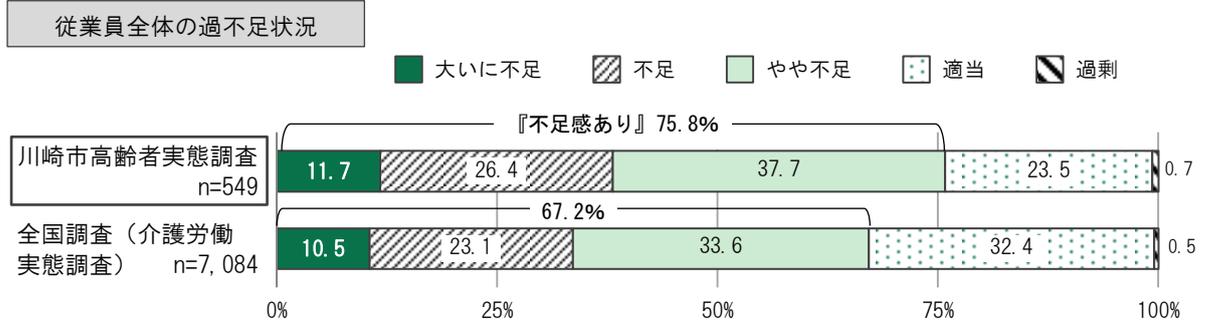
※国のワークシートを用いて推計。サービス受給者数に一定の配置率を乗じて介護職員等数を簡易推計しています。

※端数処理により合計値は内訳と必ずしも一致しません。

【従業員の過不足状況】

問 貴事業所では、従業員の過不足の状況はどうか（単一回答）。

▶全国調査と比べて、市内事業所が従業員の『不足感あり』と回答した割合は 8.6 ポイント高くなっています。

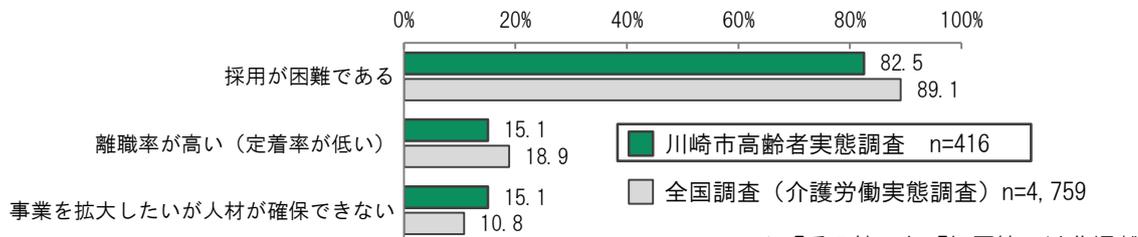


※『不足感あり』 = 「大いに不足」 + 「不足」 + 「やや不足」
 ※「当該職種はいない」「無回答」を除いた事業所数を母数としています。

【従業員の不足する理由】

問 従業員の過不足状況で「不足感あり」と回答した事業所にうかがいます。不足した理由はどれですか（複数回答）。

▶全国調査と比べて、市内事業所が「事業を拡大したいが人材が確保できない」と回答した割合は 4.3 ポイント高くなっています。



※「その他」と「無回答」は非掲載
 ※令和元年度高齢者実態調査（介護保険事業者）

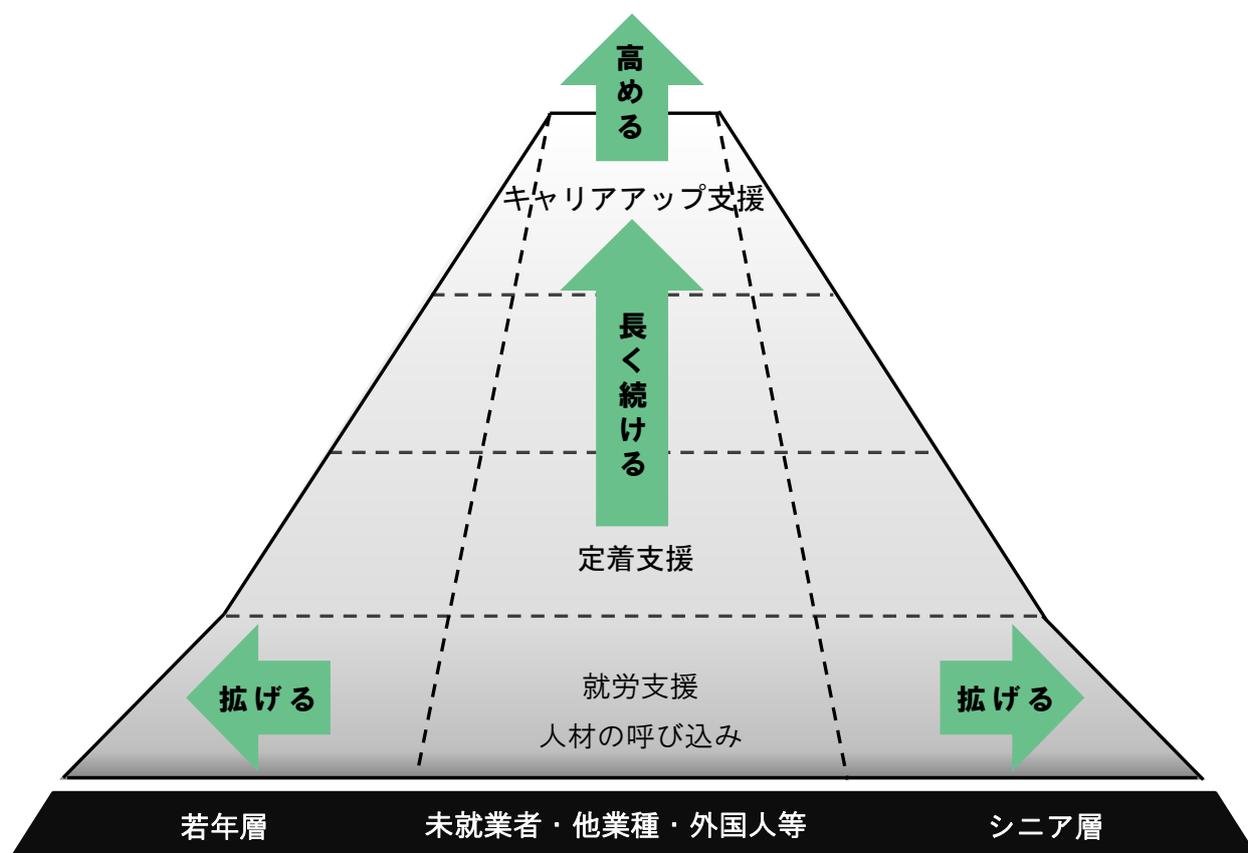


【成果指標】

指標名	現状	目標	指標の出典等
介護人材の不足感	75.8% (令和元(2019)年度)	71.0%以下 (令和4(2022)年度)	市内事業所が従業員の「不足感」ありと回答した割合。高齢者実態調査



【本市における介護人材確保・定着支援策】



取組	めざすべき姿	本市の主な主要施策
(1)人材の呼び込み	多様な人材の参入促進を図り、すそ野を拡げる	<ul style="list-style-type: none"> 介護の魅力の情報発信による介護職のイメージアップ 家事援助など生活援助に特化した知識等の習得を目的とする研修制度の推進 市民や事業者に向け、福祉・介護に関する普及啓発の推進
(2)就労支援		<ul style="list-style-type: none"> 就職相談会や無料職業紹介の実施 仕事を続けたいシニア層の就労支援の推進 介護資格取得者への就労支援の実施 潜在的有資格者を掘り起こし、再就職を支援
(3)定着支援	長く続けられるよう定着促進を図る	<ul style="list-style-type: none"> 介護職員のメンタルヘルスケアの実施 介護職員の安定した雇用確保と定着支援 職場環境の改善への取組 外国人介護人材の活用や介護ロボットの導入支援
(4)キャリアアップ支援	専門性を高め、人材の機能分化を図る	<ul style="list-style-type: none"> 福祉・介護従事者向けや、医療的ケアに対応した各種研修・講座等の開催
国や県の基盤整備	処遇改善加算や介護報酬改定、指針策定や基金による事業・取組の推進	

(1) 人材の呼び込み

福祉・介護の仕事についてのイメージアップやPR、高校や専門学校・大学等への情報提供等により、人材の呼び込みを行うとともに、総合事業において多様な担い手の参画によって要支援者を支える「かわさき暮らしサポーター」の取組も進めます。

① 川崎市福祉人材バンクの取組

福祉や介護の仕事の無料職業紹介や、求職者が採用予定のある事業者の人事担当者と直接面談ができる就職相談会の開催のほか、若年層に福祉・介護現場の魅力を知ってもらい、介護職のイメージアップを図ることを目的として、かながわ福祉人材センター等と連携し、福祉関連の学科を有する高校や専門学校、大学等への出張ガイダンスなどの人材の呼び込みを行い、就労を促進します。

また、介護・福祉職向けにメンタルヘルスケアの相談窓口を設置し、人材の定着を支援するなど様々な事業や取組を行います。

② 若年層等への介護職のイメージアップ

学校の授業やパンフレット配布等により、小・中学生やその保護者に介護職の魅力を普及啓発する取組を行います。

③ かわさき暮らしサポーター養成研修

要支援者等を対象とした掃除や洗濯等の家事援助に従事する「かわさき暮らしサポーター」の普及啓発を通じて市内介護サービス事業所の人材供給を図ります。

〔実績・計画〕

	第7期			第8期		
	H30年度 (2018)	R元年度 (2019)	R2年度 (2020)	R3年度 (2021)	R4年度 (2022)	R5年度 (2023)
受講者数	76人	53人	65人	事業推進	→	

平成30、令和元年度は実績値、令和2年度以降は見込みまたは計画値です。



(2) 就労支援

就職相談会の実施のほか、介護資格取得者への補助、就労に必要となる研修の開催等により、福祉・介護職場への就労支援を実施します。

また、高齢になっても仕事を続けたいシニア層などの多様な人材確保の取組も進めます。

① 就職相談会

福祉・介護の仕事の求職者や転職希望者、介護サービス事業所への就職を希望する看護師などが、採用予定のある多くの法人や事業所が出展する相談会場にて、仕事内容や待遇などについてガイダンスを受けたり、人事担当者に直接聞くことができるイベントです。

〔実績・計画〕

	第7期			第8期		
	H30年度 (2018)	R元年度 (2019)	R2年度 (2020)	R3年度 (2021)	R4年度 (2022)	R5年度 (2023)
参加者数	124人	171人	80人	200人	200人	200人

平成30、令和元年度は実績値、令和2年度以降は見込みまたは計画値です。

② 介護資格取得者への一部受講料補助

介護職員初任者研修（旧ホームヘルパー2級）や実務者研修の資格取得後、市内介護サービス事業所に一定期間継続して就労している方に、介護資格取得の費用（受講料）の一部を補助します。今後は、高齢障害者の増加に伴い、障害福祉サービス等の分野にも拡大して補助を実施することも検討します。

③ シニア層など多様な人材確保

高齢者実態調査の結果等から、高齢になっても仕事を続けたい人が増加していることを踏まえ、神奈川県等と連携して、シニア向けの介護職員初任者研修を実施し、介護サービス事業所への就労支援を行うなど、介護人材のすそ野の拡大を図り、多様な人材確保を進めます。

④ 潜在的有資格者の掘り起こし

介護サービス事業所を離職された方（潜在的有資格者）などを対象にして、就労支援研修事業等を実施し、再就職を支援します。

(3) 定着支援

人材の定着は、事業者が自らの事業所で働く介護人材の定着が図られるよう、主体的に取り組むことが何より重要ですが、本市としても、安定的な介護サービスを提供するために、定着への取組を支援します。

川崎市福祉人材バンクによるメンタルヘルスケアの相談窓口の設置や、外国人介護人材の受入れ支援、働き続けたい職場づくりに向けた研修などにより、福祉・介護人材の定着を支援します。

② 介護人材マッチング・定着支援事業

近年、介護保険サービス事業所及び障害福祉サービス事業所等では、急速な高齢化の進展などの社会情勢の変化により、慢性的な人手不足となっています。

また、介護職員の就労後の離職率の高さも課題となっているとともに、川崎市は隣接の自治体と人材確保の取組が競合するなど、都市部特有の課題も抱えています。

このような状況を改善するため、本事業では介護保険サービス事業所等において、介護職として就職する求職者の呼び込みだけでなく、事業所の安定的な運営につながる支援を行うことで、求職者と事業所の双方を支援します。

〔実績・計画〕

	第7期			第8期		
	H30年度 (2018)	R元年度 (2019)	R2年度 (2020)	R3年度 (2021)	R4年度 (2022)	R5年度 (2023)
就職者数	63人	78人	71人	事業継続	→	

平成30、令和元年度は実績値、令和2年度以降は見込みまたは計画値です。

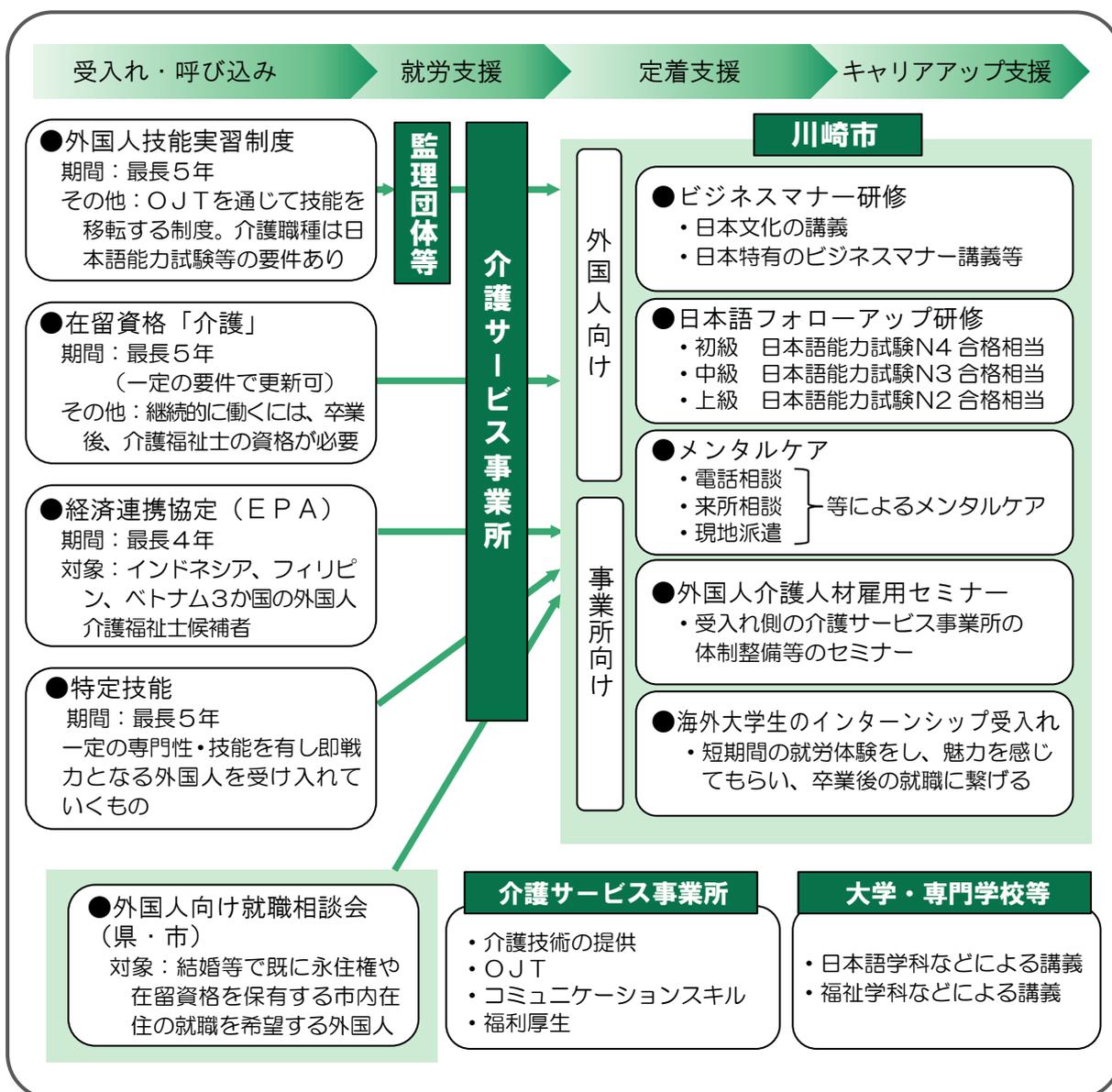


外国人介護人材の活用

市内介護サービス事業所に向けた市独自の「外国人介護人材雇用セミナー」の開催など、在留資格のある外国人介護人材の活用に引き続き取り組みます。

また、EPAに基づく外国人介護福祉士候補者の受入れのほか、介護福祉士の国家資格を有する方を対象とする新たな在留資格の創設や、外国人技能実習制度の中に介護職が認められたこと、及び特定技能による外国人の雇用が認められる内容の法改正が行われ、外国人受入れの門戸がさらに広がったことから、技能実習制度等の趣旨や目的を踏まえ、本市においても福祉・介護現場への外国人労働者の受入れを進め、ビジネスマナー研修やメンタルケア、日本語のフォローアップ研修など、必要な支援を行います。

【外国人介護人材の活用のイメージ】



◎ メンタルヘルス相談窓口

福祉現場での人間関係やストレスケアの悩みに対応するために「メンタルヘルス相談窓口」を開設し、臨床心理士によるメンタルヘルスケアを目的とした、川崎市福祉人材バンクによる無料相談を実施しています。

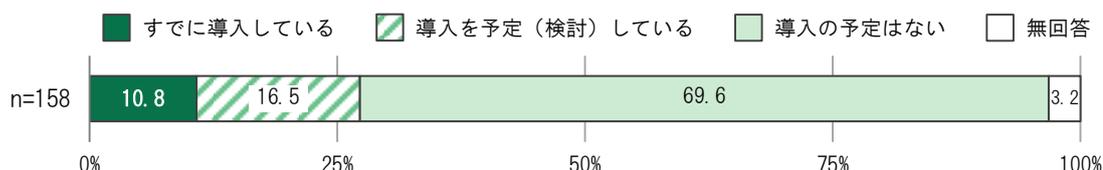
◎ 介護ロボット等の普及・啓発

国が平成28(2016)年度に介護ロボット等導入特別支援事業を実施したことを踏まえ、本市においても、介護ロボットや福祉機器の使用により介護従事者の負担の軽減を図ることを目的に、介護ロボットのレンタルや事例発表をすることなどにより、介護サービス事業所が介護ロボットや福祉機器を導入する支援を行います。

【市内介護保険施設の介護ロボットの導入意向】

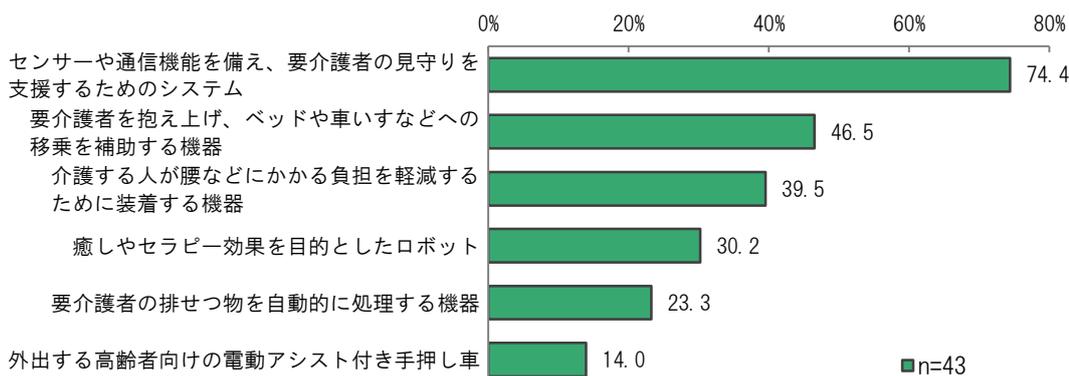
問 貴施設では、介護ロボットの導入予定がありますか（単一回答）。

▶介護ロボットの「導入の予定はない」と回答した施設等は約7割です。



問 「すでに導入している」「導入を予定（検討）している」と答えた施設にうかがいます。どのような介護ロボットが介護職員の負担軽減に効果があると思えますか（複数回答）。

▶見守り支援、介護従事者の負担を軽減するものや、癒しを目的とした介護ロボットが効果があると思うと回答した割合が高くなっています。



※令和元年度高齢者実態調査（介護保険施設等）

（4）キャリアアップ支援

福祉・介護従事者向けを中心とした各種研修・講座等を開催し、中でも介護職が自らの将来像を描けるよう、キャリアアップの道筋をイメージしたキャリアパス[★]に関する研修等を実施しています。また、医療的ケアに対応した研修も実施します。



② 総合研修センターの取組

心身の機能の障害により支援を必要とする高齢者や障害児・者が、可能な限り、住み慣れた地域で生活を営むことができるよう、専門的かつ総合的なリハビリテーションを推進することで高齢者、障害児・者等の福祉の増進を図るため、令和3（2021）年4月から川崎区に総合研修センターを開設し、支援に関する調査研究や、関係諸機関相互の連携の調整、専門的な人材の育成などの取組を進めます。

今後の更なる高齢化による医療・介護ニーズの増大に対応するとともに、地域共生社会の実現をめざし、その担い手の中核となる専門職の人材の確保・育成をするため、高齢者・障害者・障害児等に関する支援ニーズや施策課題を把握しながら、市内の事業所において支援に従事する職員に対して必要かつ適切な研修等を実施することにより、資質向上とキャリアアップを支援します。

【福祉・介護職員向け現任研修メニュー（例）】

- ・ 認知症高齢者の医学的理解・心理的理解
- ・ 統合失調症の理解と援助
- ・ 予防給付ケアマネジメント従事者研修
- ・ 対人援助技術
- ・ アセスメントとチームケア
- ・ 介護福祉士試験対策
- ・ 介護技術の再確認講座
- ・ リスクマネジメント

※研修メニューは変更となる場合があります。

③ 訪問看護師養成講習会

高齢者等が在宅で医療を受ける機会が増大し、医療的ケアが必要な高齢者等に安全で質の高い看護を提供できる看護師など、医療従事者の養成が喫緊の課題であることから、川崎市看護協会と連携し、訪問看護に必要な基本的知識や技術の習得を目的とした講習会を開催し、質の高い訪問看護の提供に加え、専門性を高める取組を推進します。

〔実績・計画〕

	第7期			第8期		
	H30年度 (2018)	R元年度 (2019)	R2年度 (2020)	R3年度 (2021)	R4年度 (2022)	R5年度 (2023)
受講者数	15人	29人	19人	事業継続	→	

平成30、令和元年度は実績値、令和2年度以降は見込みまたは計画値です。

④ 介護職員によるたんの吸引等研修

福祉・介護現場での慢性的な看護師不足に対応するため、法改正により一定の要件を満たした介護職員も喀たん吸引及び経管栄養が行えるようになりました。在宅や施設における医療的ケアを行う人員の確保をめざし、神奈川県とも連携しながら、たんの吸引等研修を行います。



キャリアパス

どのような仕事をどれくらいの期間担当し、どの資格を取得するとどのようなポストに就けるか、といったキャリアアップの道筋をキャリアパスといいます。国は、介護に従事する人が一生の仕事としてやりがいを持てるよう、キャリアパスの仕組みを介護職場に広げる取組を行っており、人材育成や昇進制度を見直す事業所が増えています。

v) ウェルフェアイノベーションとの連携

ウェルフェアイノベーションの取組は、人口・世帯構造等の社会環境の変化などこれからの超高齢社会の突入に向けて、産業と福祉を融合することで、新たな活力と社会的価値の創造をめざしていくものです。

本市では、全国に先駆けて、平成 25（2013）年からこの取組をスタートしており、この取組の活動を促進するネットワーク組織「ウェルフェアイノベーションフォーラム」は、平成 25（2013）年 10 月に立ち上げ後、350 を超える多くの企業・福祉事業者・大学・研究機関など規模の大小を問わずに様々な主体によるネットワークを形成しながら、将来的な福祉課題に先行して対応していく製品・サービスづくりを進め、徐々に具体的な成果を生み出し始めています。

平成 29（2017）年 3 月には、第 2 期ウェルフェアイノベーション推進計画を策定し、5 か年の計画期間で施策を進めています。

基本目標 産業と福祉の融合で新たな活力と社会的価値を創造する
ウェルフェアイノベーションの推進

取組の視点 「産業と福祉のハブ機能」
（概要） 「新たなライフスタイル・ワークスタイルの創出」
「地域包括ケアやパラムーブメント施策を具現化する」

3 つの方針 「新たな製品・サービスの創出」
「新たな製品・サービスの活用」
「将来を先取りする新たな社会モデルの創造・発信」



（1）方針1 新たな製品・サービスの「創出」

将来的な福祉課題への先行的な対応を図るため、「産業と福祉のハブ機能」として産業界のシーズと多様化する福祉現場のニーズの融合を促進させ、最新技術の活用を含め新たな製品・サービスの「創出」に向けた動きを促進します。

取組例1 定量的評価に基づく福祉製品の創出

排尿における福祉製品等の効果的な活用に向け、福祉製品等の定量的評価指標の作成及び業務改善等の効果検証として「移動・移乗機かーくん」を使用し、トイレ介助に係る業務時間短縮・負担軽減効果を検証しました。



移動移乗機かーくん
(有) 早川テクノエイド研究所

今後の取組

令和3（2021）年度に開設する川崎市（仮称）ウェルフェアイノベーション連携・推進センターについて、関係局や施設管理者等と協議調整を行いながら、製品・サービスの創出につながる取組を推進していきます。

（2）方針2 新たな製品・サービスの「活用」

産業界で生み出された新たな製品・サービスについて、福祉現場での「活用」を促すことを通じて、活用による新たな発見等による「価値の創出」に向けた動きを促進します。

取組例2 K I S 認証福祉製品（市内事業者）の販売促進

クリアーボイス 10 台を介護現場及び農業、観光関係施設に貸出・活用するなど効果的な周知を行いました。また、JAセレサ川崎については、5 台の購入につながるなど販路拡大を図ることができました。今後も、介護施設、農業・観光関係施設での設置を行うとともに、新たな分野（商業施設等）での設置を進めることで更なる販路拡大をめざしていきます。



クリアーボイス
(株) 伊吹電子

（3）方針3 将来を先取りする新たな社会モデルの「創造・発信」

製品・サービスの活用により生み出された「価値」を、住まい・移動・健康寿命延伸などのライフスタイルやワークスタイルの広範な領域にわたって、将来を先取りする新たな社会モデルとして創造・発信していきます。

取組例3 障害者も健常者もハロウィンに参加できる社会モデルの創造・発信

パーソナルモビリティ等の活用により障害のある当事者等の「移動」の可能性を広げる新たな価値の創造・発信をめざし、K I S 認証製品のCOGY、ラギー及びユニモに乗車し、日本最大級のカワサキハロウィンパレードで健常者と同じルートを行進するという、障害者の新たなライフスタイルの創造と発信を行いました。



「カワサキハロウィン」写真

vi) 川崎市複合福祉センター ふくふく

川崎区日進町の川崎市福祉センター跡地に、「高齢者や障害者の在宅生活支援の推進」を基本目標とする「川崎市複合福祉センター ふくふく」を整備しました。

“ふくふく”は、福祉・幸福・福寿などの「福」が持つ優しい響きから、川崎市地域包括ケアシステム推進ビジョンの基本理念を踏まえ、高齢者や障害者が住み慣れた地域でいつまでも安心して暮らし続けることができる地域社会の実現に向けた施設となることをイメージしたものです。

「ふくふく」内に、令和3（2021）年4月に設置する総合リハビリテーション推進センターは、障害者更生相談所と精神保健福祉センターの機能を中核としつつ、高齢者や障害児も含めたサービスの質の向上やネットワーク化を推進する機関として位置付け、保健医療福祉に関する地域資源の全市的な連携拠点としていきます。



その具体的な役割として、地域リハビリテーションセンターの統括を行うとともに、民間の施設・事業者も含めた全市的なサービスの質の向上を図るため、保健医療福祉サービスに関する調査研究・連携調整・人材育成を推進します。なお、人材育成については、併設する総合研修センターと共同で取組を展開します。

【施設機能（所在地：川崎区日進町5-1）】

- 8階：特別養護老人ホーム
- 7階：特別養護老人ホーム
- 6階：特別養護老人ホーム
- 5階：障害者入所施設
- 4階：障害者入所施設
- 3階：障害者入所施設（日中活動センター）、日中活動センター、発達相談支援センター、ひきこもり地域支援センター、南部就労援助センター
- 2階：総合リハビリテーション推進センター、南部リハビリテーションセンター、総合研修センター、在宅医療サポートセンター、防災備蓄倉庫
- 1階：看護小規模多機能型居宅介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、地域交流スペース、事業所内保育所、（仮）ウェルフェアイノベーション連携・推進センター

民間	8階	法人管理部門	特別養護老人ホーム（従来型）	入所
	7階	特別養護老人ホーム（従来型）		
	6階	特別養護老人ホーム（ユニット型）		
市	5階	障害者入所施設（身体障害者対応）		来訪・通所
	4階	障害者入所施設（知的・精神障害者対応）		
	3階	発達相談支援センター ひきこもり地域支援センター 南部就労援助センター	日中活動センター	
共用	2階	防災備蓄倉庫	総合研修センター	総合リハビリテーション推進センター等
	1階	地域交流広場	地域交流スペース	ウェルフェアセンター 法人事務所 厨房 事業所内保育所 看護小規模多機能定期巡回